

令和 7 年 5 月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和 7 年 5 月 22 日（木）午前 9 時 30 分～午前 10 時 15 分

2. 場 所

河内長野市役所 7 階 行政委員会室

3. 出席委員

小川教育長、嘉名教育長職務代理者、田中委員、大矢委員、河野委員

4. 5 月定例教育委員会会議録署名委員

教育長、嘉名教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、小池学校教育課参事、濱田社会教育第 1 課長、山本社会教育第 2 課長、太田社会教育第 2 課参事、松村教育総務課長補佐、都志教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

小川教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和 7 年 5 月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

小川教育長

前回の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

小川教育長

5月の会議の会議録の署名は、私のほかに嘉名教育長職務代理者と大矢委員にお願いします。

嘉名教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

(3) 教育長報告

小川教育長

次に教育長報告にうつります。

令和7年4月26日から令和7年5月21日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず4月26日土曜日は、美加の台中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（美加の台中）。定例教育委員会会議に出席しました。

27日日曜日は、総合計画シンポジウムに出席しました（キックス）。

5月5日月曜日は、行者祭を視察しました（石見川地区）。青葉祭を視察しました（延命寺）。金剛寺の国宝特別公開を視察しました（金剛寺）。

7日水曜日は、校長会に出席しました。

8日木曜日は、庁議に出席しました。

9日金曜日は、校長面談を実施しました。大阪・関西万博を視察しました。

13日火曜日は、校長面談を実施しました。

14日水曜日は、文部科学省と協議を実施しました（衆議院第二議員会館）。

15日木曜日・16日金曜日は、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に出席しました（川越市）。

17日土曜日は、市PTA連絡協議会理事総会に出席しました（キック

ス)。

18日日曜日は、長野中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（長野中）。

19日月曜日は、局別戦略会議に出席しました。

20日火曜日は、校長面談を実施しました。政策検討会議に出席しました。

21日水曜日は、福祉教育常任委員協議会に出席しました。大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席しました（アウィーナ大阪）

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

小川教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

小川教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

小川教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第16号「第2次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる諮問について」の説明をお願いします。

太田社会教育第2課参事

議案第16号「第2次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる諮問について」ご説明いたします。別冊1の諮問書をお願いいたします。諮問事項につきましては、第2次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定についてでございます。目標年次につきましては、令和7年度中の策定を目標としております。諮問事由につきましては、本市には85件の国宝・重要文化財をはじめとする多くの文化

財がございまして、また、3 件の日本遺産に認定されたストーリーがございまして。そうした状況から文化財を計画的、効果的に調査、保存、活用していくことが本市では必要となっています。このために策定しました河内長野市文化財保存活用地域計画が令和 7 年度末で計画期間の完了を迎えることを受け、第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画を策定するにあたり、河内長野市文化財保護審議会に対して 5 月 28 日に諮問を行い、専門的な見地から意見を求めるものでございます。計画の内容につきましては国の指針に基づいて策定を進めており、概要版と素案を添付してございます。説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小川教育長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

小川教育長

それではご異議等がないようですので、議案第 16 号「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる諮問について」を承認いたします。

(5) 報告案件（要旨）

- ・報告第 10 号「労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について」

社会教育第 1 課（市民交流センター）における、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 28 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものです。

(6) その他報告（要旨）

社会教育第 2 課

- 科学教室「ちりめんモンスターと煮干しの観察」

- 図書館 資料展示について
- かやぶき屋根の修復がはじまります
- 歴史発見 2025
- 第2次河内長野市文化財保存活用地域計画パブリックコメントの実施
- 第2次河内長野市文化財保存活用地域計画ワークショップを開催

閉 会

小川教育長

以上で5月定例教育委員会を閉会します。

令和7年6月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和7年6月27日（金） 午後1時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所3階 301会議室

教育長報告（令和7年4月26日～令和7年5月21日） 別 紙

- 4月26日（土） 美加の台中学校区青少年健全育成会総会出席（美加の台中）、定例教育委員会会議出席
- 4月27日（日） 総合計画シンポジウム出席（キックス）
- 5月5日（月） 行者祭視察（石見川地区）、青葉祭視察（延命寺）、国宝特別公開視察（金剛寺）
- 5月7日（水） 校長会出席
- 5月8日（木） 庁議出席
- 5月9日（金） 校長面談実施、大阪・関西万博視察
- 5月13日（火） 校長面談実施
- 5月14日（水） } 文部科学省協議（衆議院第二議員会館）
- 5月15日（木） } 全国都市教育長協議会定期総会・研究大会出席（川越市）
- 5月16日（金） }
- 5月17日（土） 市PTA連絡協議会理事総会出席（キックス）
- 5月18日（日） 長野中学校区青少年健全育成会総会出席（長野中）
- 5月19日（月） 局別戦略会議出席
- 5月20日（火） 校長面談実施、政策検討会議出席
- 5月21日（水） 福祉教育常任委員協議会出席、大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会出席（アウィーナ大阪）

令和 7 年 5 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 7 年 5 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第 1 6 号 第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定
 にかかる諮問について
 (説明担当 社会教育第 2 課・・・p. 2)

(報告案件)

- 報告第 1 0 号 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結に
 ついて
 (説明担当 教育総務課・・・p. 3)

議案第 16 号

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる諮
問について

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかかる諮問について、
別冊 1 のとおり河内長野市文化財保護審議会に諮問する。

令和 7 年 5 月 22 日

河内長野市教育長 小川 祥

報告第 10 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 2 のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 22 日

河内長野市教育長 小川 祥

別冊 1

議案第 16 号関係

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定にかか
る諮問について

河内長野市教育委員会事務局

河長教委社二第 号
令和 7 年 月 日

河内長野市文化財保護審議会 様

河内長野市教育委員会

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について（諮問）

標記の件につきまして、下記のとおり諮問いたしますので、答申くださいますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について

2. 目標年次

令和 7 年度

3. 諮問事由

本市には、85 件の国宝・重要文化財をはじめとする多くの文化財があり、また、3 件の日本遺産に認定されたストーリーがあります。そうした状況から、マスタープラン・アクションプランに基づいて、文化財を計画的、効果的に調査、保存、活用していくことが本市では必要です。

このために策定した河内長野市文化財保存活用地域計画が令和 7 年度末で計画期間の完了を迎えることを受け、「第 2 次河内長野市文化財保存活用地域計画」を策定するにあたり、専門的な見地からの意見を求めるものです。

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画（概要案）

■文化財保存活用地域計画について

- 文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法183条の3に規定された計画である。市町村における文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担う。
- 【策定のメリット】
- ・文化財の保存・活用に関する国庫補助金の補助率加算等の優遇がある。
 - ・文化財の調査・保存・活用のビジョンを多くの人と共有できる。
 - ・文化財の保存・活用に関する計画的な事業運営ができる。
- 【全国的な策定状況】
- ・令和6(2024)年12月現在、194自治体が文化庁の認定を受けている。

■指定等文化財件数一覧(第2章)

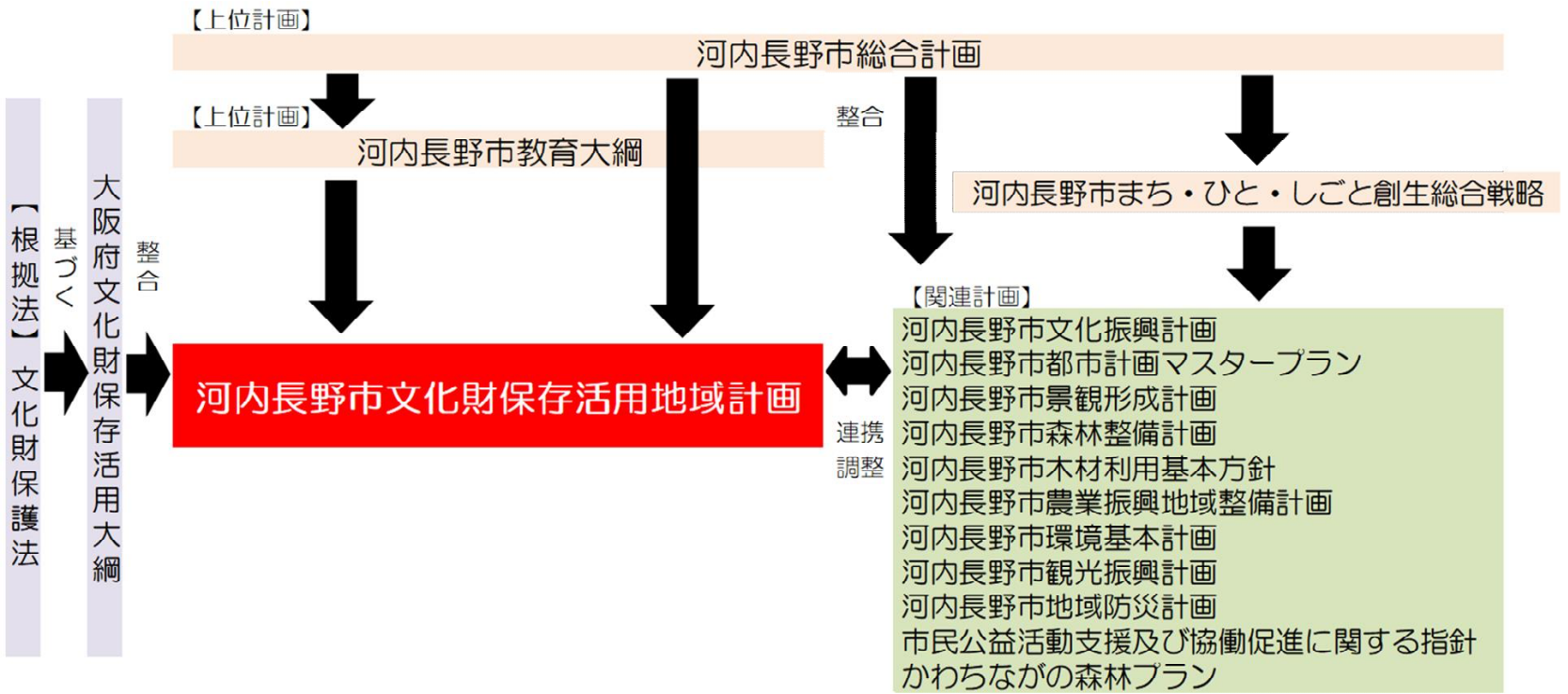
類型			国指定等	府指定	市指定	国登録	市選定	市登録	計
有形文化財	建造物		18	3	8	30	－	0	59
	美術工芸品	絵画	7	0	11	0	－	0	18
		彫刻	36	6	19	0	－	0	61
		工芸品	11	2	3	0	－	0	16
		書跡・典籍・古文書	13	2	4	0	－	0	19
		考古資料	0	1	2	0	－	0	3
		歴史資料	0	0	1	0	－	0	1
無形文化財			0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	6	0	－	0	6
	無形の民俗文化財		0	0	6	0	－	0	6
記念物	遺跡		3	1	1	0	－	0	5
	名勝地		0	2	1	0	－	0	3
	動物・植物・地質鉱物		0	5	2	0	－	0	7
文化的景観			0	－	－	－	－	0	0
伝統的建造物群			0	－	－	－	－	0	0
選定保存地域			－	－	－	－	4	－	4
小計			88	22	64	30	4	0	208

■第2次河内長野市文化財保存活用地域計画について(序章)

- 【策定の背景】
- 全国有数の歴史文化遺産が集積する地域であり、3つの日本遺産により情報発信、魅力発信等を行ってきた。一方で、少子高齢化、人口減少による将来の保存・活用の担い手不足に対して、多様な人々の参画を得て事業を推進していくことが求められている。本市では、令和元(2019)年12月に第1次計画を策定し、令和2(2020)年2月に文化庁の認定を受け、事業を推進してきた。
- 【策定の目的】
- 様々な立場(文化財所有者と行政だけでなく、地域住民、関係機関、学校、住民団体等)の人々の参画を得て、歴史文化遺産の調査や保存継承を進める。また、歴史文化遺産をとりまく様々な社会課題を解決し、すべての市民のウェルビーイングを実現するため、幅広い分野で活用を進めていく。こうした趣旨を多くの人々と共有し、総合的・効果的に事業を進めていくことを目的とする。
- 【計画期間】
- ・令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10年間
- 【本市計画の特徴】
- ・教育分野、観光分野、地域づくり分野での活用を設定し、幅広い目的で歴史文化遺産を活用する。
 - ・地域の人口減少に対応して、さまざまな地域住民の方が歴史文化遺産の保存と活用に参画できるようにする。
 - ・5つの河川系に歴史文化遺産のまとまりを見出し、関連遺産群を設定した。

※本計画における「歴史文化遺産」の定義…指定・未指定に関わらず歴史的に形成された河内長野らしさを感じることができるもの。

【地域計画の位置づけ】



■河内長野市の歴史文化の特徴(第3章)

河内長野市域の歴史文化遺産には、5つの河川系ごとに一定のまとまりがあるという特色がある。現在の住民活動もこうした河川系に沿って展開している。

■第1次計画の取り組み状況と総括(第4章)

事業区分	個別事業	取り組み状況
調査研究	歴史文化遺産総合調査事業	祭礼をはじめとした無形民俗文化財の総合調査は計画どおり進捗した。 寺社跡、巨木、景勝地、庭園の総合調査はコロナ禍のために実施できなかった。
	歴史文化遺産個別調査事業	2件の市指定文化財候補と1件の国登録文化財候補を調査した。 開発行為に伴う埋蔵文化財調査を計画どおり実施した。 関連遺産群や歴史文化遺産保存・活用地区の調査研究は、一部のものについて実施できた。
	その他事業	文化財保護審議会の運営を計画どおり行った。
保存・整備・継承支援	指定・登録文化財の修理整備事業	指定・登録文化財の修理整備事業、指定無形民俗文化財保存継承事業、指定・登録文化財管理事業については、計画どおり事業を達成できた。 選定保存地域の保存事業、歴史文化遺産保存継承者の育成事業については、コロナ禍により実施できなかった年度もあった。
	指定無形民俗文化財保存継承事業	
	指定・登録文化財管理事業	
	選定保存地域の保全事業	
	歴史文化遺産保存継承者の育成事業	
	その他事業	
活用	観光分野での活用事業	主要駅でのデジタルサイネージ、市外での講演会等を計画どおり実施した。
	教育分野での活用事業	郷土歴史学習、講座、展示、体験学習等を計画どおり実施した。
	景観分野での活用事業	景観のワークショップを実施した年度もあったがコロナ禍により実施できなかった年度もあった。
	地域づくり分野での活用事業	地域住民の方が行う歴史文化遺産の活用について計画どおり支援した。



無形民俗文化財の総合調査成果の冊子



講座の様子(教育分野での活用)



フィールドワークの様子(地域づくり分野での活用)

河内長野市の歴史文化遺産をめぐる将来像と課題・方針・措置(第5章・第6章・第7章)

将来像	方向性	課題	方針	主な事業
多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を学び、伝え、活かすまち	(調査研究) 方向性1 調査研究の推進	・把握調査に不十分な分野がある ・詳細調査が不十分 ・歴史文化遺産の相互の関連性の解明が不十分 ・埋蔵文化財調査の継続実施が必要等	・未実施分野の歴史文化遺産把握調査の実施 ・保存のための歴史文化遺産詳細調査の推進 ・歴史文化遺産の相互関連性の調査研究の推進 ・埋蔵文化財の記録保存の実施等	(1)①歴史文化遺産の把握調査事業 【主体等】所有者、有識者・研究機関、地域型住民団体、テーマ型住民団体、行政(歴史文化遺産所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】未調査分野の歴史文化遺産の把握調査を実施する。
	(保存・整備・継承支援) 方向性2 確実な保存・継承の実施	・所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の継続実施が必要 ・史跡保存活用計画の作成が不十分 ・収蔵施設の老朽化 ・史跡の整備が不十分 ・人材の不足等	・所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の推進 ・史跡保存活用計画作成の推進 ・展示・収蔵施設の改修・整備の推進 ・史跡整備の推進 ・人材確保・育成を目的とした仕組みづくりの支援等	(2)①指定・登録文化財修理・整備事業 【主体等】所有者、有識者・研究機関、行政(歴史文化遺産所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】自然劣化や災害等の被害を受けた指定・登録文化財の適切な保存管理・整備を実施する。 
	(教育分野での活用) 方向性3 歴史文化遺産を活用した人づくり	・学校との連携が今後必要 ・社会教育施設との連携の促進が必要	・学校と連携した歴史文化遺産の学校教育分野における活用の充実 ・社会教育施設と相互に連携した歴史文化遺産の社会教育分野における活用の充実	(3)①-a)郷土歴史学習(小・中学校)の推進事業 【主体等】所有者、行政(歴史文化遺産所管課・他所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】授業の支援として郷土歴史学習への講師派遣、子ども文化財解説の実施支援、校外学習の実施支援、ふるさと歴史学習館における校外学習の受け入れ等を行う。 
	(観光分野での活用) 方向性4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化	・交流人口を受け入れる人材育成が必要 ・市独自の歴史文化遺産の魅力発信が必要 ・他市との連携が必要	・交流人口を受け入れるための観光ボランティア等の人材育成 ・本市独自の歴史文化遺産の魅力発信による交流人口の拡大と経済効果の喚起 ・他市と連携した歴史文化遺産の市外への魅力発信による交流人口の拡大と経済効果の喚起	(3)②-d)河内長野版歳時記活用事業 【主体等】有識者・研究機関、行政(歴史文化遺産所管課、他所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】市内の無形の民俗文化財に関する映像記録や紹介冊子等を郷土歴史学習や公民館講座等で活用する。
	(地域づくり分野での活用) 方向性5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進	・住民団体との協働の促進が必要 ・住民団体と連携した地域景観の保全が不十分 ・幅広い目的を持った活用事業の推進が必要	・幅広い住民団体と連携した歴史文化遺産の活用の推進 ・住民団体と連携した地域景観保全の推進 ・住民団体と連携した幅広い目的を持った活用事業の推進等	(4)①-b)日本遺産活用事業「中世に出逢えるまち」 【主体等】所有者、有識者・研究機関、テーマ型住民団体、行政(歴史文化遺産所管課、他所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】「中世に出逢えるまち」のストーリーの普及と構成文化財の活用として、大都市部での講演会、現地の見学会等を実施する。 
				(5)①-a)地域型住民団体の活動支援事業 【主体等】地域型住民団体、行政(歴史文化遺産所管課、他所管課) 【期間】R8～R17 【事業内容】団体が主催する事業への人材派遣、運営・資金確保に関する情報提供、広報活動について支援する。

■関連遺産群(第8章)・・・本市は河川系ごとに特色あるテーマ、ストーリーによって歴史文化遺産が展開している。

関連遺産群1 観心寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

観心寺は、中世を通じて広大な境内に多くの子院が建ち並ぶ寺院であり、周囲の寺領を支配していた。これらの状況を伝える多くの歴史文化遺産が現代に伝わっている。



- 方針1 観心寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
- 方針2 観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
- 方針3 把握調査を踏まえて、重要なものは指定等の保存措置を行う。
- 方針4 旧寺辺領の関連遺産を周知し、川上小学校区地域まちづくり協議会と協働で保存継承活動を推進する。
- 方針5 観心寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。また、所有者、かわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で歴史文化遺産の公開を積極的に進め、継続的に全国へ向かって魅力発信を行い、交流人口の拡大をはかる。

関連遺産群2 高野参詣に関連する歴史文化遺産

中世以降、本市を経由した高野参詣が続き、多くの人々が往来し、参詣道が整備され、現在でも往時を忍ばせる古道の景観が伝わる。

- 方針1 コンテンツ収集のため高野参詣や三日市宿に関する研究を今後も推進する必要がある。
- 方針2 石造物や古文書等で重要なものの指定等を推進する。
- 方針3 史跡烏帽子形城跡をはじめとする高野街道沿いの地域での保存継承活動を三日市小学校区まちづくり協議会と協働で推進する。
- 方針4 高野街道のフィールドワーク等の学校教育の場での学習機会を充実させる。
- 方針5 展示・講座等を通じて歴史資料の価値を共有していく。



関連遺産群3 旧石清水八幡宮領甲斐庄に関連する歴史文化遺産

石清水八幡宮の荘園である甲斐庄があった地には、かつての歴史を伝える古文書や工芸品がのこっており、現在でもこれを伝える里山景観が広がっている。

- 方針1 コンテンツ収集のため、甲斐庄に関する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を推進する。
- 方針2 古文書等で重要なものの指定措置を推進する。
- 方針3 里山景観の保全を普及啓発し、学校教育や社会教育の場での保全継承活動を天見地域まちづくり協議会と協働で推進し、支援を行う。

関連遺産群4 葛城修験の霊場に関連する歴史文化遺産

修験道の行場として古くにかれた葛城山には、関連する寺院や行場が伝わり、現在でも修験者による巡拝が続いている。

- 方針1 葛城修験に関する調査研究を他市とも連携し推進する。
- 方針2 美術工芸品等で重要なものの市指定措置を推進する。
- 方針3 地域内で葛城修験に関する普及啓発を地域の公民館と協働で行う。
- 方針4 他市町村とも連携して葛城修験の魅力を発信する。



関連遺産群5 高向庄に関連する歴史文化遺産

高向地区には、かつて皇族の荘園、高向庄が広がっており、古い絵図に描かれた寺社や水路・古道が現在へ伝わっている。

- 方針1 個別調査結果に応じて関連遺産群の構成歴史文化遺産の指定措置を推進する。
- 方針2 関連遺産群を普及啓発し、地域での保全継承活動を高向小学校区ひと・まち・ゆめづくり会と協働で推進する。

関連遺産群6 金剛寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

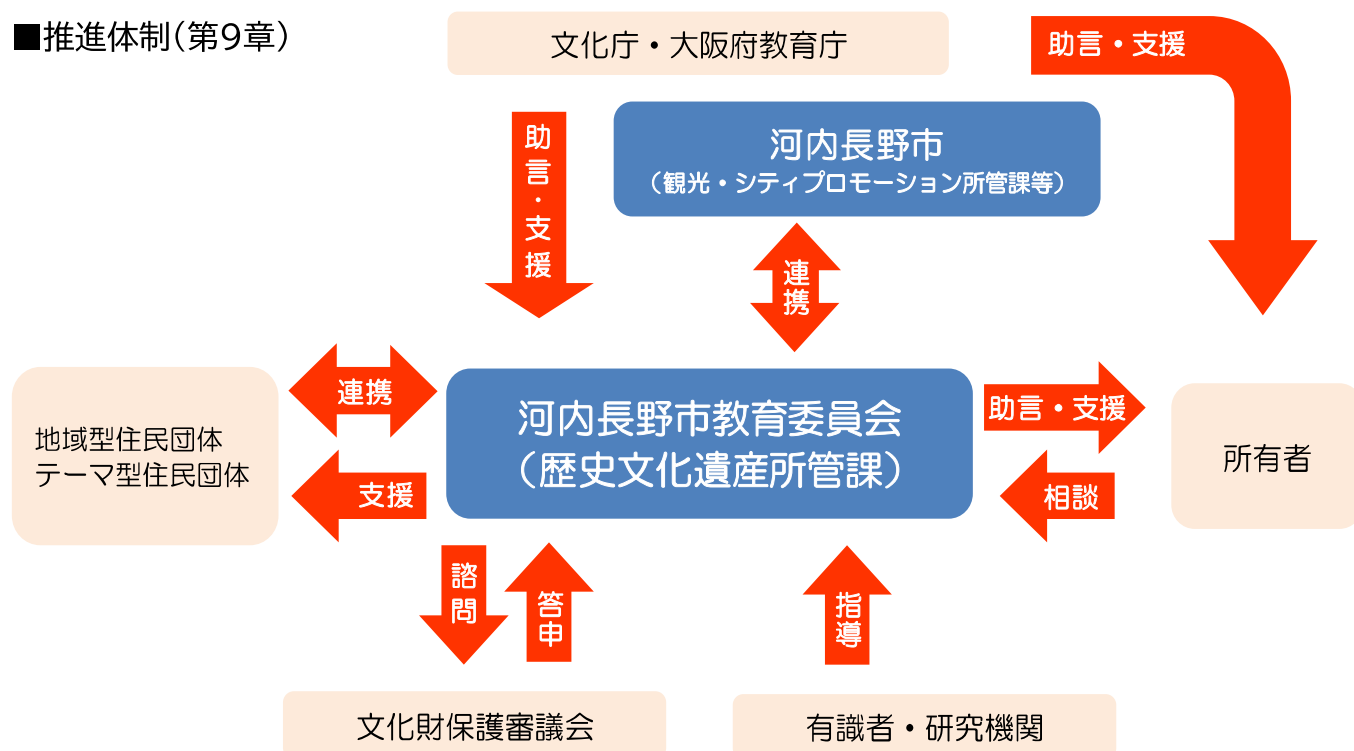
金剛寺は、境内都市とも言われ、広大な境内に多くの建造物が建ち並ぶ。そして、周囲の寺領を支配していたことを示す多くの古文書が現在に伝わる。

- 方針1 金剛寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
- 方針2 金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
- 方針3 把握調査を踏まえて、重要なものは市指定等の保存措置を行う。



- 方針4 旧寺辺領の関連遺産を周知し、公民館と協働で地域での保全継承活動を推進する。
- 方針5 金剛寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。
- 方針6 金剛寺や旧寺辺領の歴史文化遺産の価値をかわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で全国的に魅力発信し、交流人口の拡大をはかる。

■推進体制(第9章)



第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 策定スケジュール

令和6年度

- 8月21日:河内長野市文化財保護審議会
・全体骨子
- 12月～1月:市民アンケートの実施
- 2月21日:河内長野市文化財保護審議会
・全体素案
- 2月23日:ワークショップ

令和7年度

- 5月21日:福祉教育常任委員協議会
- 5月22日:定例教育委員会(市文化財保護審議会への諮問決定)
- 5月28日:河内長野市文化財保護審議会(諮問)
- 6～7月:パブリックコメントの実施(実施主体は市文化財保護審議会)
:ワークショップ
- 8月:河内長野市文化財保護審議会(答申)
:定例教育委員会(答申を受けて計画案の確定)
- 12月:国の文化審議会での諮問答申、認定。 →令和8年4月から第2次計画期間開始

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 (素案)

令和7（2025）年5月現在
河内長野市教育委員会

目次

序 章

1	計画作成の背景と目的	p 1
(1)	背景	p 1
(2)	計画作成の目的	p 1
2	計画期間	p 1
3	作成の体制と経過	p 2
4	地域計画の対象について	p 3
(1)	本計画における「歴史文化遺産」の定義	p 3
(2)	本計画における地域区分について	p 3
5	地域計画の位置づけ	p 3
(1)	総合計画における位置づけ	p 4
(2)	その他の行政計画における歴史文化遺産の位置づけ	p 4
(3)	大阪府の関連計画	p 5

第1章 河内長野市の概要

1	自然・地理的環境	p 7
(1)	河内長野市の位置	p 7
(2)	山地・丘陵・地質	p 7
(3)	気候	p 8
2	歴史的環境	p 8
(1)	旧石器時代から古墳時代	p 8
(2)	中世	p 9
(3)	近世	p 10
(4)	近代・現代	p 10
3	社会的状況	p 12
(1)	人口	p 12
(2)	交通	p 12
(3)	産業	p 13
(4)	観光	p 13
(5)	市民文化	p 14
(6)	文化施設	p 14

第2章 河内長野市の歴史文化遺産の概要

1	河内長野市の歴史文化遺産の概要	p 16
2	河内長野市の歴史文化遺産の特色	p 17
	(1) 有形文化財	p 17
	(2) 無形文化財	p 19
	(3) 民俗文化財	p 19
	(4) 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）	p 20
	(5) 文化的景観	p 20
	(6) 伝統的建造物群	p 20
	(7) その他	p 20
3	関連する制度	p 21
	(1) 日本遺産	p 21
	(2) ふるさと文化財の森	p 23
	(3) 世界かんがい施設遺産	p 23

第3章 河内長野市の歴史文化の特徴

第4章 第1次計画の取り組み状況と総括

1	第1次計画の基本方針	p 27
2	項目ごとの取り組み状況	p 27
	(1) 調査研究	p 27
	(2) 保存・整備・継承支援	p 28
	(3) 活用	p 29
3	項目ごとの課題	p 30
	(1) 調査研究	p 30
	(2) 保存・整備・継承支援	p 30
	(3) 活用	p 30
4	総括	p 30

第5章 歴史文化遺産の将来像

1	目指す将来像	p 31
2	方向性	p 31

3	方向性間の相互関係	p 32
(1)	段階的関係	p 32
(2)	波及的關係	p 32
(3)	手段と目的の關係	p 32

第6章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する課題・方針

1	既往の調査概要	p 33
(1)	郷土研究会委託事業	p 33
(2)	市内自治会収蔵資料調査	p 35
(3)	京都国立博物館調査研究	p 35
(4)	大学による中・近世文書調査研究	p 35
(5)	日本遺産調査研究	p 35
(6)	埋蔵文化財調査	p 35
(7)	無形の民俗文化財調査	p 35
(8)	その他の調査	p 36
(9)	調査状況	p 36
2	調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状	p 37
(1)	調査研究をめぐる現状	p 37
(2)	保存・整備・継承支援をめぐる現状	p 37
(3)	教育分野での活用をめぐる現状	p 38
(4)	観光分野での活用をめぐる現状	p 38
(5)	地域づくり分野での活用をめぐる現状	p 38
3	アンケートによる市民意識調査	p 39
(1)	調査の実施	p 39
(2)	回答の分析	p 39
4	調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する課題	p 40
(1)	方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する課題	p 40
(2)	方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）に関する課題	p 40
(3)	方向性3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する課題	p 41
(4)	方向性4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する課題	p 41
(5)	方向性5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する課題	p 41
5	調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針	p 42

(1) 方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する方針	p 42
(2) 方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）に関する方針	p 42
(3) 方向性3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する方針	p 43
(4) 方向性4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する方針	p 44
(5) 方向性5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する方針	p 44

第7章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業

1 調査研究、保存・整備・継承支援、活用について	p 45
(1) 方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する事業	p 45
(2) 方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）に関する事業	p 47
(3) 方向性3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する事業	p 51
(4) 方向性4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する事業	p 53
(5) 方向性5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する事業	p 54
2 防災・消防・防犯について	p 55
(1) 歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する現状と課題	p 55
(2) 歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する方針と事業	p 55
(3) 歴史文化遺産の防災・消防・防犯の推進体制と体制整備	p 57

第8章 関連遺産群

1 関連遺産群の目的と設定の考え方	p 58
(1) 関連遺産群の設定の考え方	p 58
(2) 関連遺産群の設定基準	p 58
(3) 歴史文化の特徴との関係	p 58
2 関連遺産群の内容と、その課題・方針・事業	p 59

第9章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の推進体制

- 1 歴史文化遺産所管課の体制・・・・・・・・・・・・・・・・ p 74
 - (1) 歴史文化遺産所管課の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ p 74
 - (2) 歴史文化遺産所管課職員の配置状況・・・・・・・・ p 74
 - (3) 河内長野市文化財保護審議会の体制・・・・・・・・ p 74
 - (4) 庁内連携などの体制・・・・・・・・・・・・・・・・ p 76
 - (5) 歴史文化遺産所有者・住民団体との連携・・・・・・・・ p 76
 - (6) 専門機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ p 76
 - (7) 推進体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ p 76
- 2 事業推進の進行管理など・・・・・・・・・・・・・・・・ p 77
 - (1) P D C Aサイクルによる進行管理・・・・・・・・ p 77
 - (2) 協働・連携による事業の推進・・・・・・・・ p 77
 - (3) 柔軟な計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ p 77

序 章

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

河内長野市は大阪府の東南端にあり、奈良県と和歌山県に接する。古くから交通の要衝として発達し、高野街道、大沢街道、和泉道といった街道が交差する場所で、多くの人とモノが行き交ってきた。現在では、国宝8件、重要文化財77件、国史跡3件を含む全国有数の歴史文化遺産が集積する地域となっている。

本市は、これらの歴史文化遺産について、適切な調査と保存のための措置を行ってきた。活用についても、従来活発に活動する関係団体と連携して進めてきた経緯がある。令和元（2019）年度には「中世に出逢えるまち」が、令和2（2020）年度には「女人高野」、「葛城修験」がそれぞれ日本遺産に認定され、市外への情報発信も積極的に実施してきた。

一方で、少子高齢化・人口減少が急激に進んでいる。このため、市の活力を今後も維持できるのか懸念され、また、歴史文化遺産を保存・活用する担い手不足が将来的に発生することが危惧される。そこで、これらを担う人々の裾野を広げ、多様な人々の参画を得て、市内の歴史文化遺産の保存・活用を推進していくことが求められている。

(2) 計画作成の目的

本市では、歴史文化遺産所有者と行政だけではなく、地域住民や関係機関、学校、あるいは様々な住民団体と連携し、様々な立場の人々の参画を経て、歴史文化遺産の調査や保存継承を進める。また、幅広い分野で活用を進めていくことで、歴史文化遺産をとりまく様々な社会的課題を解決し、このことをもって市民のウェルビーイングの実現に寄与する。

こうした趣旨を多くの人々と共有し、総合的に効果的に事業を進めることができるように、本市の歴史文化遺産のマスタープラン兼アクションプランとして、文化財保護法第183条の3に基づき、「第2次河内長野市文化財保存活用地域計画」を作成する。

2 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である第6次河内長野市総合計画と同期間の令和8（2026）年度～令和17（2035）年度の10年間とする。

効果的・効率的に事業が行えるように、各年でPDCAサイクルによる進行管理と事業評価を行う。

また、めまぐるしく変化する社会環境に対応するため、計画期間内でも必要に応じて事業及び計画の見直しを行う。見直しの結果、①計画期間の変更、②市の区域内に存在する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更については、文化庁長官へ再認定申請を行う。再認定が必要となる変更以外の軽微な変更は、大阪府及び文化庁へ情報提供する。

	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)
文化財保存活用 地域計画	第2次 河内長野市文化財保存活用地域計画										第3次 計画	
総合計画						中間見直し						
	第6次 河内長野市総合計画											

第1図 計画期間

3 作成の体制と経過

本計画の作成にあたっては、市民、歴史文化遺産の所有者、本市の歴史文化遺産に詳しい有識者、関係する庁内部署（住民団体、本市のまちづくり、観光、都市計画・景観、市民協働、環境、農林業、社会教育、学校教育、防災・地域安全、そして財政を所管する庁内関係部局）と調整を行った。

そして、文化庁の指導助言、大阪府教育委員会の助言等を受け、河内長野市教育委員会が事務局を務める河内長野市文化財保護審議会への諮問と答申を得て作成した（第1表）。



第2図 審議の様子

第1表 作成の経緯

令和5（2023）年度		
3月1日	文化庁協議（京都）	
令和6（2024）年度		
7月24日	文化庁協議（京都）	
8月21日	令和6年度第1回河内長野市文化財保護審議会	全体骨子案について
11月13日	文化庁協議（京都）	
12月～1月	市民アンケート	対象：市民2,000人（無作為抽出）
2月3日	文化庁協議（京都）	
2月21日	令和6年度第2回河内長野市文化財保護審議会	全体素案について
2月23日	ワークショップ	対象：市内在住・通勤・通学者
令和7（2025）年度		
5月22日	定例教育委員会	文化財保護審議会への諮問の決定
5月28日	令和7年度第1回河内長野市文化財保護審議会	諮問
6月5日～7月3日	パブリックコメントの実施	
6月28日	ワークショップ	
8月	令和7年度第2回河内長野市文化財保護審議会	答申
8月	河内長野市定例教育委員会	

4 地域計画の対象について

(1) 本計画における「歴史文化遺産」の定義

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第6号で、文化財の6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）が定められている。

本計画では、これに加えて、河内長野らしさを感じることのできる歴史的コンテンツ・伝承地などを指定・未指定に関わらず幅広く「歴史文化遺産」と定義し、調査、保存、活用の対象として扱う。

(2) 本計画における地域区分について

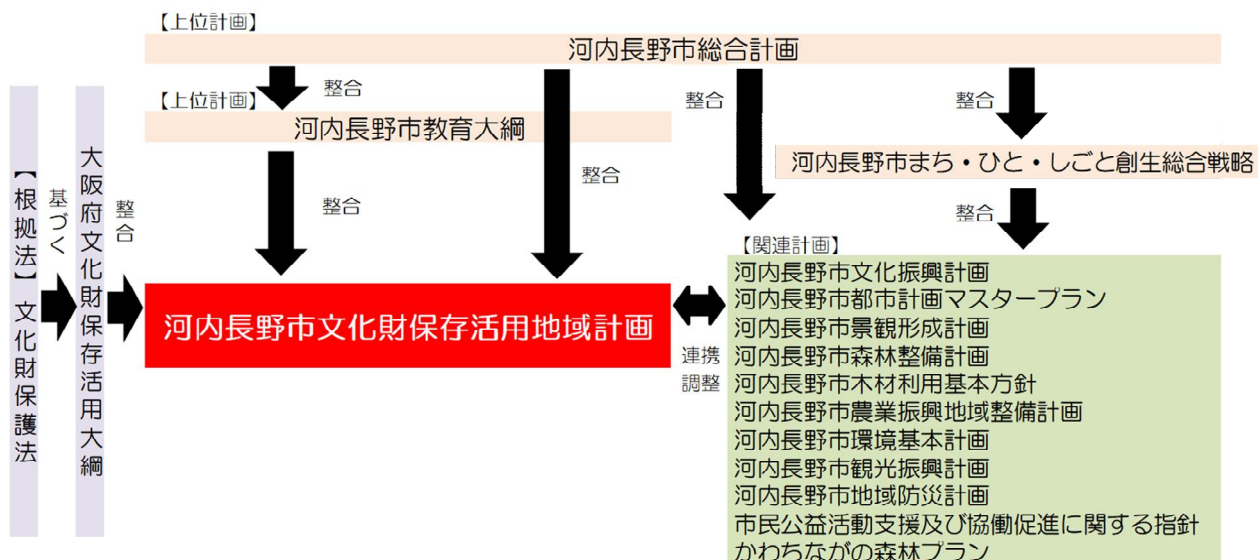
本計画では、次の地域区分により各地区を整理する。



第3図 河内長野市の地域の区分

5 地域計画の位置づけ

本計画は、『大阪府文化財保存活用大綱』を勘案しつつ、上位計画である『河内長野市総合計画』と、そのほか関連する各行政計画と連携・調整しながら推進する。各行政計画において、歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用は、次のとおり位置づけられる。



第4図 他の行政計画との関係

（１）総合計画における位置づけ

河内長野市総合計画（以下「総合計画」という。）は、まちづくりの指針となる計画である。令和 8（2026）年度から令和17（2035）年度までを第 6 次計画期間とするものであり、基本構想と基本計画からなる。基本構想において、文化や歴史を感じられることを魅力あるまちの未来像として描いている。

（２）その他の行政計画における歴史文化遺産の位置づけ

①河内長野市教育大綱

○令和 8（2026）年度～令和17（2035）年度（予定）

河内長野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その基本となる理念や方針について定めたものである。

②河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

○令和 8（2026）年度～令和12（2030）年度（予定）

河内長野市総合戦略とは、急速な少子高齢化、経済、その他の地域社会の課題に一体的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国及び大阪府が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら事業を推進するための計画である。

③河内長野市文化振興計画

○令和 8（2026）年度～令和17（2035）年度（予定）

河内長野市文化振興計画は、文化活動の循環（サイクル）を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示したものである。

④河内長野市都市計画マスタープラン

○令和 8（2026）年度～令和17（2035）年度（予定）

河内長野市都市計画マスタープランは、土地利用、施設整備、開発事業などの方針を明らかにしたものである。

⑤河内長野市景観形成計画

○平成12（2000）年度～

河内長野市景観形成計画は、市域の景観形成のための指針を示し、市が行う施策や事業を景観形成という視点からとりまとめ、市域全体の景観づくりの方向性を示したものである。

歴史文化遺産は景観の重要な構成要素であり、景観形成基本目標に「自然・歴史・文化が一体となった美しい景観をうけつぐ」があり、旧街道（旧高野街道、旧西高野街道、旧東高野街道、旧巡礼街道）沿いの集落、寺社（金剛寺、観心寺、烏帽子形城跡周辺など）と林地が一体となった歴史的環境の保全を景観形成基本方針に盛り込んでいる。

⑥河内長野市森林整備計画

○令和 2（2020）年度～令和11（2029）年度

河内長野市森林整備計画では森林の整備に関する基本的事項、間伐及び保育に関する標準的な方法や基準、その他森林整備の方針などを記載している。

市域の森林は、境内林、社叢林として古くから守り伝えられ、あるいは里山集落の一部として歴史文化遺産の周辺景観を構成しているので、維持管理の指針になる。

⑦河内長野市木材利用基本方針

○平成25（2013）年度～

河内長野市木材利用基本方針は、公共建築物などにおける木材の利用の促進の意義、「おおさか河内材」利用の目標、利用を推進すべき公共建築物など、河内材の利用促進に向けた取り組みなどを定めたものである。

その他、歴史文化遺産の修復資材としての木材である「おおさか河内材」や檜皮などの利用の推進を目標にあげているため、歴史文化遺産修復の際に修復資材調達の指針となる。

⑧河内長野市農業振興地域整備計画

○平成9（1997）年度～ ※取扱要綱施行

河内長野市農業振興地域整備計画は、農林水産省の農業振興地域制度に基づいて、本市の自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した農用地の利用、保全、農業従事者の育成などに関する計画である。

農地は、歴史的に形成された里山集落、あるいは境内地周辺地域の重要な構成要素となるものであり、農業振興は歴史文化遺産の保全に関係している。

⑨河内長野市環境基本計画

○令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

河内長野市環境基本計画は、環境基本法及び市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創出に関する施策を講じるための基本的な計画であり、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、計画期間中においても社会状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

環境目標のなかに「歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり」が掲げられ、目標に向かう施策として、史跡烏帽子形城跡をはじめとした歴史文化遺産の保存・活用、文化財保存修理の植物材料である茅及び檜皮の採取地である岩湧山茅場や千石谷市有林の保全と育成、「ぐるっとまちじゅう博物館」などの情報発信、地域の歴史文化を現地で学ぶエコミュージアムの推進などを掲げている。

⑩河内長野市観光振興計画

○令和8（2026）年度～令和17（2035）年度（予定）

河内長野市観光振興計画は、本市が有する多様な地域資源を生かしながら、観光振興を図り、関連する産業の振興及び地域経済の活性化をめざし、活力とにぎわいのまちづくりを推進するため、各種観光施設の指針として策定したものである。本市のめざす観光の姿を示している。

⑪河内長野市地域防災計画

○令和3（2021）年改訂、令和6（2024）年修正

河内長野市地域防災計画とは、災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき、防災関係機関で構成される河内長野市防災会議において、「市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」、「災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画」、「必要な労務、施設、設備などの整備、備蓄、調達などに関する計画などの防災に関する計画」を定めたものである。

「文教対策の実施」の項目に歴史文化遺産の災害応急対策について記載している。

⑫市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

○平成18（2006）年策定、令和4（2022）年改訂

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針は、協働のまちづくりを進めることを目標に、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための考え方や方策などを明らかにしたものである。様々な住民団体と協働して歴史文化遺産の保存や活用を進める際の指針としている。

⑬かわちながの森林プラン

○平成29（2017）年度～令和8（2026）年度

かわちながの森林プランは、多様な主体の参加による森林の保全活用を継続するとともに、市内の恵まれた資源であるおおさか河内材を市内外に供給し、市の森林林業・木材産業を活性化することによって、森林資源の循環利用を推進し適切な森林整備が確保されることを目的として策定した。

森林の多面的機能の一つとして「文化機能」を定めて、「史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成し、文化財等に必要な用材等を供給する」役割があることをあげている。

以上のように各行政計画では、歴史文化遺産をまちづくりの重要な資産として位置づけている。また、これらの歴史文化遺産とその周辺環境が、保存・活用すべき景観、自然環境、あるいは伝統文化において、まとまりを持つものとして捉えられている。さらに、具体的な歴史文化遺産として、大規模寺社や旧街道、里山集落をあげている。

歴史文化遺産の保存と活用を庁内関係部署と連携して、効果的に進めていくためには、従来の業務の効率や効果を検証して適切に整理を行うとともに、各部署の施策の中で位置づけている歴史文化遺産活用のあり方をふまえて、目標を庁内関係部局や住民団体と共有して、協働で進めていく必要がある。

（3）大阪府の関連計画

①大阪府文化財保存活用大綱

○令和2（2020）年3月策定

大阪府文化財保存活用大綱は、府域の文化財の保存と活用を体系的、計画的に進めていくための目指すべき姿を、「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」とし、「文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承」と「文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展」を基本理念としている。

大阪府の役割としては、①広域的な文化財の保存・活用の施策、②市町村に対する支援（国との調整、専門的・技術的な指導・助言、職員の能力向上、計画策定支援、経費支援等）、③所有者等に対する支援（広域自治体として市町村の実情を踏まえた支援）があげられている。

市町村の役割としては、市町村内に所在する文化財にとって最も身近な行政組織としての施策の実施、そのための体制の整備、所有者等に対する支援があげられている。

所有者の役割としては、国・府・市町村の支援を得ながら自ら行う文化財の維持管理、保存修理、公開があげられている。

第1章 河内長野市の概要

1 自然・地理的環境

(1) 河内長野市の位置

河内長野市は、東経135度34分、北緯34度27分の大阪府の東南端に位置する。奈良県、和歌山県に接し、およそ三角形の形をしている。海拔は最高924メートル、最低76メートルである。市域の面積は109.63km²で、大阪府内では大阪市、堺市に続き3番目に広い市域を有し、その7割を森林が占め、大部分が人工林である。住宅地、耕作地の割合は相対的に小さく、住宅地は市街地、開発団地、山間部の集落に所在する。

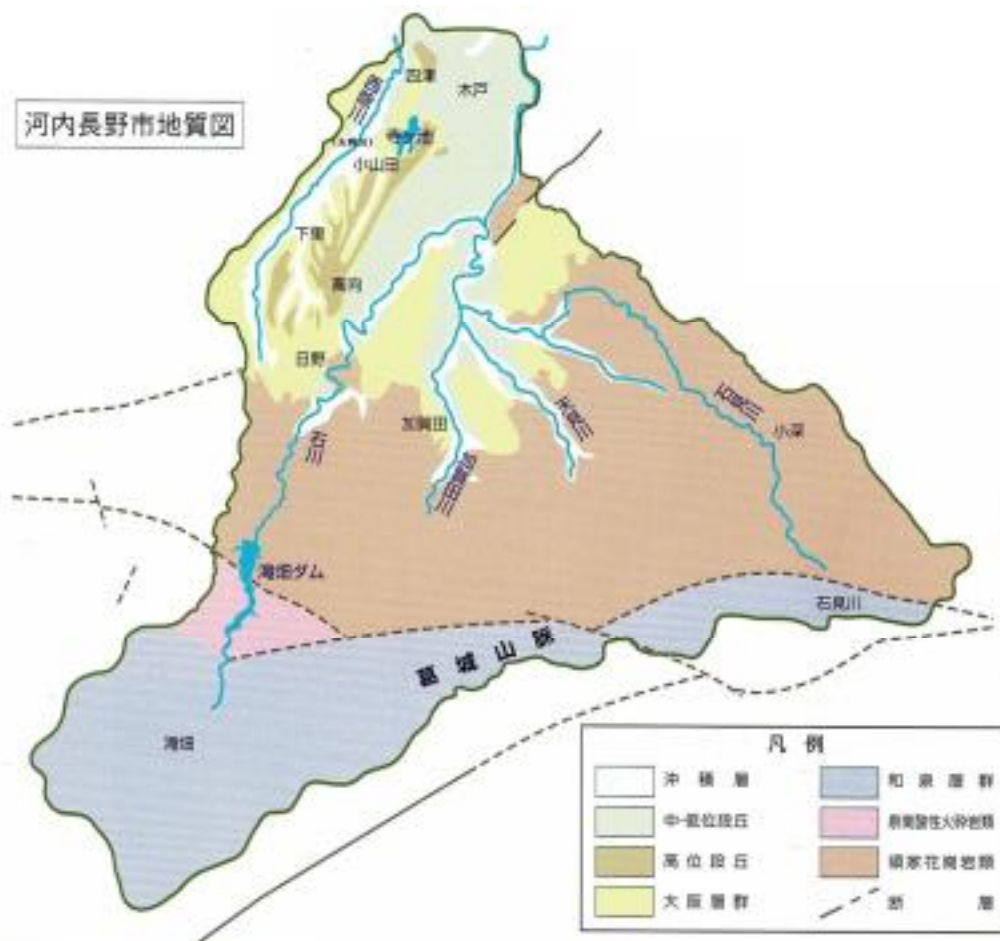
(2) 山地・丘陵・地質

市域は、金剛山地・葛城山脈の稜線から北斜面に位置し、これらの山地、小山田丘陵、加賀田丘陵の間を石見川、天見川、加賀田川、石川、西除川（天野川）の5つの河川が流れ、谷と河岸段丘を形成している。これらの谷や河岸段丘は、古くから居住地や耕作地となっており、それぞれ独自の歴史と文化をもつ。一方で丘陵上には、昭和から平成にかけて開発された団地が広がっている。

市域の地質で広い範囲に分布するのは領家花崗岩類、和泉層群、大阪層群の3つである。このほか、泉南酸性火砕岩類、段丘礫層、沖積層と火山岩である安山岩が一部で露出している。沖積層を除けば、いずれも強固で建築に良好な地盤となっている。



第5図 河内長野市位置図



第6図 市内の地質図

領家花崗岩類は、マグマが地下深くにおいて冷えて固まった岩石であり、全市域の地下深くにも広がっている。地表面では、東部から南部にかけて葛城山脈の山麓部で見ることができる。

泉南酸性火砕岩類は、おもに火山活動によって生じた流紋岩質の火山岩や溶結凝灰岩から構成され、およそ1億年前に形成されたものである。大規模な火砕流で流された火山灰が高温のままで積み重なって固まった岩石である。滝畑地区の一部でみることができる。

和泉層群は、中生代白亜紀に海にたまった堆積物で、和泉山地の脊梁部^{せきりょうぶ}に分布している。

安山岩は、汐の宮、寺ヶ池の西などに溶岩として産する。

大阪層群は、鮮新世末期から更新世にかけて堆積したおもに砂礫層、砂層、粘土層で一部に海成粘土層や火山灰層をはさんでいる。和泉山地から北に伸びる小山田・加賀田丘陵を形づくっている。

段丘礫層は、かつての河川によって運ばれた礫などが堆積してできた地層である。段丘礫層は、主に天見川、加賀田川、石川の段丘面を構成する。

沖積層は、現在の河川堆積物によって構成される未固結の泥、砂、礫などからなる地層である。市内では石川、西除川などの川沿いにみられる。

市内ではこうした年代の異なる地盤が各地でみられ、河川等では様々な岩石をみることができる。

(3) 気候

気候は瀬戸内式気候区の東端近くにあつて、やや雨の少ない地域である。令和5（2023）年度の年間降水量は1,633.5mmであった。内陸部の山地に位置するため、気温は大阪平野部よりも1度前後低い。

2 歴史的環境

(1) 旧石器時代から古墳時代

旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡数は、府内の他の市町村よりも多い。これは、市域の地形が当時の狩猟や採集を中心とした当時の生業に適していたためである。

弥生時代は、大阪平野部に遅れて中期以降に集落が発展する。大型の集落で、遺跡の状況が比較的明らかになっているものとして、天見川流域の三日市北遺跡がある。三日市北遺跡では、竪穴住居跡38棟が検出されており、生駒山西麓産土器が中河内地域より多量に搬入されている。このほか、紀ノ川流域で産出される結晶片岩、二上山で産出されるサヌカイトなど多くの物資が搬入されている。このような様相は石川流域に多く、本市に接する和歌山県北部でも見られる。和歌山県へ至る道がすでに成立し、交易のための物流ルートとなっていた。なお、このルートは、平安時代から高野参詣に利用されるようになる。

古墳時代前期には、全長52mの首長墓である大師山古墳が出現し、この時期に本市域は政治的なまとまりを



第7図 三日市北遺跡出土生駒山西麓産弥生土器



第8図 三日市10号墳

持っていた。この古墳に近接する首長が基盤とした集落は、三日市北遺跡・三日市遺跡でみつかっており、墓域として三日市古墳群が存在する。古墳時代後期には、引き続き周囲の河岸段丘へ開発が広がり、新たに小塩遺跡、西浦遺跡、加塩遺跡、尾崎北遺跡など次々に出現した。

古代の本市域は河内国錦部郡の一部となるが、市域に集落遺跡は少ない。当時は辺境の地であった。小塩遺跡は古墳時代後期に出現した集落で、古代は断続的に営まれた。新たに石川流域で高向遺跡などが形成されたが、飛鳥・奈良時代の寺院が数多く営まれた南河内地域にあって、これが確認されていないのも本市の特色である。なお、高向遺跡は飛鳥時代に学者・政治家として活躍した高向玄理の出身地とされている。

古代も後半期になると初期荘園が開発され、元慶7年（883）の国宝「観心寺縁起資財帳」には、観心寺が当時、高向に領地をもっていたことが記載されている。

（2）中世

中世以降は、大部分の遺跡で人々が暮らした痕跡が見つかり、市域の人口は急増した。

直接的な原因は、平安時代末に高野参詣の主なルートが河内を経由するようになり、京と高野山を結ぶ交通、流通の要衝として市内が活発化したことにある。また、観心寺と金剛寺のような中世一山寺院が興隆したことも原因の一つである。この時期は市内に多くの荘園が設置され、土木技術の向上により河岸段丘面の耕地化も進んだ。こうした開発は5つの河川系ごとに進んだ。

最も東にある石見川沿いには空海の命によって実恵が整備した観心寺が位置し、この寺院が統治した七郷が栄えた。

天見川沿いには藤原摂関家系の荘園である法成寺領長野庄と石清水八幡宮領の甲斐庄が置かれた。また、この河川沿いは高野参詣の道となり、木屋堂や岩瀬といった中継地は多くの人々でにぎわった。一方で、軍事上も重要なルートであり、烏帽子形城や石仏城なども置かれた。

加賀田川沿いには国衙領である加賀田郷が置かれ、上流域の山中には葛城修験の拠点となった岩湧寺や経塚が造られた。

石川流域には皇族の荘園である安楽寿院領の高向庄が置かれ、その様子は絵図にも残されている。

天野川沿いには、高野山の僧侶である阿観が再興した金剛寺があり、この寺院が統治した天野谷庄が成立した。このような荘園は領域型荘園となり、金剛寺は立法権、徴税権、警察権、司法権をも握って荘園を統治し、経営していた。そして荘園の中に存在した村落が次第に活動や支配の単位となり、これらの村落は近世村へと発展していった。



第9図 中世荘園の分布



第10図 大日寺遺跡中世墓



第11図 観心寺境内図



第12図 金剛寺境内図

(3) 近世

近世の市域は、幕府領、近江膳所藩、河内狭山藩、旗本領、寺領などの領地が置かれた。市域には、36の村があり、各村では鎮守や村堂を中心に民家、田畑、墓地、小路などが展開する。現代にもつながる里山集落の風景が形成された。村落の一部には当時の景観を描いた村絵図が残り、現代でも近世と変わらない土地利用の状況がみられる場所も存在する。江戸初期に市内最大の溜池である寺ヶ池の整備・改修が中村与次兵衛のもとに行われ、慶安2年（1649）には、この池の水を引いた新田の開発が始まった。

なお、本市に拠点を置いた藩は当初存在しなかったものの、近江膳所藩から分封した河内西代藩（1732年以降は、転封により伊勢神戸藩）が延宝7年（1679）から享保17年（1732）まで存在した。山間部にある本市域は、稲作以外に木綿、菜種、たばこ、茶、薬草などの商品作物の栽培も行われた。特に、木綿は河内地域の特産として名高く、市域でも女性の副業として木綿布や糸が生産された。本市で生産された長野木綿は評判がよく高価で売買された。また、豊富な森林資源を利用した炭の生産も盛んで、滝畑地区で生産されていた白炭は狭山藩の専売品であった。この他、鋳物、酒、凍豆腐、爪楊枝も生産された。

宗教は、市域でも極楽寺を中心に融通念仏宗が民衆に広がり、他宗から宗旨替えした寺院もあり、多くの檀家を獲得した。一方で、中世が盛期であった真言宗の観心寺、金剛寺は寺領が縮小し、境内の堂宇や子院も減少したものの、中世以来の加持祈祷が行われ、領地経営や酒造などで生計を立てていた。また、延命寺を創建した浄厳は、儀軌の統一や戒律、灌頂の復興などに力を注ぎ、五代将軍徳川綱吉や多くの大名の帰依を受けた。この他に、天正2年（1574）に永賢によって三日市村の道場（堺の慈光寺末）が開創され、浄土真宗本願寺派の真教寺となる。

高野参詣は近世に民衆へも浸透し、本市に高野街道三日市駅が置かれた。三日市宿として、高野参詣の中継地として栄え、多くの旅籠で賑わった。現在も、旅籠を踏襲した建物が残り、この時期に設置された里程石、道標、石灯籠などが沿道にある、宿場町の運営に係る村方文書も残っている。延宝7年（1679）の『河内鑑名所記』や享和元年（1801）の『河内名所図会』、あるいは嘉永6年（1853）の『西国三十三所名所図会』に本市の寺社が多く描かれており、行楽地として栄えた本市域の様子を伝えている。

(4) 近代・現代

明治時代には町村制が施行され、本市では近世に36あった村々が明治22年（1889）に長野村、天野村、市新野村、三日市村、加賀田村、川上村、高向村、天見村に統合された。

明治時代には廃寺や神社の合祀が進み、50以上の寺院が廃寺になり、24社あった神社は12社になった。観心寺や金剛寺でも多くの子院の統廃合が進んだ。

近代の産業は、江戸時代を引き継いで鋳物、酒造、凍豆腐、爪楊枝が盛んであった。河川を利用した多くの水車が造られ、昭和前期まで水力を動力源とした産業も行われ、水車の数は130余りにのぼった。現在でも一部が残っているが、稼働はしていない。また、役場庁舎、学校講堂、駐在所などの公共施設に加え、旅館、営業所には洋風の技術や意匠を取り入れた近代建築が建てられた。

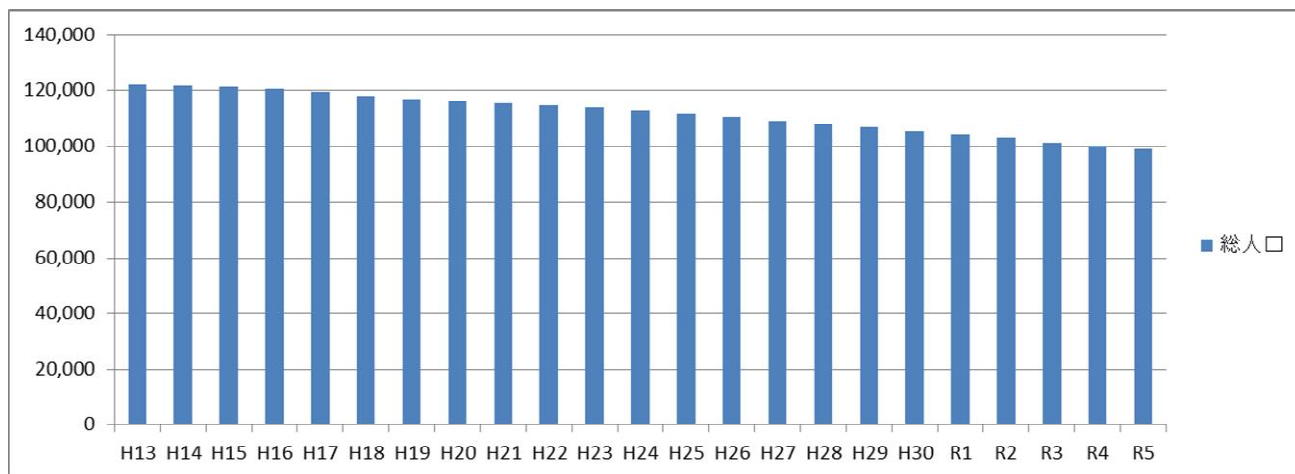
鉄道も整備された。高野鉄道（現・南海電鉄高野線）は、従来の高野街道に沿って明治31年（1898）に堺の



大小路駅から狭山駅間を建設し、同年に長野駅まで開通した。河南鉄道（現・近畿日本鉄道道明寺線・長野線）は、明治35年（1902）に柏原駅から長野駅まで開通した。各社によって沿線の開発が進み、長野遊園が長野駅前に整備され、寺社名跡や松茸狩りなどが宣伝され、観光のまちとして栄えた。この様子は、昭和10年（1935）に吉田初三郎によって描かれた鳥瞰図によって現代に伝わっている。一方、近世以来の宿場町は徐々にすたれた。

昭和時代には国威発揚が全国的に盛んに行われ、楠木正成が忠君愛国の精神を具現化した存在として人気をあつめ、隣接する千早赤阪村とともに本市は楠公顕彰活動の中心となり、観心寺に本部を置く大楠公会も盛んに活動した。昭和9年（1934）には観心寺と金剛寺が建武中興600年記念事業として史跡指定され、昭和天皇即位の大礼に使われた饗宴場の一部が恩賜講堂として大楠公会に賜与され、観心寺境内に移築された。昭和15年（1940）には、このような地域性を踏まえて、大阪陸軍幼年学校が設置され、これにあわせて南海鉄道高野線千代田駅が開設された。なお、陸軍幼年学校の敷地は現在、大阪南医療センターとなっている。

太平洋戦争中は、爆撃の被害はなく、長野駅や陸軍幼年学校が戦闘機の銃撃を受けたことにとどまり、大阪市や堺市からの疎開を受け入れた。軍事施設は天見の防空監視哨が現存している。



第17図 人口動態

戦後は村名の変更、町制への移行、小規模な合併が進み、昭和29（1954）年に河内長野市となった。合併後は大規模な住宅開発が進み、昭和36（1961）年に開発が始まった千代田台をはじめとして、多くのニュータウンが誕生した。平成12（2000）年に工事が完了したあかしあ台まで開発は続き、ニュータウンの開発前に1万人台であった人口は、平成12（2000）年には12万人台に到達した。

3 社会的状況

（1）人口

本市は昭和29（1954）年4月1日に1町5村が合併して誕生した。昭和40年代以降に進んだニュータウン開発により人口は増加し、ピーク時の平成12（2000）年2月末では123,617人であった。しかし、それ以降人口は減少を続け、令和5（2023）年4月17日には約35年ぶりに10万人を下回り、令和7（2025）年8月末時点では■（確定後に記入します。）人となった。

将来人口推計として本市が試算した結果、令和16（2035）年度末には、83,071人まで減少すると想定している。

そのほか、生産年齢人口（15～64歳）を見ると、平成12（2000）年3月末においては69.7%であったのが、第1次計画作成時点の平成31（2019）年3月末には55.6%と14.1ポイント減少し、令和7（2025）年3月末には51.7%と、さらに3.9ポイント減少している。

昼間人口をみると、令和2（2020）年度の国勢調査では83.6%と低い値となっていて、大都市近郊のベッドタウンとしての本市の性格をよく表している。

（2）交通

大阪府の東南部に位置する河内長野市は、南海電鉄高野線と近鉄長野線で大阪都心部と30～40分の所要時間で結ばれており、和歌山県北部へとぬけている。主要道は、国道170号が大阪府北部の市町村と南部の市町村を結んでおり、国道310号が堺から本市を通過して奈良県に通じている。また、本市を起点に和歌山へと向かう国道371号も存在する。

市内の鉄道駅は、中央部を南北に通る南海電鉄の6駅（千代田、河内長野、三日市町、美加の台、千早口、天見）と市北部に近鉄の2駅（汐ノ宮、河内長野）がある。各駅1日あたりの鉄道利用客数は、南海電鉄・近鉄河内長野駅の利用者が一番多い。河内長野駅は市内各方面へのバス路線の起点となっており、歴史文化遺産が多い旧村部と中心市街地とを結んでいる。

平成23（2011）年度から「楠ヶ丘地域乗合タクシー「くすまる」」、令和元（2019）年度から「南花台モビリティ クルクル」という市独自の交通システムを導入している。地域住民の買い物応援や移動支援のニーズにより開始したものである。

(3) 産業

周辺地域の産業は、令和2（2020）年の国勢調査によれば、就業種別人口が第1次産業が465人、第2次産業が8,027人、第3次産業が31,180人で、第3次産業の割合が多い。第3次産業の多くは、市外への通勤者である。

農業は、農業振興地域の多くが山間部のため、農地が狭小であり、傾斜地に作られている場所が多いという特徴がある。このような農地は大規模な機械力を用いた集約的な農業には不向きである。近年、主要幹線道路沿いの土地区画整理事業に伴い農地の転用が一段と進み、耕作地の減少が進んでいる。農地は史跡など歴史文化遺産の周辺環境をなしている場合があり、農業の振興は、このような環境を保全するためにも重要である。

林業は、長い歴史を持ち、市域の7割を森林が占め、その大半が木材生産のために植林された。境内林、社叢林となっている場所も少なくない。従来、林業は盛んであったが、林業従事者の高齢化や長引く木材価格の低迷、労働コストの増大などにより、近年の林業は大変厳しい状況が続いている。このことから森林所有者の経営意欲が低下し、将来にわたって市域の人工林を健全な状態で維持していくことが厳しい状況となっている。

そのため、地元特産の「おおさか河内材」を公共建築物に積極的に活用し、木材の利用促進や歴史文化遺産修復のための資材（茅・檜皮）調達を図り、森林資源の積極的な活用を行っている。

商業については、大型量販店出店などの影響もあり、中心市街地をはじめとした既存の市内商業地で店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいる。市域全体を周遊するような歴史文化遺産の活用により経済効果をあげていくためには、交流人口が消費活動を行う場は重要である。

(4) 観光

明治31（1898）年に高野鉄道が、明治35（1902）年に河南鉄道が長野駅まで開通したことで、当該地域が発展する基礎が整った。

長野駅周辺では、明治41（1908）年に長野遊園地（現・長野公園）が開園し、松茸狩りや蛍狩りなどが催され、市内だけでなく、鉄道を利用した観光客が訪れた。また、駅前の商店街は昭和29（1954）年にアーケードが作られ、長野劇場や聚楽館という映画館もあった。駅東側には長野温泉の源泉があり、戦前から戦後には、錦水楼や楠翠閣といった旅館が並び、多くの観光客でにぎわった。

三日市周辺は、江戸時代以降、高野街道の宿場町として栄えた。宿場の中心は三日市町駅の北から三日市橋付近で、街道沿いに旅館・酒屋・飯屋など店が多く並んだ。江戸時代から続く旅館「油屋」は、明治になって錦溪温泉としてにぎわった。

この他、かつては汐の宮にも温泉旅館があったが、現在は天見でのみ営業している。



第18図 都市空間概念図



第19図 日野地区獅子舞

これらの観光インフラは、昭和40年代以降に進んだベッドタウン化によって姿を消したものが多く、現在は観光のまちのイメージは薄くなりつつあるものの、大都市圏から電車で30分～40分の距離にあるため、アクセスの良さから日帰り観光が盛んである。一方で、遠距離からの観光は、広域の観光ツアーに組み込まれ、本市域での滞在時間は限られており、経済効果も非常に限定されたものとなっている。

（５）市民文化

地域の祭礼や行事として、獅子舞、修正会などがあり、令和3（2021）年度から河内長野版歳時記プロジェクトを立ち上げ、映像記録等による保存・継承支援を行っている。

現在の文化活動は、書道・華道・茶道・舞踊など日本の伝統文化に関わる団体によって担われているものが多く、毎年秋に市民文化祭など様々な場で展覧会や披露会を開催している。なかでも昭和30（1955）年4月に設立された河内長野市文化連盟は、伝統文化の継承と育成、文化振興に関する啓発活動を幅広く展開している。

地域に根差した住民活動は、地域まちづくり協議会、河内長野市青少年健全育成協議会、河内長野市青少年指導員連絡協議会などが盛んに実施している。歴史文化遺産をテーマとした活動も行われている。

（６）文化施設

文化施設は、以下の施設があげられる。

①市立ふるさと歴史学習館

本市の歴史を紹介する常設展示や、テーマを決めた特別展示のほか、市内の遺跡発掘調査で出土した文化財の整理作業を見学することができる。また、勾玉づくりや石包丁づくり、型紙を用いたしおりづくりなど、体験メニューも豊富である。



第20図 市立ふるさと歴史学習館



第21図 市立滝畑ふるさと文化財の森センター



第22図 市立図書館

②市立滝畑ふるさと文化財の森センター

昭和56（1981）年に滝畑地区にダムが建設され、ダムによって水没することになった滝畑地区の民俗・美術工芸・民家などの多くの文化財を保存、展示するために市立滝畑民俗資料館が建てられた。平成19（2007）年にはリニューアルオープンし、その際に現在の名称に変更、さらに平成22（2010）年には青少年野外活動センターと統合し、宿泊しながら歴史文化遺産に触れることのできる施設として現在に至っている。

③市立図書館

図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置された施設である。郷土資料の収集にも力を入れ、古文書講座や歴史講座を行い、YouTube歴史講座も配信するほか、市内に残る貴重な古絵図や古文書等を河内長野市立図書館デジタルアーカイブで公開している。平成14（2002）年7月に市民交流センター内に移転開館した。

④河内長野市指定文化財 旧三日市交番

昭和27（1952）年に建築された木造の駐在所で、往時の雰囲気而今に伝える貴重な建物である。平成22（2010）年10月に本市の有形文化財に指定された。現在は、三日市地区の歴史と文化を発信する情報館として地域に開放されている。

⑤市立文化会館（ラブリーホール）

本市が目指す「潤いと活気のある緑の健康都市」、その文化の拠点として平成4（1992）年に誕生した。クラシック・コンサートをはじめギャラリー展示、会合など、幅広い目的に対応しており、多岐にわたる芸術・文化情報を発信できる施設として活用されている。

⑥市立公民館

社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、地域住民のために、実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設である。現在は市内に8館（千代田公民館、川上公民館、加賀田公民館、高向公民館、三日市公民館、天見公民館、天野公民館、南花台公民館）が存在し、各種団体への貸館事業のほか、講座や講演会の開催、図書の貸出等も行っている。

⑦市立市民交流センター

市民相互の交流並びに市民の文化及び学習活動を推進することにより、生涯学習の振興を図り、もって市民の生活文化の向上に資するため、国際交流、男女共同参画、青少年、コミュニティ支援などの各機能を備えた施設として設置された。図書館との複合施設「キックス(K I C C S)」として平成14（2002）年7月6日に開館し、地域の学習の拠点施設となっている。



第23図 市立文化会館（ラブリーホール）



第24図 千代田公民館

第2章 河内長野市の歴史文化遺産の概要

1 河内長野市の歴史文化遺産の概要

本市域には、令和7（2025）年8月末日現在で、国宝8件、重要文化財77件、国史跡3件、府指定文化財22件、市指定文化財64件、市選定保存地域4件、国登録有形文化財30件の指定文化財等が存在する。

年代は中世、内容は信仰に関わるものが多い。分布は、河岸段丘、谷部に位置する寺院や神社の所有が多い。特に市域東部の観心寺、市域西部の金剛寺は、境内が国史跡となっており、多くの指定文化財を所有している。

市域の国指定文化財85件のうち、観心寺が37件、金剛寺が34件を所有している。このほか、市域を南北に縦走する高野街道沿いの寺社が多く、歴史文化遺産を所有している。このことは、高野街道による人やモノの流れと、一山寺院の開創によって発展してきた本市の歴史的特徴をよく示している。

第2表 河内長野市内の指定文化財等の件数一覧（令和7（2025）年8月現在）

類型			国指定・選定	府指定	市指定	国登録	市選定	市登録	計
有形文化財	建造物		18	3	8	30	－	0	59
	美術工芸品	絵画	7	0	11	0	－	0	18
		彫刻	36	6	19	0	－	0	61
		工芸品	11	2	3	0	－	0	16
		書跡・典籍・古文書	13	2	4	0	－	0	19
		考古資料	0	1	2	0	－	0	3
		歴史資料	0	0	1	0	－	0	1
無形文化財			0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	6	0	－	0	6
	無形の民俗文化財		0	0	6	0	－	0	6
記念物	遺跡		3	1	1	0	－	0	5
	名勝地		0	2	1	0	－	0	3
	動物・植物・地質鉱物		0	5	2	0	－	0	7
文化的景観			0	－	－	－	－	0	0
伝統的建造物群			0	－	－	－	－	0	0
選定保存地域			－	－	－	－	4	－	4
小計			88	22	64	30	4	0	208

令和7（2025）年8月末日現在、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、文化財の保存技術の選定等はない。

第3表 河内長野市内の未指定文化財の把握状況（令和7（2025）年3月現在）

類 型			件 数
有 形 文 化 財	建造物		545
	美 術 工 芸 品	絵画	360
		彫刻	461
		工芸品	1563
		書跡・典籍・古文書	192
		考古資料	0
		歴史資料	150
		無形文化財	
民俗 文化財	有形の民俗文化財	662	
	無形の民俗文化財	202	
記念物	遺跡	459	
	名勝地	0	
	動物・植物・地質鉱物	0	
文化的景観		9	
伝統的建造物群		0	
その他	選定保存地域	0	
	歴史的コンテンツ・伝承地	0	
合 計			4603

2 河内長野市の歴史文化遺産の特色

（1）有形文化財

①建造物（寺社）

中世から近代までに建立された寺社建築物が数多く存在し、特に中世の建物が大規模寺院を中心に多数存在している点が本市の特徴である。把握調査により298棟確認されていて、国宝1件、重要文化財14件36棟が存在している。国宝に指定されている観心寺金堂は、折衷様の中世仏堂を代表する建物である。重要文化財14件36棟が指定されているうち、11棟は中世のものであり、中世寺院を特色付ける堂、塔、鎮守社などがある。

大阪府指定文化財は1件6棟存在し、すべて近世初期に建立された寺社建築物である。市指定文化財は6件存在し、近世前半までに建立された寺社建築である。この他には、未指定の近世から近代にかけての建物で登録文化財となっているものが17件存在している。

未指定文化財は、主に近世後半以降に建立された堂、社殿などがある。

②建造物（民家）

本市域は、他市域と比べても多くの近世・近代の民家が残っており、把握調査では299棟を確認している。このうち指定等文化財として2件の重要文化財、1件の大阪府指定文化財、1件の市指定文化財、13件の国登録文化財が存在する。重要文化財の山本家住宅は17世紀前半の建造と推定される民家であるが、先進的であり開放的な構造をとっており、民家の変遷を考える上できわめて重要な資料である。同じく重要文化財の左近家住宅も江戸時代前期の民家であり滝畑型と呼ばれる妻入りの特徴的な構造である。大阪府指定文化財の福田家住宅と市指定文化財の梶谷家住宅は、江戸時代中期の建設である。国登録文化財9件は、武家住宅、農家、町屋として使われたものがある。農家には、庄屋階層のものが含まれている。

未指定文化財は、江戸時代後半以降に建築された民家が大部分である。

③建造物（近代建築）

近代建築は、旧庁舎・旧講堂・旧交番などの公共施設、旅館・事務所などの民間の建築物、寺社建築物があり、把握調査では14件を確認している。観心寺恩賜講堂は重要文化財、旧三日市交番は市指定文化財となっている。国登録文化財4件はすべて木造建築で、南天苑本館などがある。レンガ積の店舗や事務所がない点は、近代における本市の特徴を示しているといえる。

未指定文化財には、洋館を付設した住宅や合併前の旧庁舎等がある。

④美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品）

絵画、彫刻、工芸品の大部分は寺社で保管されている仏教に関連するものである。把握調査で絵画を374件、彫刻を531件、工芸品を559件確認している。国宝の観心寺木造如意輪観音坐像をはじめ、国宝・重要文化財として絵画7件、彫刻36件、工芸品11件、大阪府指定文化財として彫刻6件、工芸品2件、市指定文化財として絵画11件、彫刻19件、工芸品3件が存在する。指定文化財となっているものは中世以前に遡るものが大部分である。ただし、近世の村絵図も存在する。

未指定文化財は、近世以降のものが大部分を占めるものの、中世に遡るものが把握調査で見つかっている。

⑤美術工芸品（石造物）

石造物は、古道沿い、寺社境内、墓地に集中して存在する。把握調査では1,016件を確認している。未指定文化財として、道標、石仏、灯籠、五輪塔、宝篋印塔、記念碑・顕彰碑、狛犬、鳥居などがあり、宗教に関連するものと交通に関係するものが大部分を占める。



第25図 国宝 観心寺金堂



第26図 重要文化財 長野神社本殿



第27図 重要文化財 山本家住宅



第28図 国登録文化財 南天苑本館



第29図 国宝 観心寺
木造如意輪観音坐像

⑥美術工芸品（書跡・典籍、古文書）

中世寺院である観心寺と金剛寺に残された中世までの文書がおおむね重要文化財になっている。これらは、中世一山寺院の寺領の形成と統治、為政者との交渉、合戦に関する様々な事象が記録されている。国宝は3件で、金剛寺に伝わる「延喜式神名帳」と「延喜式」、観心寺に伝わる平安時代の文書「観心寺縁起資財帳」である。これらの他にも重要文化財として10件、府指定文化財として1件、市指定文化財として4件が存在する。

未指定文化財には、近世文書・典籍がある。寺院で伝わっているもの以外に、旧家に伝わる村方文書が存在するが、一部中世文書も含んでいる。近代文書には旧村役場文書がある。

⑦美術工芸品（考古資料・歴史資料）

考古資料として府指定文化財1件、「惣持寺跡出土 鎮壇具」といった市指定文化財が2件、歴史資料として市指定文化財1件が存在する。把握調査が不十分なため数量等は把握できていない。

（2）無形文化財

指定等文化財はなく、把握調査を行っていないので数量等は把握できていない。

（3）民俗文化財

①有形の民俗文化財

保存状態、履歴などを勘案して指定した「炭焼道具 附 枝炭」など市指定文化財6件が存在する。把握調査が不十分なため数量等は把握できていない。

②無形の民俗文化財

市指定文化財は、「天野山金剛寺の正御影供百味飲食」をはじめとして、6件の祭礼や行事がある。未指定文化財は、寺社や地域における多くの祭礼や行事が残っている。



第30図 国宝 観心寺縁起資財帳



第31図 市指定文化財 惣持寺跡出土 鎮壇具



第32図 市指定文化財 炭焼道具 附 枝炭



第33図 市指定文化財 天野山金剛寺の 正御影供百味飲食

(4) 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）

遺跡は351件（周知の埋蔵文化財153件、寺社境内198件）、名勝地・動物・植物・地質鉱物については把握調査が十分ではない。遺跡は、中世寺院の境内が2件、中世城郭跡1件が国指定となっている。この他、1件が府指定、1件が市指定となっている。名勝地は、府指定が2件、市指定が1件存在する。いずれも寺院の境内を含むものである。動物・植物・地質鉱物は5件の府指定、2件の市指定があるが、いずれも植物である。

未指定文化財には、寺院、民家にある庭園、西・中・東の高野街道、天野街道、巡礼街道、大沢街道、土木遺産（ため池、水路など）が存在している。

(5) 文化的景観

市内には、選定されているものはない。ただし、天見地区や川上地区に鎮守を中心とした農村景観が残っている。散村の形態をとる空間構成は、中世荘園の面影を残しているとも考えられる。現在、これらの保存措置は行われておらず、空き家や耕作放棄地が増加しつつある。

(6) 伝統的建造物群

市内には、選定されているものはない。ただし、旧三日市宿場町に旅籠の趣を残す伝統的な建築物が集まっており、長野町の通称「酒蔵通り」でも古い町屋を中心とした民家建築が集まっている。

(7) その他

①選定保存地域

歴史文化遺産の保存修理に活用する植物性資材の育成のため、これらの生育地を、市条例で「選定保存地域」に選定している。現在は、観心寺のヒノキ林、金剛寺のヒノキ林、岩湧山のカヤ場、千石谷のスギ・ヒノキ林の4件を選定していて、同様の趣旨で設定されている文化庁の「ふるさと文化財の森」と重複している。

②歴史的コンテンツ・伝承地

歴史的コンテンツ・伝承地は、長野城、木屋堂、上原八幡宮のように文献史料上は存在しているが、所在不明な遺跡などの事象のことである。これらは未指定文化財であるが、本市の歴史的特徴をよく表している。



第34図 国史跡 金剛寺境内



第35図 市選定保存地域 岩湧山のカヤ場

3 関連する制度

(1) 日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものである。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。本市では令和元（2019）年度に「中世に出逢えるまち」、令和2（2020）年度に「女人高野」、「葛城修験」が認定を受けた。

①中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～

a) ストーリー概要（日本遺産ポータルサイトより抜粋）

河内長野市は京と高野山を結ぶ街道の中間地に位置し、檜尾山観心寺、天野山金剛寺の2大寺院が隆盛したまちである。街道沿いの白壁の塀、銀色に輝く瓦葺きの屋根、朱・緑・黄色などの鮮やかな柱、優雅で美しいその建物の中は凛とした静けさに包まれ、金色に光り輝く仏像が安置されている。

この2大寺院の隆盛により市域では多くの社殿、お堂や仏像が造られ、また交通の要衝となったことから山城も築かれた。ここは、悠久の時を超えて千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫であり、訪れる人がまちじゅうで中世を体感できるまちである。

b) 構成文化財

第4表 日本遺産（中世に出逢えるまち）ストーリー構成文化財一覧

歴史文化遺産の名称	指定などの状況	歴史文化遺産の名称	指定などの状況
史跡観心寺境内	国史跡	金剛寺子院摩尼院	国史跡、国重文（建造物）
観心寺の建造物群	国宝（建造物）、国重文（建造物）、府有形（建造物）	金剛寺旧子院観蔵院	国史跡、国登録
観心寺子院中院	国史跡	金剛寺旧子院中院	国史跡、国登録
観心寺旧子院楨本院	国史跡、国重文（建造物）、府有形（建造物）	金剛寺旧子院無量寿院	国史跡、国登録
観心寺旧子院総持院跡	国史跡	天野川東岸の子院遺構群	国史跡、国登録
観心寺の彫刻群	国宝（彫刻）、重文（彫刻）	鎮守	府指定（建造物）
大沢街道	未指定（史跡）	天野街道・巡礼街道	未指定（史跡）
川上地区等の民家と棚田の景観	未指定（名勝）	下里観音堂	未指定（建造物）
川上神社	未指定（建造物）	青賀原神社	未指定（建造物）
鳩原弥勒堂	未指定（建造物）	正御影供	市無形民俗
鳩原大日寺	市有形（彫刻）	天野谷の棚田の景観	未指定（名勝）
太井八幡神社跡	未指定（史跡）	長野神社本殿	国重文（建造物）
小深天狗堂	未指定（建造物）	烏帽子形八幡神社本殿	国重文（建造物）、国史跡
山本家住宅	国重文（建造物）	烏帽子形城跡	国史跡
岩瀬薬師寺と彫刻群	市有形（彫刻）	増福寺	旧法指定（彫刻）
史跡金剛寺境内	国史跡	月輪寺	府指定（彫刻）
金剛寺の建造物群	国重文（建造物）、府有形（建造物）	高野街道	未指定（史跡）
金剛寺の彫刻群	国宝（彫刻）、国重文（彫刻）、府有形（彫刻）、市有形（彫刻）	薬樹山延命寺	国重文（絵画・彫刻）、府天然記念物、市有形（絵画）
金剛寺子院吉祥院	国史跡	八幡神社	府有形（工芸品）、市無形

c) 認定自治体

河内長野市

②女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～

a) ストーリーの概要（日本遺産ポータルサイトより抜粋）

高野山は、近代まで「女人結界」が定められ、境内での女性たちの参拝は叶わなかった。そんな時代にあっても女性たちの、身内の冥福を祈る声、明日の安らぎを願う声を聴いていた、「女人高野」と呼ばれるお寺があった。

優美な曲線を描くお堂の屋根、静かに願いを聴いている柔和なお顔の仏像、四季の移ろいを映す周囲の樹々、これらが調和した空間を『名所図会』は見事に実写し、表現した。そこに描かれた「女人高野」は時を超え、時に合わせて女性とともに今に息づき、訪れる女性たちを癒し続けている。

b) 構成文化財（河内長野市所在のみ）

第5表 日本遺産（女人高野）ストーリー構成文化財一覧

歴史文化遺産の名称	指定などの状況	歴史文化遺産の名称	指定などの状況
金剛寺の境内	国史跡	高野街道	未指定（史跡）
金剛寺の建造物群	国重文（建造物）	金剛寺の鎮守	国重文（建造物）、国史跡
金剛寺の彫刻群	国宝・国重文（彫刻）	金剛寺の子院群	国重文（建造物）、国登録、国史跡
天野街道	未指定（史跡）	正御影供	市無形民俗

c) 認定自治体（◎印は代表自治体）【シリアル型】

◎大阪府（河内長野市）、奈良県（宇陀市）、和歌山県（九度山町、高野町）

③「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地ー

a) ストーリーの概要（日本遺産ポータルサイトより抜粋）

和歌山～大阪～奈良の境に聳える葛城の峰々。修験道の開祖と言われる役行者がはじめて修行を積んだこの地は、世界遺産の吉野・大峯と並ぶ「修験の二大聖地」と称されています。この地には、役行者が法華経を1品ずつ埋納したという28の経塚があり、今も修験者たちは、その経塚や縁の寺社、滝や巨石を巡ります。そしてその修行にはいつの時代も、この地に暮らす人々との深いつながりがありました。

修験者や地域の人々が大切にしてきた聖地「葛城修験」——修験道の歴史は、ここから始まりました。

b) 構成文化財（河内長野市所在のみ）

第6表 日本遺産（葛城修験）ストーリー構成文化財一覧

歴史文化遺産の名称	指定などの状況	歴史文化遺産の名称	指定などの状況
光滝寺仏徳多和 安楽行品	市名勝	岩瀬経塚山 随喜功德品	未指定（史跡）
岩湧山 従地湧出品	府名勝	光滝寺	市名勝
流谷金剛童子 如来寿量品	未指定（史跡）	光滝寺炭焼不動尊	市有形民俗
天見不動 分別功德品	未指定（史跡）	岩湧寺	国重文（建造物）、市有形（建造物）

c) 認定自治体（◎印は代表自治体）【シリアル型】

◎和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町）、大阪府（岸和田市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、柏原市、阪南市、岬町、河南町、千早赤阪村、貝塚市、泉南市、熊取町）、奈良県（五條市、御所市、香芝市、葛城市、王寺町）

（２）ふるさと文化財の森

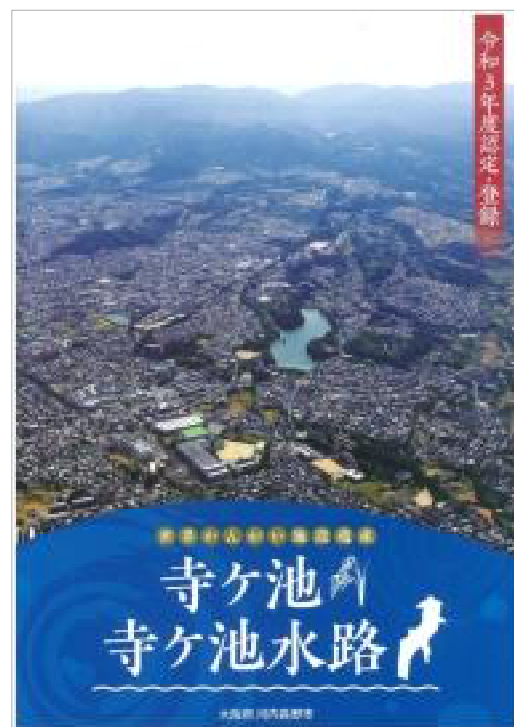
国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、漆などの資材の確保と、これらの資材の育成や採取に関する技能者を育成することが必要である。このため、文化庁では、文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定を行っている。

本市においては、平成20（2008）年3月28日に「金剛寺境内林（檜皮）」と「観心寺境内林（檜皮）」、平成21（2009）年3月31日に「岩湧山茅場（茅）」、平成23（2011）年5月2日に「千石谷のスギ・ヒノキ林（檜皮）」の4箇所が、ふるさと文化財の森として設定された。

（３）世界かんがい施設遺産

かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ICID）が認定・登録する制度であり、平成26（2014）年に創設された。

本市においては、江戸時代の新田開発の際に築造された「寺ヶ池・寺ヶ池水路」が令和3（2021）年11月26日付けで登録となった。



第36図 世界かんがい施設遺産

第3章 河内長野市の歴史文化の特徴

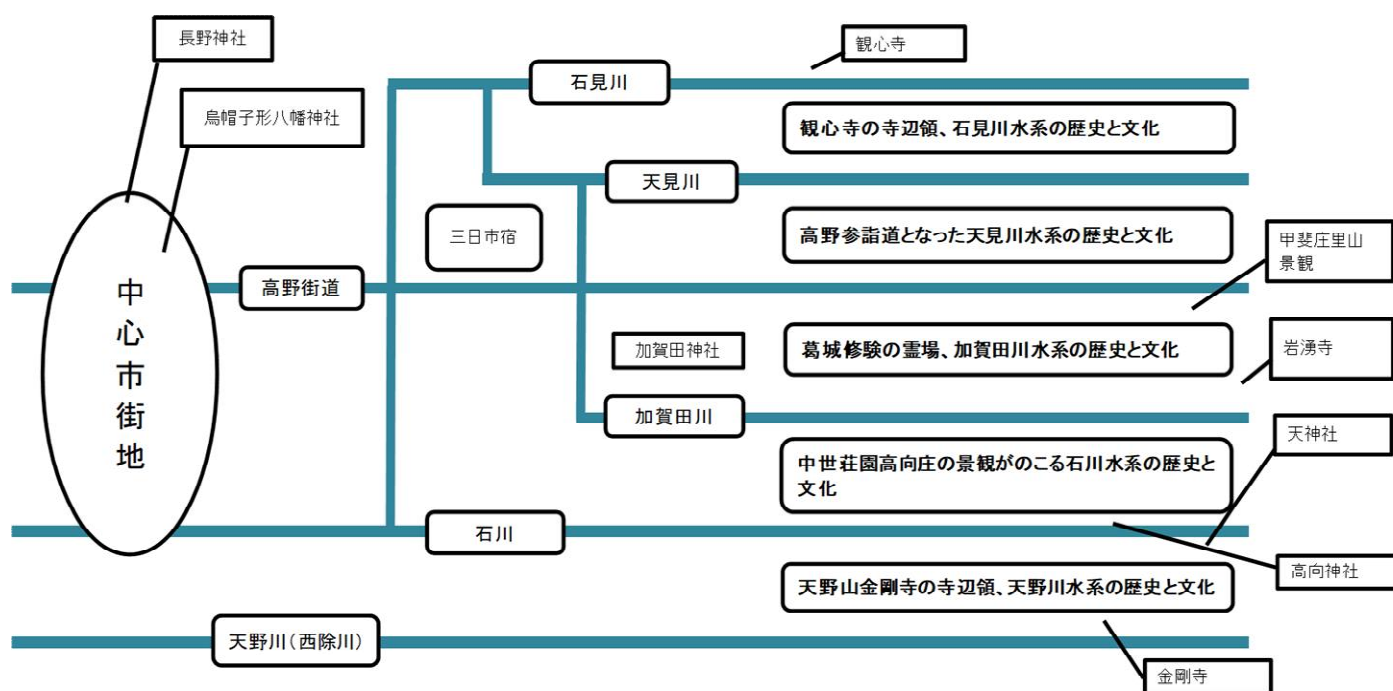
本市では、5つの河川系が大地を侵食してできた河岸段丘と谷部に伝統的な地域コミュニティがある。各河川系は、中世に大きな開発が進み、異なる領主を持つ荘園が設置され、やがて荘域内で成立した村落が、近世村落、そして合併前の町村へと発展していった。また、これらの各河川系は、古くから使われた道によって、それぞれ異なる外部世界と接続していた。このため、市域の歴史文化遺産には河川系を中心に一定のまとまりを持った特色がある。

中世に各河川系が発展したのは、市域が高野参詣の主要ルートとして取り込まれたことで流通や交通の要衝として発達したこと、観心寺、金剛寺の大規模寺院が信仰・政治・文化・教育・経済の拠点として栄えたことによる。

各河川系に存在する歴史文化遺産は中世の仏教文化に関するものが多いが、類型としては、建造物や美術工芸品、無形の民俗文化財、遺跡など幅が広く、相互に関連がある。また、現在の歴史文化遺産を活用した住民活動もこうした河川系に沿って展開されている。このような点を本市の歴史文化の特徴と捉えて、河川系ごとに歴史文化の特徴を示す。



第37図 各河川系



第38図 河内長野市の歴史文化の特徴概念図

観心寺の寺辺領、石見川水系の歴史と文化

石見川水系は古くから観心寺の寺辺領であり、地区内には当寺と関連する歴史文化遺産が点在する。

この水系を遡ると奈良県に至り、吉野川（紀の川）流域地域の影響がみられる。地区内には、史跡観心寺境内を中心に、かつての寺領であった村落があり、その中には、鎮守や村堂が位置する。観心寺は平安時代に、密教寺院として開かれ、境内には多くの建造物、美術工芸品、書籍・典籍、古文書が存在しており、指定文化財も多い。また、旧寺辺領にある村落は現在でも、民家、棚田、鎮守、村堂によって構成される里山集落としての景観がのこっている。観心寺と歴史的な関係をもつ社や堂も点在し、密教に関係する美術工芸品が伝わっている。



第39図 観心寺七郷全景

高野参詣道となった天見川水系の歴史と文化

天見川水系は、中世以降、高野参詣によって人の往来が盛んになった場所であり、参詣や交通に関連する歴史文化遺産が点在する。

この水系を遡ると和歌山県に至る。高野街道沿いには、現在でも旅籠であった建物、燈籠、小堂、道標、高札場跡等があり、宿場町の歴史的な景観がのこる。また、参詣道にそって、中世以降の寺院、神社、山城跡、古戦場があり、指定文化財を含む建造物、美術工芸品があり、無形の民俗文化財も伝わっている。また、中世では、本水系の北部を中心に藤原摂関家系の荘園である法成寺領長野庄が置かれた。現在の河内長野駅周辺には、この荘園の中心となった木屋堂と呼ばれる町場が形成され、高野参詣の中継地として栄えた。一方で本水系の南部には、石清水八幡宮の荘園である甲斐庄山郷が置かれた。



第40図 高野街道沿いの風景

葛城修験の霊場、加賀田川水系の歴史と文化

加賀田川水系は、水源となっている岩湧山が、古くから修験道の行場となり、修行や信仰に関連する歴史文化遺産が点在する。

このような行場の一つとして、涌出山岩湧寺があり、文化財建造物や美術工芸品が伝わる。岩湧寺の周囲には、経塚、行場、伝承地があり、現在も巡拝が行われている。なお、岩湧山を含む金剛葛城山系は旧国では河内、和泉、紀伊にまたがり、古くからの交通ルートであった。

中世荘園高向庄の景観がのこる石川水系の歴史と文化

石川水系は、中世に高向庄とよばれた荘園が置かれ、荘園絵図も残され、この絵図に書き込まれた墓地、神社、寺院、地名などが現在ものこっている。

この水系は旧和泉国へ至るルートにも接続する。河岸段丘が幅広く発達しており、古代から集落遺跡



第41図 岩湧寺

が形成された。なかでも高向遺跡は過去に多くの発掘調査が行われ、古代と中世の建物跡や墓、水田などが見つかっている。中世の遺構は高向庄に関連する。地区内にある高向神社では市指定文化財である日野地区獅子舞が奉納され、祭礼の様子が描かれた大絵馬も伝わる。また八福寺、三井寺などの寺院は荘園絵図にもその名が書き込まれている。上流域の滝畑地区には、中世に和泉市にある榎尾山施福寺と天野山金剛寺の領地があった。地区内には滝畑型と呼ばれる独特の構造を持つ茅葺民家がある。

天野山金剛寺の寺辺領、天野川水系の歴史と文化

天野川水系は中世を通じて金剛寺の寺領であり、当寺に関連する歴史文化遺産が点在する。

この水系を下ると堺に至る。谷の奥部には密教寺院である天野山金剛寺が位置し、周囲の天野谷には金剛寺の寺辺領があった。当該寺院は、行基の草創と伝え、承安2年（1172）に、阿観によって再興された。金堂・多宝塔・御影堂を中心とする中心伽藍が整備され、多くの子院も形成された。近世では、河内名所図会に紹介された。現在、当該寺院は、境内が史跡で、美術工芸品や典籍、文書も伝わり、指定文化財も多い。市指定文化財となっている天野山金剛寺の正御影供百味飲食が毎年春に行われている。旧寺辺領にも、神社や堂があり文化財建造物や美術工芸品が伝わっている。



第42図 高向地区の風景



第43図 天野山金剛寺と天野谷

第4章 第1次計画の取り組み状況と総括

1 第1次計画の基本方針

第1次計画では、本市において中長期的に取り組んでいく事業を5つの基本方針（「基本方針1 把握と調査」、「基本方針2 人づくり」、「基本方針3 仕組みづくり」、「基本方針4 魅力向上」、「基本方針5 保存継承」）のもと、「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」の項目で事業を推進してきた。

本章では、第1次計画で実施計画を立てた「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」の各事業に対する取り組み状況を振り返り、課題を整理して、総括を行う。

2 項目ごとの取り組み状況

(1) 調査研究

事業名	取組内容	取り組み状況
①歴史文化遺産総合調査事業	(1) 無形民俗文化財総合調査 全市域を対象として、祭礼をはじめとする年中行事や習俗の聞き取り及び調書作成等を実施した。特に「河内長野版歳時記」の作成を通じて映像記録や冊子、普及啓発のための絵本を作成した。	完了
	(2) 寺社跡、巨木、景勝地、庭園総合調査 令和5（2023）年度から令和7（2025）年度に実施予定としていたが、コロナ禍のため調査の実施には至っていない。	未完了
②歴史文化遺産個別調査事業	(1) 指定文化財候補の調査 市指定文化財板地著色三十六歌仙図の追加指定、木造大日如来坐像の市指定、旧中村家住宅の国登録のために調査を行った。 (2) 埋蔵文化財の発掘調査 開発行為などに伴い、適切な調査を実施した。特に高向・上原土地区画整理事業に伴う高向遺跡発掘調査においては、公益財団法人大阪府文化財センターと市による共同発掘調査で古代～中世の建物跡、石垣、溝などを検出した。 埋蔵文化財包蔵地の情報は、市ホームページ上で公開している（かわちーず）。 (3) 関連遺産群の調査研究 コロナ禍においては調査を中断した。中世一山寺院、高野街道、里山集落に関して、調査を行った。 (4) 歴史文化遺産保存・活用地区の調査研究 コロナ禍においては調査を中断した。川上地区、天野地区、高向地区に関して調査研究を行った。	概ね完了
③その他事業	(1) 文化財保護審議会運営 毎年度2回程度、文化財保護審議会を実施し、事業評価や指定文化財候補の選定などを行った。計画期間中、市指定文化財として新たに1件の指定（金剛寺大日如来坐像）、1件の追加指定（金剛寺三十六歌仙図）を行った。	概ね完了

(2) 保存・整備・継承支援

事業名	取組内容	取り組み状況
①指定・登録文化財の修理整備事業	計画期間中に23件の指定・登録文化財に対して補助を行い、保存修理、整備を進めた。	完了
②指定無形民俗文化財保存継承事業	(1) 指定無形民俗文化財保存継承 所有者が無形民俗文化財の保存継承を行い、指定文化財の祭礼用具の修理等に対しては所有者団体へ補助金の交付を行った。	完了
③指定・登録文化財管理事業	(1) 指定文化財民家管理 所有者が指定文化財民家の点検と日常管理を行い、市は補助金の交付を行った。なお、点検などにより異常が発見された際には、速やかに河内長野市教育委員会へ報告があり、小修理などの必要な措置を講じた。 (2) 防犯防災設備保守点検 所有者が文化財建造物に設置されている防犯・防災設備の点検や日常管理を行い、市は補助金を交付した。点検等により異常が発見された際には、速やかに河内長野市教育委員会へ報告があり、関係機関等から指導を受け、小修理等の必要な措置を講じた。 大規模な修理が必要と判断されたものについては、事業計画を立てて保存修理事業として事業化した。 (3) 史跡等施設管理 所有者が史跡・名勝の日常的な維持管理を行い、市は補助金を交付した。管理上の相談については対処方針について関係機関などと調整し、協議を行った。	毎年実施済
④選定保存地域の保全事業	(1) 選定保存地域保全 滝畑ふるさと文化財の森センターを歴史文化遺産修復資材及び人材の育成、研修の場として提供し、民間団体や大学、高等学校等と連携して茅刈体験や山焼き実習、茅葺き体験などを実施した。なお、コロナ禍において計画立案後に中止となるものも一部あった。	概ね完了
⑤歴史文化遺産保存継承者の育成事業	(1) 歴史文化遺産保存継承育成 文化財特別公開事業の実施に伴い、地域住民に対して講座やワークショップを行うことで、歴史文化遺産の保存継承に対する普及啓発活動を行った。	概ね完了
⑥その他事業	(1) 関連遺産群構成要素の保全 指定文化財となっている一部の関連遺産群構成要素について保存修理を行った。 (2) 歴史文化遺産保存・活用地区の保全 指定文化財となっている一部の地区内の歴史文化遺産について保存修理を行った。	完了

(3) 活用

事業名	取組内容	取り組み状況
①観光分野での活用事業	(1) 歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業 令和元（2019）年度に関西圏主要駅（南海なんば駅）でデジタルサイネージによる日本遺産「中世に出逢えるまち」のPRを行った。また、令和3（2021）年度にはJR電車内で日本遺産PR映像を放映した。 令和3（2021）年度に関西圏主要駅（JR大阪駅・Osaka Metroなんば駅）で画像データによる日本遺産「女人高野」のPRを行った。 (2) 日本遺産ガイド人材育成事業 毎年、観光ボランティア向け研修へ講師を派遣し、本市の歴史文化遺産についての解説などを実施している。令和元（2019）年度には「中世に出逢えるまち」、令和3（2021）年度には「女人高野」の日本遺産ガイドマニュアルを作成し、ガイド内容の均一化を図った。 (3) 誘導サイン・説明看板整備事業 令和3（2021）年度に日本遺産「女人高野」のストーリーや構成文化財などに関する翻訳サイトとそこにアクセスするQRを作成、カードに印刷して配付できるようにした。 (4) その他、魅力発信事業 市外（令和5（2023）年度和歌山県和歌山市、令和6（2024）年度大阪府大阪市）や市内（令和6（2024）年度フォレスト三日市）で講演会を実施した。また、一部の講演は映像記録を作成し、ウェブで公開した。 日本遺産をPRするため、「中世に出逢えるまち」（令和元（2019）年度に日本語版、令和2（2020）年度に英語版）と「女人高野」（令和4（2022）年度に日本語版、英語版）の紹介動画を作成し、YouTubeやイベント出展で放映した。 (5) 歴史文化遺産現地公開（ぐるっとまちじゅう博物館） 令和元（2019）年度に烏帽子形城跡、令和4（2022）年度に高向地区で普段非公開の歴史文化遺産の特別公開などを実施した。小・中・高等学校や大学、地域のまちづくり協議会と連携し、ワークショップやシンポジウムなどを実施した。	完了
②教育分野での活用事業	(1) 歴史文化遺産総合情報発信 令和5（2023）年度から地理情報システム（かわちーず）を用いて埋蔵文化財の包蔵地を市ホームページ上で公開している。ただし、他分野の歴史文化遺産の情報は未対応であり、今後分野の拡充を検討する必要がある。 (2) 郷土歴史学習 市内の小中高等学校で地域に密接した教材を用いた出前授業を実施した。また、学んだことを発表できる場として一部の小学校では子ども文化財解説や校外学習、学習成果展示を実施した。 (3) 関連遺産群に関する講演・講座 概ねすべての関連遺産群をテーマとして講演・講座を行うことができた。実施にあたっては、住民団体や民間組織と協働で行ったものがあつた。 (4) 関連遺産群に関する展示 「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」といった一部の関連遺産群をテーマとして展示を行った。 (5) 体験学習事業 ふるさと歴史学習館において多様な体験メニューを実施した。特に、綿くりや藍染の体験を通じて、河内木綿の栽培が盛んであった本市の歴史文化の認知度向上に向けた取り組みを行った。	部分的に完了
③景観分野での活用事業	(1) 歴史的景観の普及啓発とワークショップ 単発でのワークショップなどを実施したが、継続的な実施には至っていない。	部分的に完了
④地域づくり分野での活用事業	(1) 地域住民が行う歴史文化遺産保存・活用事業の支援 地域まちづくり協議会が主催する事業に講師を派遣するなど事業の補助を行った。 (2) 地域への出前授業 自治会や公民館などの要望に応じて講師を派遣し講座を行い、地域住民の主体的な活動の支援を行った。 (3) 職員研修 新規採用市職員及び新任教員研修を実施し、地域資源としての歴史文化遺産の価値の認知向上につなげた。 (4) テーマ型ボランティアの育成 観光ボランティアの育成事業を行うことができた。	完了

⑤その他事業	(1) 市が管理する施設の維持管理と運営 ふるさと歴史学習館、滝畑ふるさと文化財の森センター、市指定文化財旧三日市交番の維持管理と運営を行った。コロナ禍ではやむを得ず臨時休館をすることもあったが、市内の歴史文化遺産の魅力を効果的に伝えるために、各施設で以下のような事業を実施した。 ・ふるさと歴史学習館：年間3～4回の企画展示やこれに関連する講演会、イベントへの出張ブース出展等を実施した。また、館内では多様な歴史体験を実施した。 ・滝畑ふるさと文化財の森センター：常設展示の更新や茅葺民家を夜間開放して活用したり、河内長野市教育委員会刊行の普及啓発図書「瀧幹」に関連したイベントなどを実施した。 ・河内長野市指定文化財旧三日市交番：年3回の常設展示や春・秋季特別開館、常設展示に関する講演会を実施した。	完了
--------	--	----

3 項目ごとの課題

(1) 調査研究

類型によっては、把握調査が実施できなかった。第1次計画で設定した関連遺産群、歴史文化遺産保存・活用地区の調査研究に関しても計画どおり実施することができなかった。実施できなかった原因は、コロナ禍にあって多くの人との接触を控える必要があったことがあげられる。そして、実施ができた指定措置のための詳細調査や埋蔵文化財の発掘調査に比べると、実施できなかった把握調査は差し迫った形での市民からの要望が薄い分野であったともいえる。このため、把握調査を進めるためには、一定の動機づけが必要であったともいえる。

(2) 保存・整備・継承支援

予算化が適切に行われている事業が多く、完了している事業が多い。ただし、歴史文化遺産保存継承者の育成事業については、コロナ禍のため十分に実施することができなかった。当該事業については、活用事業と一体的に進めることが有効であり、今後、適切に進めることができるのかどうかについては、むしろ活用事業を適切に進めることができるのかどうかにかかっているといえる。

(3) 活用

歴史文化遺産現地公開事業は多くの関係者との協働が必要であることから、コロナ禍により中止・延期とした年度があった。また、把握調査成果を総合的に発信する作業、歴史的景観の普及啓発とワークショップは十分に実施することができなかった。この2事業に関しては、予算執行を伴う事業ではなく、差し迫った実施の要望も薄い事業であったともいえる。

4 総括

歴史文化遺産所有者や市民から大きなニーズのある事業、あるいは予算執行が伴う事業は適切に実施できた。一方で、これらの条件に当てはまらない事業に関しては、実施ができなかった。後者の事業を適切に進めていくためには、前者の事業と一体的に実施することが今後は必要である。なお、コロナ禍でやむを得ず実施できなかった事業があったが、今後は適切に実施できる見込みがある。

第5章 歴史文化遺産の将来像

1 目指す将来像

歴史文化遺産は、まちづくりを担う人材の育成を進め、多くの交流人口を呼び込み、また、住民活動の活性化にあたって重要な地域の資源となるものであり、大切に保存継承される必要がある。一方で、人口減少が進むなかでは、調査によって明らかとなった歴史文化遺産の価値を多様な人々と共有し、保存と活用の裾野を広げていくことが一層必要となる。本計画では以上のような事項をもとに、「目指す将来像」を次のとおりかかげる。

「多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を
学び、伝え、活かすまち」

2 方向性

目指すべき将来像の達成のため、以下の5つの方向性に基づいて本市の歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用を計画的に進める。

●方向性1 調査研究の推進（調査研究）

多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を学び、伝えるためには、まず、それを把握し、価値を明らかにする必要がある。多くの歴史文化遺産を抱える本市にあっては、いまだ把握と価値づけが十分ではない種類の歴史文化遺産があり、継続的な把握調査を行う必要がある。

このために、専門知識や保存継承の経験を持つ様々な個人や団体と連携しながら調査研究を推進していく事ができるまちを目指す。

●方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）

豊富な歴史文化遺産は本市を特色づける重要な地域の資産であり、これを現代社会で活かし、確実に未来へ伝えるためには、今後も適切な保存と管理、そして整備が必要である。

このため、所有者だけではなく、行政が継承支援を行いながら、多様な知識、技術、マンパワーをもった多様な人々が関わり合い、歴史文化遺産を次世代へ伝えていく事ができるまちを目指す。

●方向性3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）

多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を伝え、活かしていくためには、その主体となる、ふるさと河内長野をよく理解し、誇りと愛着を持つ人材の育成が必要である。

このために地域に存在する豊富な歴史文化遺産を活かし、学校や団体、社会教育施設と連携して人材育成を進めることができるまちを目指す。

●方向性4 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）

市内に残された豊富な歴史文化遺産は、日本を代表する観光資源である。観光は、多様な人々を呼び込んで経済効果を生み、本市の活性化に大きく資することから、この分野で活かしていく必要がある。

このため、他市とも広域で連携しながら、多様な人々が関わり合いながら市域の歴史文化遺産の魅力を広く発信し、観光分野での活用を進めるまちを目指す。

●方向性5 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）

地域の歴史文化遺産を活かしながら住民相互が活発に交流し、活動することは、安心安全で暮らしやすい地域社会を実現する上でも、歴史文化遺産の保存と活用の裾野を広げていく上でも大きな意義がある。

このために、地域にある歴史文化遺産について多様な人々が関わり合いながら地域活動の中で次世代へ伝え、活かしていく事ができるまちを目指す。

3 方向性間の相互関係

本計画で示した方向性は、個々に独立しているわけではなく、相互関係を持っている。関係の種類としては、「段階的關係」、「波及的關係」、「手段と目的の關係」の3つに整理できる。

（1）段階的關係

ある方向性が別の方向性の基礎となる関係である。「方向性1 調査研究」によって把握できた歴史文化遺産・歴史的事象は、「方向性2 保存・整備・継承支援」を行う上での基礎資料となる。また、「方向性3～5」の活用を進める上でのコンテンツとなる。

（2）波及的關係

「方向性2 保存・整備・継承支援」の事業を実施する際の公開は、「方向性3～5」の活用を進めることにもつながる。

（3）手段と目的の關係

「方向性1 調査研究」の遂行は、地域住民の参画を得て、「方向性5 地域づくり分野」での活用の手段で実施することができる。

第6章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する課題・方針

1 既往の調査概要

本市では昭和49（1974）年度以降、各年度で特定のテーマを定めて市内の歴史文化遺産の把握調査を行ってきた。また、主に指定措置を行うために詳細調査も行ってきた。さらに、近年では大学や研究機関による調査研究も進んでいる。これらの調査の蓄積によって、様々な類型の歴史文化遺産の調査資料の整理を行ってきた。

（1）郷土研究会委託事業

昭和49（1974）年度以降、民間の任意団体である河内長野市郷土研究会に委託して、各年度でテーマを定めて把握調査を行ってきた。年度ごとの調査概要は第7表のとおりである。

第7表 既往の歴史文化遺産調査一覧1

調査年度	資料タイトル	調査場所（調査場所、調査地点）
昭和49年 (1974)	『郷土研究事業報告書（道標調査）』	全市域
昭和51年 (1976)	『河内長野市内社寺跡調査報告書』	全市域
昭和52年 (1977)	『郷土研究会事業報告書（河内長野の絵馬）』	天神社、高向神社、住吉神社、赤坂上之山神社、川上神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、光滝寺、金剛寺、松林寺、新町庚申堂、地藏寺、矢伏観音
昭和53年 (1978)	『郷土研究会事業報告書（河内長野の絵馬）』	赤坂上之山神社、烏帽子形八幡神社、加賀田神社、蟹井神社、川上神社、住吉神社、高向神社、千代田神社、天神社、長野神社、西代神社、八幡神社、安明寺、安楽寺、岩湧寺、延命寺、河合寺、観心寺
昭和54年 (1979)	『郷土研究会事業報告書（古絵図調査）』	全市域
昭和56年 (1981)	『河内長野市社寺建築棟札調査票』	大梵天王社、加賀田神社、長野神社、蓮光寺、西代神社、菅原神社、高向神社、岩湧寺、八幡神社、安明寺、地藏堂、蟹井神社、金剛寺、住吉神社、延命寺、観心寺、大日寺、天狗堂
昭和56年 (1981)	『社寺建築棟札調査カード（天野山金剛寺所有分）』	金剛寺
昭和56年 (1981)	『郷土研究会事業報告書（歴史的古道調査）』	高野街道、大沢（五條）街道、大津街道、天野道、巡礼道、滝畑道、岩湧街道、日野ふるさと道
昭和57年 (1982)	『郷土研究会事業報告書（庶民教育資料調査）』	全市域
昭和58年 (1983)	『郷土研究会事業報告書（高・制札調査報告書）』	全市域
昭和59年 (1984)	『郷土研究会事業報告書（市年中行事調査）』	長野、天野、小山田、千代田、三日市、加賀田、川上、高向、滝畑、天見
昭和60年 (1985)	『「講」調査報告』	全市域
昭和61年 (1986)	『河内長野市内神社 金石文調査報告書Ⅰ』	西代神社、高向神社、蟹井神社、長野神社、烏帽子形八幡神社
昭和61年 (1986)	『河内長野市内神社 金石文調査報告書Ⅱ』	天神社、住吉神社、加賀田神社、千代田神社、川上神社、流谷八幡神社
昭和61年 (1986)	『文化財調査報告書（小山田地区民具調査）』	小山田地区
昭和62年 (1987)	『市内17寺院金石文調査報告書』	全市域
昭和63年 (1988)	『道標・里程標【町石】金石文調査報告書』	全市域

平成元年 (1989)	『観心寺石造物金石文調査報告書』	観心寺
平成2年 (1990)	『金剛寺金石文調査報告書』	金剛寺
平成3年 (1991)	『延命寺金石文調査報告書』	延命寺
平成4年 (1992)	『河内長野市内寺社金石文調査報告書』	明忍寺、盛松寺、松林寺
平成5年 (1993)	『河内長野市内寺社金石文及び市内に散在する金石文調査報告書』	極楽寺、河合寺
平成6年 (1994)	『河内長野市内寺社金石文及び市内に散在する金石文調査報告書』	大日寺、興禅寺、地藏寺
平成7年 (1995)	『河内長野市内寺社金石文調査報告書』	増福寺、金毘羅大権現、眞教寺、月輪寺、石佛寺、庚申堂、菅原神社、薬師寺、牛頭天王社、安明寺、松明屋、御所の辻
平成8年 (1996)	『河内長野市内地名調査Ⅰ』 高野街道を基線にしてその付近	高野街道沿い
平成9年 (1997)	『郷土研究会事業報告書 金石文』	下里町観音堂、下里町青ヶ原神社、上原町牛頭神、小山田西福寺
平成10年 (1998)	『郷土研究会事業報告書 河内長野市内地名調査Ⅱ』	天野街道、大沢街道
平成11年 (1999)	『郷土研究会事業報告書 河内長野市内地名調査Ⅱ』	巡礼街道、その他街道
平成14年 (2002)	『平成14年度河内長野市委託調査報告書（河内長野の石造仏）』	河南東山墓地、池坂墓地
平成15年 (2003)	『平成15年度河内長野市委託調査報告書（一石五輪塔分布調査報告書）』	千代田墓地、日野墓地、滝畑地区
平成16年 (2004)	『河内長野市内石造物調査報告書（一石五輪塔の所在、分布について）』	全市域
平成16年 (2004)	『河内長野市寺社建造物調査資料』	寺社建造物調査記録写真
平成16年 (2004)	『河内長野市内石造物調査』	滝畑墓地、日野墓地、千代田墓地

第8表 既往の歴史文化遺産調査一覧2

整理No.	資料タイトル	調査者
1	『自治会収蔵資料調査報告書（平成19年度）石見川・小深・太井』	河内長野市郷土研究会
2	『自治会収蔵資料調査報告書（平成20年度）鳩原・神ガ丘・河合寺・寺元・向野・市町東・市町西・市村新田』	河内長野市郷土研究会
3	『自治会収蔵資料調査報告書（平成21年度）鳴尾・楠町・松ヶ丘・千代田・石坂・天野（高瀬・西谷・門前・中尾・下里）・小山田町』	河内長野市郷土研究会
4	『自治会収蔵資料調査報告書（平成22年度）高向・上原町・野作町』	河内長野市郷土研究会
5	『自治会収蔵資料調査報告書（平成23年度）加賀田北部（小井関・塚・上加塩・西浦・上東部・尾崎）高向の一部』	河内長野市郷土研究会
6	『自治会収蔵資料調査報告書（平成24年度）加賀田南部・矢伏・車作・中山・神納・中ノ組・上ノ組』	河内長野市郷土研究会
7	『自治会収蔵資料調査報告書（平成25年度）東片添・西片添・清水』	河内長野市郷土研究会
8	『自治会収蔵資料調査報告書（平成26年度）下天見・流谷・下岩瀬・上岩瀬』	河内長野市郷土研究会
9	『自治会収蔵資料調査報告書（平成27年度）喜多町・日野』	河内長野市郷土研究会

（２）市内自治会収蔵資料調査

平成19（2007）年度から平成27（2015）年度にかけて、市内の自治会が収蔵する資料の把握調査を行った。そのうち、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までは文化庁の補助事業として採択を受けた。調査報告書は第8表のとおりである。

（３）京都国立博物館調査研究

京都国立博物館が平成28（2016）年度から平成31（2019）年度にかけて科学研究費補助金〔基盤研究（A）〕により実施した「河内地域の仏教文化と歴史に関する総合的研究」のなかで、観心寺・金剛寺の彫刻、絵画、書跡、陶磁、金工、漆工、染織を調査した。その報告書として『河内地域の仏教と歴史に関する総合調査研究』が刊行された。

（４）大学による中・近世文書調査研究

大阪大学が令和元（2019）年度から令和4（2022）年度にかけて科学研究費補助金「基礎研究（c）」により金剛寺に伝わる中世文書の調査を実施し、その成果が『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史の研究』として刊行された。

（５）日本遺産調査研究

文化庁より認定を受けた日本遺産のストーリーを充実させるために、文部科学省の国庫補助金（文化芸術振興費補助金 地域文化財総合活用推進事業（日本遺産））を受けてストーリーの基礎となる歴史的事象についての調査研究が行われた。この中で、河内長野市日本遺産推進協議会が令和3（2021）年度に行った研究成果として『日本遺産（中世に出逢えるまち）調査研究報告書』を刊行した。

また、女人高野日本遺産協議会が令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけて行った研究成果として『日本遺産「女人高野」調査研究報告書』を刊行した。

さらに同年、葛城修験日本遺産活用推進協議会において、葛城修験の構成文化財として登録されている93件について調査を行い、「構成文化財調査報告」を作成した。

（６）埋蔵文化財調査

開発等により破壊される埋蔵文化財について発掘調査を行い、記録保存してきた。それらはデータとして蓄積するとともに、報告書として刊行した。

（７）無形の民俗文化財調査

市内の伝統的な行事・祭礼は、変容・減少する傾向にあり、継承者育成も課題となっている。そこで、市内の年中行事を調査・記録し、後世に残すとともに、あらゆる世代への普及啓発資料として活用し、あわせて伝統行事の継承にも活用可能な記録資料として「河内長野版歳時記」の作成を進めている。

令和3（2021）年から指定・未指定にかかわらず無形民俗文化財の把握調査を実施していて、調査成果として作成した冊子は図書館で運営する電子図書館で、映像記録はYouTubeで閲覧可能である。



第44図 無形の民俗文化財 調査成果の冊子



第45図 無形の民俗文化財 映像記録の撮影

(8) その他の調査

大阪府及び本市による調査で、庭園調査・水路・ため池調査・大阪府歴史の道調査・城郭調査・建築調査を実施している。

(9) 調査状況

歴史文化遺産の類型ごとに、これまでに行ってきた把握調査の状況について整理する。

この中で、有形文化財（建造物）の近代建築、有形文化財（美術工芸品）の書跡・典籍、古文書、歴史資料、民俗文化財（有形の民俗文化財）、記念物（名勝地）の庭園、記念物（動物・植物・地質鉱物）、その他の選定保存地域は、十分な把握調査が実施できていない。

無形文化財、記念物（名勝地）、文化的景観、伝統的建造物群、その他の歴史的コンテンツ・伝承地は悉皆的な把握調査を行っていない。

第9表 類型別の歴史文化遺産の把握状況

類型			把握状況	
有形文化財	建造物	寺社建造物	○	市史編纂事業の際に把握調査を終え、基本構想策定の際に、平成27（2015）年度時点での現状の把握を行っている。
		民家建造物	○	河内長野市歴史文化基本構想の策定の際に、平成27（2015）年度時点での現状の把握調査を行っている。
		近代建築・その他	△	近代建築・その他については一部調査を行っているのみであり、把握調査は行っていない。
	美術工芸品	絵画	○	宗教法人格を有する寺院の大部分について、市史編纂事業の際に把握調査を終えており、この他の寺院についても平成26（2014）年度に調査を終えている。この他、地域の中で講などによって所有されてきたものは、平成19（2007）年度～平成27（2015）年度にかけて調査を終えている。
		彫刻	○	宗教法人格を有する寺院の大部分について、市史編纂事業の際に把握調査を終えており、この他の寺院についても平成26（2014）年度に調査を終えている。この他、地域の中で講などによって所有されてきたものは、平成19（2007）年度～平成27（2015）年度にかけて調査を終えている。
		工芸品	○	宗教法人格を有する寺院の大部分について、市史編纂事業の際に把握調査を終えており、この他の寺院についても平成26（2014）年度に調査を終えている。この他、地域の中で講などによって所有されてきたものは、平成19（2007）年度～平成27（2015）年度にかけて調査を終えている。
		書跡・典籍	△	一部で把握調査ができているが、不十分である。
		古文書	△	中世文書の多くは、市史編纂事業の際に把握調査を終え台帳も整備されているが、一部の近世文書の把握調査が実施できていない。
		考古資料	○	発掘調査を随時行い、台帳によって把握調査ができている。
		歴史資料	△	一部で把握調査ができているが、不十分である。
無形文化財			×	把握調査は行っていない。
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	寄贈の問い合わせの際に随時調査を実施しているが、把握調査は不十分である。
	無形の民俗文化財		○	河内長野版歳時記の作成にともない、把握調査を行っている。
記念物	遺跡		○	埋蔵文化財の把握調査を行っている。
	名勝地	庭園	△	寺院庭園、旅館庭園のみ把握調査を行っているが、民家に付随するものについては把握調査を行っていない。
		その他の名勝地	×	把握調査は行っていない。
	動物・植物・地質鉱物		△	一部で把握調査ができているが、不十分である。
文化的景観			△	一部で把握調査ができているが、不十分である。
伝統的建造物群			×	把握調査は行っていない。
その他	選定保存地域		△	市内で4箇所を選定しているものの、把握調査は不十分である。
	歴史的コンテンツ・伝承地		×	把握調査は行っていない。

凡例 ○：把握調査ができているもの
△：部分的な把握ができているもの
×：把握調査ができないもの

2 調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する現状

(1) 調査研究をめぐる現状

①把握調査

本章で整理したとおり、本市では歴史文化遺産が存在することを認識するための把握調査を実施してきた。

②詳細調査

現状では、所有者などから強い要望があったものについて、有識者の指導のもとに、あるいは大学や調査機関と連携して個々の正確な認識と価値づけのために調査を実施してきた。

③記録調査

滅失のおそれがある歴史文化遺産は、記録保存のための調査が必要である。これまで、主に埋蔵文化財は開発行為に伴う発掘調査を行うことで、記録保存を行っている。また、古文書についても目録の作成や写真の撮影を行っている。

④歴史文化遺産の相互の関連性

歴史文化遺産を面あるいは群として活用するためには、相互の関連性の解明が不可欠である。現状では、企画展示や文化財の特別公開や刊行物の編集に合わせて調査を行ってきた。



第46図 詳細調査の様子

(2) 保存・整備・継承支援をめぐる現状

①有形文化財（建造物）

建造物の保存・整備は、日常的に維持管理にあたる所有者の相談に応じて保存修理を進めている。また、指定文化財の保存修理の費用は、国指定文化財は国庫補助50%を基本として、残りを所有者と本市による補助金交付で折半している。

②有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品の管理は基本的に所有者が行っている。美術工芸品は、建造物と同様、公費による補助制度があり、必要に応じて保存修理を進めている。

③民俗文化財（有形の民俗文化財）

有形の民俗文化財の保存は基本的に所有者が行い、一部のものが本市へ寄贈され、市が保管している。

④民俗文化財（無形の民俗文化財）

無形の民俗文化財の継承について、芸能に関わりを持つものは住民の関心も高く、指定などの措置も進んでいる。指定文化財は公費による補助制度がある。



第47図 建造物の修理の様子



第48図 美術工芸品の修理後搬入の様子

⑤記念物（遺跡・名勝地・動物・植物・地質鉱物）

記念物の維持管理は基本的に所有者が行っている。指定文化財は公費による補助制度がある。

（３）教育分野での活用をめぐる現状

教育分野は、学校教育分野と社会教育分野で取組みを進めている。

学校教育分野では、市内の児童・生徒を対象とした郷土歴史学習（第49図）、これらによる学習成果を活かした現地での子ども文化財解説（第50図）などを実施している。また、高等学校については、探究学習やフィールドワークの支援（第51図）を歴史文化遺産の保存・継承と活用を題材として取り組んでいる。

社会教育分野では、市民一般を対象とした歴史文化遺産の展示や現地公開、あるいはこれらをテーマとした講座の開催（第52図）、動画の作成と公開、伝統的技術の体験事業（第53図）などを行っている。



第49図 郷土歴史学習の様子



第50図 観心寺での子ども文化財解説の様子



第51図 フィールドワークの様子



第52図 講座の様子



第53図 伝統的技術の体験事業の様子

（４）観光分野での活用をめぐる現状

観光分野については、日本遺産を中心に本市の歴史文化遺産の魅力を発信している。

観光所管課、本市が認定されている日本遺産の協議会などと連携し、これまでに、ターミナル駅でのデジタルサイネージ、情報誌の発行、市外での講演会・イベントにおけるPR（第54図・第55図）、インターネットによる情報発信（河内長野市日本遺産推進協議会公式HPと公式Instagramの開設、市観光ポータルサイトのリニューアル）、デジタルスタンプラリーによる周遊イベント、日本遺産関連商品の開発・販売などに取り組んだ。

市民や民間事業者などの協力を得て実施してきたことで、日本遺産による地域活性化の機運が醸成されつつある。

（５）地域づくり分野での活用をめぐる現状

地域づくり分野については、総合計画において歴史文化遺産の保存・活用に関する事項が掲げられており、地域住民と協働して歴史文化遺産の活用を行っている（第56図）。



第54図 市外イベントでのPR①



第55図 市外イベントでのPR②



第56図 国史跡烏帽子形城跡での活動

3 アンケートによる市民意識調査

(1) 調査の実施

本市の歴史文化遺産の保存と活用に対する意見や考えを把握し、現状をとらえて本計画に反映させるため、市民アンケートを実施した。調査方法は以下のとおりである。

【調査方法】

- ・対象者：満16歳以上の市民2,000人（無作為抽出）
- ・調査期間：令和6（2024）年12月18日から令和7（2025）年1月15日まで
- ・調査方法：対象者へアンケートの協力依頼（二次元コードを掲載）を郵送し、インターネットを用いて回答を行う。
- ・回答回収：133人

※平成25年度第40回河内長野市市民意識調査（以下、「前回調査」という。）を基に設問を作成し、前回調査時との比較を行った。

(2) 回答の分析

「文化財を適切に保存し、次世代へ伝えることは必要だと思いますか」という問いに対しては、「とても必要」、「どちらかといえば必要」合わせて89%で、約9割の人が文化財の保存と継承が必要であると考えていることが分かった。前回調査時の92%から若干下がったものの、「とても必要」と回答した人は前回の66%から72%に増加した。

「文化財に対してどのような印象を持っていますか」という問いに対しては、「ふるさとの誇りとして大切にしたい」が54%で最も多く、これは前回調査時と同様であった。

「文化財を適切に保存し、次世代へ伝えるのは誰だと思いますか」という問いに対しては、「地域住民」が70%、次いで「行政」が61%であった。前回調査では「行政」が63%で最も多く、次いで「地域住民」が56%であったことから、市民の多くが地域の中で文化財を適切に保存し、継承するという意識を以前より強く持っていることが分かった。

今回新たに日本遺産に関する問いを追加した。日本遺産自体を知っている割合は42%で、このうち河内長野市に日本遺産があることを知っているのは75%であった。しかし、その大半は「あることを知っている程度」であり、「タイトルまで知っている」、あるいは「内容を含めた詳細まで知っている」という割合は低い値となった。この結果から、日本遺産に関する情報発信をさらに推進していく必要があると分かった。

4 調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する課題

本章では、第5章で提示した本市の歴史文化遺産の方向性に従って、課題を整理した。

(1) 方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する課題

- ①把握調査が不十分な分野がある
 - ・有形文化財（建造物）の近代建築、有形文化財（美術工芸品）の書跡・典籍、古文書、歴史資料、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物（名勝地）の庭園、その他名勝地、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の選定保存地域、歴史的コンテンツ・伝承地の分野で調査が不十分である。
 - ・すでに把握調査を実施している分野も定期的な点検ができていない。
- ②保存のための歴史文化遺産詳細調査が不十分
 - ・指定・登録措置のための詳細調査が十分に進んでいない。
- ③相互の関連性の解明が不十分
 - ・歴史文化遺産を面、あるいは群として活用するためには相互の関連性の解明が不可欠であるが、研究によって新たな歴史的事象を明らかにするには至っていない。
 - ・本市の歴史文化に関係する市外の史料などの把握や全国的な研究動向の把握が十分ではない。
 - ・相互の関連性の調査研究の実施に際しては、文化財保護審議会など有識者の指導が不可欠であり、大学・研究機関との共同による実施が必要である。
- ④埋蔵文化財調査の継続実施が必要
 - ・開発に伴う埋蔵文化財の記録保存のための調査を今後も継続していく必要がある。
- ⑤滅失するおそれのある歴史文化遺産の記録保存が不十分
 - ・継承困難な民俗文化財（無形の民俗文化財）、滅失の恐れがあるその他類型の歴史文化遺産などは、後世に残すため記録保存が必要であり、詳細な内容の記録保存を行う必要があるが、現状では十分に実施できていない。
- ⑥調査研究に対して有識者の指導助言が必要
 - ・様々な分野で適切に事業を進めていくために、今後も河内長野市文化財保護審議会を定期的に行い、有識者の助言・指導を受け、事業評価や指定等文化財候補の審議などを行う必要がある。

(2) 方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）に関する課題

- ①所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の継続実施が必要。
 - ・国指定・登録文化財は、今後の経年劣化などの状況により修理が必要となるものがある。
 - ・府指定文化財、市指定文化財の場合は、所有者負担の割合が高く、十分な保存修理や整備ができていないものがある。
 - ・指定等文化財の維持管理・獣害対策は、今後も継続して行う必要がある。
 - ・未指定の歴史文化遺産に関しても次世代への保存継承が危ぶまれているものがある。
- ②史跡保存活用計画書の作成が不十分
 - ・史跡観心寺境内の保存活用計画が未作成である。
 - ・史跡烏帽子形城跡の保存活用計画が未作成である。
 - ・史跡金剛寺境内の保存活用計画は令和6（2024）年5月に作成済みであるが、必要に応じた計画変更あるいは計画期間終了に伴う更新を行う必要がある。
- ③展示・収蔵施設の老朽化と分散保管
 - ・多くの歴史文化遺産を所有する観心寺、金剛寺の収蔵施設が老朽化している。
 - ・市が所有する収蔵物の保管スペースが不足している。
 - ・近年、カビや虫害等の発生による被害が多く課題となっている。
 - ・防災上の観点から、市が所有する収蔵物の分散保管を検討する必要がある。
 - ・公民様々な施設で分散している展示・収蔵施設を連携させるなど、新しい収蔵・公開のあり方について、調査研究機能も含めた検討が必要である。

④史跡の整備が不十分

- ・史跡金剛寺境内の史跡整備が必要である。
- ・史跡観心寺境内の史跡整備が必要である。
- ・史跡の構成要素に老朽化が認められる。
- ・大型台風や集中豪雨による災害も近年多くなっており、状況に応じて防災対策、復旧事業を適切に進めていく必要がある。

⑤民俗文化財（有形の民俗文化財）の収集と保管が不十分

- ・旧家の世代交代に伴って多くの民具が失われている。

⑥民俗文化財（無形の民俗文化財）の継承支援が必要

- ・無形の民俗文化財の技術伝承を進める必要がある。
- ・若い世代の担い手が不足している。

⑦文化財修復資材の確保が必要

- ・有形文化財（建造物）を修復し後世に伝えていくためには、木材、檜皮、茅などの資材の確保と、その技能者を育成することが必要である。しかし、選定保存地域の管理主体の後継者不足により、将来的な文化財修復資材の確保が懸念されている。

⑧防災・防犯設備の整備新設や修理や更新が不十分

- ・防災・防犯設備の整備新設や修理や更新が不十分である。小規模修理に対しては行政的・専門的見地からの助言および支援が必要であり、さらに改修整備計画の作成にあたって助言および支援を行う必要がある。

⑨将来にわたり歴史文化遺産の保存継承に参画する人材の不足

- ・将来にわたり歴史文化遺産の保存継承に参画する人材が不足している。

（３）方向性３ 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する課題

①学校との連携が今後必要

- ・現在行っている学校との連携事業は今後も継続して実施する必要がある。

②社会教育施設との連携の促進が必要

- ・現在行っている社会教育施設との連携事業は今後も継続し、一層の促進が必要である。
- ・参加者が特定の市民に偏っており、また講座の内容が具体的な歴史文化遺産の保存や継承活動に参画を促すものとなっていない。

（４）方向性４ 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する課題

①交流人口を受け入れるための人材育成が必要

- ・交流人口を受け入れるための人材育成が必要である。

②市独自の歴史文化遺産の魅力発信が必要

- ・交流人口拡大し経済効果を喚起していくため、市独自の歴史文化遺産である日本遺産「中世に出逢えるまち」の魅力の発信を今後も継続して行う必要がある。

③他市との連携が必要

- ・日本遺産「女人高野」・「葛城修験」について、日本遺産関連事業の推進協議会の構成団体である他市と連携して事業を行い、地域経済の活性化を積極的に推進する必要がある。

（５）方向性５ 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する課題

①住民団体との協働の促進が必要

- ・地域型住民団体やテーマ型住民団体と協働した取組を促進する必要がある。
- ・地域で歴史文化遺産の保存継承を担う人材が不足している。
- ・地域に伝わる伝統行事、祭礼、風習など幅広い伝統文化の保全を行う必要がある。

②住民団体と連携した地域景観の保全が不十分

- ・守るべき景観の価値と景観構成要素について住民団体で共通認識が不十分である。

- ・景観を維持してきた生業が若い世代の転出などによって行われなくなっている。

③幅広い目的を持った活用事業の推進が必要

- ・幅広い目的を持った活用事業の推進が必要である。

5 調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針

第5章で提示した本市の歴史文化遺産の将来像及び本章で提示した現状と課題を踏まえ、次のとおり、調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針を定める。

この際に、所有者と行政だけではなく幅広い人材と連携して、歴史文化遺産の持つ魅力とこれらがまちづくりに有効な資源となることを共有していく必要があり、このためには、個々の歴史文化遺産の魅力に加えて、これらが歴史的背景のもとに関連を持つ群として扱っていくことが重要である。

(1) 方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する方針

①方針1-1 未実施分野の歴史文化遺産把握調査の実施

有形文化財（建造物）の近代建築、有形文化財（美術工芸品）の書跡・典籍、古文書、歴史資料、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物（名勝地）の庭園、その他名勝地、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の選定保存地域、歴史的コンテンツ・伝承地の把握調査を進めていく。その際に、文化財保護審議会委員など有識者の指導のもとに大学・研究機関、住民団体と共同で調査研究を行う。本計画期間で実施できなかったものは、次期計画期間へと引き継いで調査を実施する。

すでに把握調査を実施している分野については、定期的な点検を行う。

②方針1-2 保存のための歴史文化遺産詳細調査の推進

未指定などの歴史文化遺産の年代、保存状態、歴史的価値、所有者からの要望を総合的に判断して、指定・登録措置のための詳細調査を実施する。今後、有形文化財（建造物）に関しては江戸前半期まで、有形文化財（美術工芸品）に関しては主に中世のものを対象とし有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物を対象に詳細調査を実施する。実施に際しては、文化財保護審議会委員など有識者の指導のもとに行う。

③方針1-3 歴史文化遺産の相互の関連性の調査研究の推進

本市の歴史文化の特徴から設定した5つの水系からなる関連遺産群を有効に活用するために、個々の歴史文化遺産相互の関連性を解明し、新たな歴史的事象を明らかにする。

市外の史料なども把握し、全国的な研究動向を随時把握する。

相互の関連性の調査研究の実施に際しては、文化財保護審議会など有識者の指導のもと、大学・研究機関との共同により実施する。

④方針1-4 埋蔵文化財の記録保存の実施

開発行為が原因で破壊される埋蔵文化財について、必要に応じ、記録保存のための発掘調査を行う。実施に際しては、河内長野市教育委員会単独での発掘調査のほか、本市のみで対応し得ない場合は、調査研究機関との共同調査を行う。

⑤方針1-5 滅失するおそれのある歴史文化遺産の記録保存の実施

年行事の変容や減少、継承困難な現状を受け、特に滅失するおそれのある民俗文化財（無形の民俗文化財）の記録保存を行う。実施に際しては、文化財保護審議会委員など有識者の指導や地域住民、実施団体などの協力のもと、調査を行う。その他の種類の歴史文化遺産についてもやむを得ず消滅する際には、極力記録作成を行う。

⑥方針1-6 文化財保護審議会の定期的な開催・運営

毎年度に2回程度文化財保護審議会を開催し、有識者の助言・指導を受け、事業評価や指定等文化財候補の審議などを行う。

(2) 方向性2 確実な保存・継承の実施（保存・整備・継承支援）に関する方針

①方針2-1 所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の推進

国指定・登録文化財について、所有者や関係機関と連携し、補助金や民間の助成金などを有効に活用

しながら、経年劣化や災害等の被害を受けたものの適切な復旧、整備を実施する。実施に際しては、文化庁や大阪府、有識者などの指導を受け、必要な財源を確保し、修理検討委員会などを設置するなどして進めていく。

府指定文化財や市指定文化財についても、幅広く財源を検討して保存修理や整備を進める。

また、維持管理を行い、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。防災・防犯設備も同様に日常的な見回りなどによる管理を行うことで、異常は早期に発見し、小規模な修繕を推進する。獣害対策についても適切に行う。

未指定の歴史文化遺産に関してもデジタル化なども含めて、保存の措置を講じていく。

②方針２－２ 史跡保存活用計画作成の推進

史跡観心寺境内と史跡烏帽子形城跡については、過去に作成した保存管理計画を改訂して保存活用計画を作成する。作成済みの史跡金剛寺境内についても必要に応じた計画変更の検討、計画期間終了に際しては更新作業を適切に進める。

③方針２－３ 必要に応じた展示・収蔵施設の改修・整備の推進

観心寺、金剛寺の収蔵庫の老朽化に対する対策を行う。

市が所有する収蔵物について、展示・保管スペースの確保を行う。

収蔵施設においてカビが発生しにくい環境を創出し、虫害などの対策を講じる。

防災上の観点から、市が所有する収蔵物の分散保管を検討し、適切な環境整備を行う。

公民様々な施設で分散している展示・収蔵施設を連携させるなど、新しい収蔵・公開のあり方を調査研究機能も含めて検討する。

④方針２－４ 史跡整備の推進

史跡観心寺境内、史跡金剛寺境内の史跡整備を行い、構成要素で老朽化したものがあれば整備を行う。また、防災対策、災害時の復旧事業も適切に進める。

⑤方針２－５ 民俗文化財（有形の民俗文化財）の収集と保管の実施

民俗文化財（有形の民俗文化財）の収集と保管を行う。

⑥方針２－６ 民俗文化財（無形の民俗文化財）の継承支援の実施

市指定の民俗文化財（無形の民俗文化財）の技術伝承に対して、補助金の交付を行うなどの支援を行う。未指定文化財に対しても用具の修理や祭礼などを円滑に進めていくための助言的支援を随時行い、技術伝承を促進する。また、若い世代の担い手の確保についても支援を行う。

⑦方針２－７ 文化財修復資材の確保のための地産・地消と普及啓発の推進

文化財修復資材及び人材の育成に対して補助を行うとともに、選定保存地域を原皮師（檜皮採取者）などの研修の場として提供する。

⑧方針２－８ 設備の整備等の適切な実施による防災・防犯対策の充実

既存設備の小規模修理の実施に対する行政的・専門的見地からの助言および支援を行い、改修整備計画の作成にあたって助言及び支援を行う。

⑨方針２－９ 人材確保・育成を目的とした仕組みづくりの支援

保存継承団体による歴史文化遺産の保存・継承に参加する人材の確保・育成を目的とした仕組みづくりを支援する。

(3) 方向性３ 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する方針

①方針３－１ 学校と連携した歴史文化遺産の学校教育分野における活用の充実

身近な歴史文化遺産について講義を行うことで、「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持って、大切に思う気持ちを醸成する。また、身近な歴史文化遺産の地域資産としての価値、あるいは保存継承における課題について学び、体験し、その成果を外へ発表することなどを通じて、自ら考える力を養い、地域貢献できる人材育成を行うことを継続する。

また、高等学校の総合的な探究の時間で行われる探究活動を歴史文化遺産活用の側面から今後も支援を継続する。その際に、歴史文化遺産の保存・継承や活用を担う個人・団体との連携を積極的に行っていく。

②方針３－２ 社会教育施設と相互に連携した歴史文化遺産の社会教育における活用の充実

学校教育分野以外の教育において、行政として主導すべき社会的課題の解決、あるいは、よりよい社会の実現などを目的として、歴史文化遺産を活用する。これにより、歴史文化遺産の理解促進を行い、歴史文化遺産の保存や継承活動に参画を促す。この際、地域の歴史文化遺産の情報発信や保存継承活動に関する講座を行い、公民館や図書館と連携し、今後も引き続き事業を実施する。

（４）方向性４ 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する方針

①方針４－１ 交流人口を受け入れるための観光ボランティアなどの人材育成

交流人口の受け入れのため、市域の歴史文化遺産が持つ魅力や価値を理解し、発信できる人材を育成する。育成の方法としては、ボランティア養成講座の実施、実地研修会の開催などを通じて行うこととする。この際には、かわちながの観光ボランティア倶楽部と連携をとりながら協働で実施を行う。

②方針４－２ 市独自の歴史文化遺産の魅力発信

交流人口を拡大し経済効果を喚起していくため、本市独自の歴史文化遺産の魅力の発信を日本遺産「中世に出逢えるまち」のストーリーなどを通じて、今後も継続して行う。

③方針４－３ 他市との連携

日本遺産「女人高野」や「葛城修験」について、本市にあるストーリー構成文化財を対象に、日本遺産関連事業の推進協議会の構成団体と連携し、事業を行う。これにより、地域経済の活性化を積極的に推進する。

（５）方向性５ 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する方針

①方針５－１ 幅広い住民団体と連携した歴史文化遺産の活動の推進

歴史文化遺産が所在する地域の地域型住民団体（まちづくり協議会、自治会など）について、歴史文化遺産を活用した事業を行うことを幅広く提案し、専門知識、事業実施の技術、資金調達の手法にかかる情報提供、活動の広報といった側面から支援を行う。これにより、地域の活力の維持充実を推進する。

テーマ型住民団体（観光ボランティア、森林ボランティア、青少年健全育成協議会など）の人材確保、活動の場の提供、文化財保護に関する法令手続き、資金調達にかかる情報提供を行う。これにより、所有者と行政だけではない、幅広い枠組みで人材を確保し、歴史文化遺産の保存と活用を進める。

地域に伝わる伝統行事、祭礼、風習に関して、専門知識、資金調達にかかる情報提供を行う。これによって、指定未指定に関わらず、幅広い伝統文化の保全を行う。

②方針５－２ 住民団体と連携した地域景観保全の推進

歴史文化遺産を活用した魅力的な地域景観について住民団体と共通認識を形成し、景観を維持してきた生業活動の必要性について住民団体を対象に、ワークショップの開催などを通じて、普及啓発や意識の醸成を行う。

③方針５－３ 住民団体と連携した幅広い目的を持った活用事業の推進

健康寿命を延ばし、活力のある地域を推進するため、歴史文化遺産を活かしたウォーキングを行うなど、歴史文化遺産を活用した健康推進事業を実施する。

第7章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業

ここでは、第6章で定めた方針に従い、計画期間である令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までに行う調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業の具体的内容と実施年度を示す。各事業の財源については、新しい地方経済・生活環境創生交付金など、国費、市費や民間からの助成金なども活用していく。

1 調査研究、保存・整備・継承支援、活用について

（1）方向性1 調査研究の推進（調査研究）に関する事業

歴史文化遺産の適切な保存・活用のために、地域に存在する歴史文化遺産を悉皆的に把握し、それらが持っている価値・状態、製作され用いられてきた時代背景、地域に存在している意義を明らかにする必要がある。このため、把握調査が完了していない類型の歴史文化遺産に関しては把握調査を引き続き実施する。

また、指定などの保存措置をとるための詳細調査、関連遺産群を効果的に活用するための調査研究を継続的に実施していく。

【凡例】

期間内に実施する場合の表記

期間内に毎年、実施する場合の表記

期間内に実施する可能性のある場合の表記



①歴史文化遺産の把握調査事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（１）①歴史文化遺産の把握調査事業</u> 未調査の有形文化財（建造物）の近代建築、有形文化財（美術工芸品）の書跡・典籍、古文書、歴史資料、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物（名勝地）の庭園、その他名勝地、動物・植物・地質鉱物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の選定保存地域、歴史的コンテンツ・伝承地の把握調査を実施する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	連携
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	連携
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
					方向性 1

②歴史文化遺産の詳細調査事業

実施	事業名／事業内容		事業主体	
継続	<u>（１）②歴史文化遺産の詳細調査事業</u> 未指定の歴史文化遺産の指定・登録に必要な調査を実施する。		所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	-
			テーマ型住民団体	-
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 1

③歴史文化遺産の相互関連性の調査研究事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（１）③歴史文化遺産の相互関連性の調査研究事業</u> 本市の歴史文化の特徴に関連する個別の研究テーマに関して全国的な研究動向を随時把握しつつ、個別の歴史文化遺産はもとより、それらを相互に結び付ける事象、関連性に関して調査研究を行う。			所有者	協力
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 1	
				方向性 1	

④埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	(1) ④埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査事業 市域での開発行為などに先行し、埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査を実施する。			所有者	-
				有識者・研究機関	連携
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	連携
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 1	

⑤歴史文化遺産保存継承のための記録保存事業

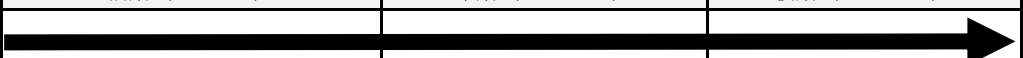
実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	(1) ⑤歴史文化遺産保存継承のための記録保存事業 市内の特徴的な祭礼、年中行事などの記録保存調査を行う。			所有者	連携
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	連携
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 1	

⑥文化財保護審議会運営事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	(1) ⑥文化財保護審議会運営事業 毎年度に2回程度文化財保護審議会を開催し、事業評価や指定文化財候補の審議などを行う。			所有者	連携
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 1	

地域資源である歴史文化遺産を将来にわたって適切に保存、継承するために実施する。第6章で整理した現状と課題のとおり、「保存・整備・継承支援」は、どの種類の歴史文化遺産においても財源確保や人材不足に課題があり、継続的な財政的支援、人的支援が必要である。それらを踏まえて、具体的な事業内容を示す。

実施	事業名／事業内容			事業主体	
新規	(2) ①-a) 重要文化財 観心寺恩賜講堂 保存修理事業 修理検討委員会を設置し、必要な調査を実施した上で保存のための措置を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	
新規	(2) ①-b) 重要文化財 長野神社本殿 保存修理事業 経年劣化した檜皮葺屋根の葺き替え及び防災防犯設備の改修を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	
新規	(2) ①-c) 重要文化財 金剛寺開山堂 保存修理事業 経年劣化した檜皮葺屋根の葺き替えを行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	
新規	(2) ①-d) 重要文化財 絹本着色弘法大師像・絹本着色導勝曼荼羅図（寺伝金剛三尊像）保存修理事業 経年劣化により損傷がある絵画2点の修理を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	
新規	(2) ①-e) 重要文化財 金剛寺御影堂 保存修理事業 経年劣化した屋根の葺き替え等を行う			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	

実施	事業名／事業内容		事業主体	
新規	(2) ①－f) 重要文化財 摩尼院書院 保存修理事業 経年劣化した屋根の葺き替えなどを行う		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－g) 重要文化財 金剛寺総門・金剛寺食堂・金剛寺旧理趣院表門 保存修理事業 経年劣化した建造物の解体修理を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－h) 大阪府指定文化財 観心寺本願堂・楨本院持仏堂・南大門保存修理事業 経年劣化した屋根の葺き替えを行う		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－i) 河内長野市指定文化財 高向神社本殿 保存修理事業 経年劣化した本殿の部分修理及び檜皮屋根の葺き替えを行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
継続	(2) ①－j) 国史跡金剛寺境内（国登録有形文化財 金剛寺無量寿院・龍堂）整備事業 史跡構成要素である国登録有形文化財 金剛寺無量寿院・龍堂の部分修理を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－k) 国登録有形文化財 地藏寺本堂 保存修理事業 経年劣化した瓦葺屋根の葺き替え及び部分修理を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－l) 国史跡金剛寺境内（国登録有形文化財金剛寺鎮守橋）整備事業 史跡構成要素である国登録有形文化財金剛寺鎮守橋の解体修理を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－m) 国史跡観心寺境内 整備事業 必要に応じて史跡構成要素の整備を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2
新規	(2) ①－n) 老朽化やき損が生じた場合の事業計画作成 自然劣化や災害等が生じた場合には、適切な保存措置が可能となるように文化庁や大阪府、有識者と協議の上、事業計画を作成し、事業を行う。		所有者	主体
			有識者・研究機関	指導
			行政（歴史文化遺産所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2

②指定・登録文化財管理事業（史跡・有形文化財（建造物）維持管理、防災設備保守点検）

実施	事業名／事業内容			事業主体		
継続	<u>(2) ②－a) 指定文化財民家管理事業</u> 住宅管理業務（環境整備及び見回り看視）として、日常的な点検を行う。			所有者	主体	
				有識者・研究機関	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 2
継続	<u>(2) ②－b) 防災・防犯設備保守点検事業</u> 防災・防犯設備の点検や日常的な管理を行う。			所有者	主体	
				有識者・研究機関	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 2
継続	<u>(2) ②－c) 史跡等施設管理事業</u> 史跡・名勝の日常的な維持管理を行い、小規模な修繕などを行う。また、管理上の相談を受け、対処方針について協議を行う。			所有者	主体	
				有識者・研究機関	-	
				地域型住民団体	-	
				テーマ型住民団体	支援	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
				行政（その他所管課）	-	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 2

③未指定文化財保存事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（２）③未指定文化財保存事業</u> 未指定文化財について、デジタル化等も含めて保存する措置を講じる。			所有者	連携
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	連携
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	

④保存活用計画作成事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>(2) ④保存活用計画作成事業</u> 未作成の史跡観心寺境内・史跡烏帽子形城跡は作成を推進する。作成済みの史跡金剛寺境内は、計画変更の検討及び計画期間終了に伴う更新を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	

⑤収蔵施設の整備等検討事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
新規	<u>（２）⑤収蔵施設の整備等事業</u> 有形文化財（建造物・美術工芸品）を展示収蔵する施設の確保・修理・整備について、施設の整備・改修を含めた検討を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
					方向性 2

⑥歴史文化遺産保存・公開施設検討事業

実施		事業名／事業内容		事業主体	
継続	<u>(１) ⑥歴史文化遺産保存・公開施設検討事業</u> 新しい歴史文化遺産の収蔵・公開施設について、調査研究機能も含めてその在り方を検討する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
				前期（R8～R11）	
				方向性	
				方向性 2	

⑦史跡整備事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
新規	(2) ⑦史跡整備事業 史跡観心寺境内、史跡金剛寺境内、史跡烏帽子形城跡の整備を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体・支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
					方向性 2

⑧民俗文化財（有形の民俗文化財）収集・保管事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	(2) ⑧民俗文化財（有形の民俗文化財）収集・保管事業 民俗文化財（有形の民俗文化財）の収集と保管を行う。			所有者	-
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
					方向性 2

⑨民俗文化財（無形の民俗文化財）保存継承事業

実施	事業名／事業内容			事業主体		
継続	<u>(2) ⑨民俗文化財（無形の民俗文化財）保存継承事業</u> 技術伝承の支援や祭礼用具の修理といった、無形の民俗文化財の保存継承事業に対する補助を行う。 未指定文化財についても、祭礼用具の修理や祭礼自体を円滑に進めることができるよう調整や必要な情報提供を行う。			所有者	主体	
				有識者・研究機関	指導	
				地域型住民団体	-	
				テーマ型住民団体	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
				行政（その他所管課）	-	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性		
				方向性 2		
						

⑩選定保存地域保全・活用事業

実施	事業名／事業内容	事業主体		
継続	(2) ⑩選定保存地域保全・活用事業 有形文化財（建造物）修復に用いる植物性資材が生育する選定保存地域について、資材及び人材の育成補助、研修の場を提供する。	所有者	主体	
		有識者・研究機関	指導	
		地域型住民団体	連携	
		テーマ型住民団体	連携	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	連携	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 2

⑪防災・防犯設備整備事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
新規	(2) ⑪防災・防犯設備整備事業 指定等文化財の既存設備の小修理及び防災防犯設備の整備・改修を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
					方向性 2

⑫歴史文化遺産保存継承者育成事業

実施	事業名／事業内容			事業主体	
新規	<u>(2) ⑫歴史文化遺産保存継承者育成事業</u> 氏子、檀家、講など歴史文化遺産を継承する団体の次世代の人材を育成することを目的として、地域住民に対する講座やワークショップなどの啓発活動を行い、次世代を担う人材育成に関する活動の支援を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	連携
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 2	

(3) 方向性 3 歴史文化遺産を活用した人づくり（教育分野での活用）に関する事業

第6章で整理した活用の現状と課題を踏まえ、目指す将来像に向けた方向性に則って、歴史文化遺産を教育分野において活用し、将来のまちづくりや歴史文化の保存継承を担う人づくりを行う。

① 教育分野（学校教育分野）での活用

実施	事業名／事業内容			事業主体		
継続	<u>(3) ①－a) 郷土歴史学習（小・中学校）の推進事業</u> 授業の支援として、郷土歴史学習への講師派遣、子ども文化財解説の実施支援、校外学習の実施支援、ふるさと歴史学習館における校外学習の受け入れなどを行う。			所有者	連携	
				有識者・研究機関	-	
				地域型住民団体	-	
				テーマ型住民団体	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
				行政（その他所管課）	主体	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 3
継続	<u>(3) ①－b) 総合的な探究活動（小・中学校）の支援事業</u> 探究活動の支援として、学校との協議に基づき、校区の歴史文化遺産の保存・活用における現状を学び、学習の手法や目標を個別の案件ごとに協議して、講師を派遣して学習活動を行う。			所有者	連携	
				有識者・研究機関	-	
				地域型住民団体	-	
				テーマ型住民団体	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
				行政（その他所管課）	主体	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 3
継続	<u>(3) ①－c) 総合的な探究活動（高等学校）の支援事業</u> 探究活動の支援として、学校との協議に基づき、市域を中心とした歴史文化遺産の保存・活用における現状を学び、学習の手法や目標を個別の案件ごとに協議して、講師を派遣して学習活動を行う。			所有者	連携	
				有識者・研究機関	-	
				地域型住民団体	-	
				テーマ型住民団体	-	
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援	
				行政（その他所管課）	主体	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）		後期（R15～R17）		方向性
						方向性 3

②教育分野（社会教育分野）での活用

実施	事業名／事業内容	事業主体		
継続	(3) ②－a) 公民館・図書館等講座事業 郷土の歴史文化に関する理解を深めることができるような講座を実施する。	所有者	-	
		有識者・研究機関	連携	
		地域型住民団体	-	
		テーマ型住民団体	-	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	主体	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 3
継続	(3) ②－b) 歴史文化遺産の展示事業 本市の歴史文化遺産の理解を深めることができるような展示を実施する。	所有者	-	
		有識者・研究機関	連携	
		地域型住民団体	-	
		テーマ型住民団体	-	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	-	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 3
継続	(3) ②－c) 歴史体験事業 本市の歴史文化遺産に関連した歴史体験（綿くり、紺屋型紙のしおりづくり、苧草体験など）を実施し、郷土の歴史文化にふれるきっかけづくりを行う。	所有者	-	
		有識者・研究機関	-	
		地域型住民団体	-	
		テーマ型住民団体	-	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	-	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 3
新規	(3) ②－d) 河内長野版歳時記活用事業 市内の無形の民俗文化財に関する映像記録や紹介冊子などを郷土歴史学習や公民館講座などで活用する。	所有者	-	
		有識者・研究機関	連携	
		地域型住民団体	-	
		テーマ型住民団体	-	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	主体	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 3
継続	(3) ②－e) 市が管理する施設の維持管理・運営事業 市立ふるさと歴史学習館・市立滝畑ふるさと文化財の森センター・市指定文化財旧三日市交番の維持管理及び運営を行うとともに、その将来的なあり方について検討する。	所有者	-	
		有識者・研究機関	連携	
		地域型住民団体	-	
		テーマ型住民団体	-	
		行政（歴史文化遺産所管課）	主体	
		行政（その他所管課）	-	
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性
				方向性 3

（４）方向性４ 歴史文化遺産を活用した地域の活性化（観光分野での活用）に関する事業

第６章で整理した活用の現状と課題を踏まえ、目指す将来像に向けた方向性に則って、歴史文化遺産を観光分野において活用し、交流人口を呼び込み地域の活性化を行う。

①観光分野での活用

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（４）①－a）観光ボランティア活動の支援事業</u> 観光ボランティアの育成と支援を行う。			所有者	連携
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	主体
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性４	
継続	<u>（４）①－b）日本遺産活用事業「中世に出逢えるまち」</u> 「中世に出逢えるまち」のストーリーを活用し、大都市部での講演会、現地の見学会などを実施する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	連携
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	主体
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性４	
継続	<u>（４）①－c）日本遺産活用事業「女人高野」</u> 「女人高野」のストーリーを活用し、大都市部での講演会、現地の見学会、広域周遊イベントなどを実施する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	連携
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	主体
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性４	
継続	<u>（４）①－d）日本遺産活用事業「葛城修験」</u> 「葛城修験」のストーリーを活用し、情報発信や広域周遊イベントなどを実施する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	連携
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	主体
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性４	

（５）方向性５ 歴史文化遺産を活用した住民活動の推進（地域づくり分野での活用）に関する事業

第６章で整理した活用の現状と課題を踏まえ、目指す将来像に向けた方向性に則って、歴史文化遺産を地域づくり分野において活用し、インナーブランディング及びシビックプライドの醸成を図り、住民活動を活性化させ、地域コミュニティの維持、発展をはかる。

①地域づくり分野での活用

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（５）①－ａ）地域型住民団体の活動支援事業</u> 団体が主催する事業への人材派遣、運営・資金確保に関する情報提供、広報活動について支援を行う。また、公民館を活動拠点とした自主グループにも、同様の活動支援を行う。			所有者	-
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	主体
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 5	
継続	<u>（５）①－ｂ）テーマ型住民団体の支援・連携事業</u> 団体活動への支援として、構成員の人材確保、活動の場の提供、運営・資金確保に関する情報提供、広報活動について支援を行う。			所有者	-
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	主体
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 5	
継続	<u>（５）①－ｃ）地域の伝統文化の継承支援事業</u> 団体活動への支援として、専門的見地からの助言、財源確保に関する助言協力を行う。			所有者	-
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	主体
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 5	

②その他の分野での活用

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	<u>（５）②－ａ）環境・景観維持保全事業</u> 烏帽子里山保全クラブと連携し、史跡烏帽子形城跡の維持管理を行う。			所有者	-
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	連携
				テーマ型住民団体	連携
				行政（歴史文化遺産所管課）	主体
				行政（その他所管課）	連携
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 5	
新規	<u>（５）②－ｂ）健康推進支援事業</u> 健康推進所管課と連携し、地域住民の健康増進のため、ウォーキングといった史跡や文化的景観などを会場としたイベントを開催、支援する。			所有者	連携
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	連携
				行政（その他所管課）	主体
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方向性	
				方向性 5	

2 防災・消防・防犯について

(1) 歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する現状と課題

①防災・消防に関する現状と課題

本市では、災害から市民の生命・財産・生活を守るとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的として「河内長野市地域防災計画」を策定している。この中で、災害の予防対策として第2章「災害に強いまちづくり」で「文化財を災害から保護する」との項目を立てて、市民に対する文化財防災意識の普及と啓発、所有者に対する意識の徹底などの充実を明記している。また、ハザードマップを作成し、大雨による洪水・土砂災害に備えている。

個々の歴史文化遺産についても、第6章で述べたように、指定文化財の防災・消防設備の整備や定期点検を進めており、消防署との連携による消防訓練を行ってきた。また、歴史文化遺産の防災・消防に関する事項を盛り込んだ計画としては、令和6（2024）年度に作成された「史跡金剛寺境内保存活用計画」がある。当該計画では、防災・消防体制の強化、災害発生時の対応など地震、台風、火災に備えた防災対策を定めている。ただし、以下の課題がある。

- ・指定文化財は従来どおり防災設備・消防整備の定期点検を継続していく必要がある。
- ・史跡や史跡外部に所在する歴史文化遺産に関する保存活用計画が未作成のものがある。
- ・未指定文化財については特段の取組みが行われておらず、これらに対して、どのように、どこまでの防災対策・消防を促していくのか検討ができていない。
- ・防災・消防訓練を引き続き実施していく必要がある。
- ・文化財建造物の耐震補強を実施する必要がある。
- ・歴史文化遺産関係資料は性質上、火災に対して脆弱である。

②防犯に関する現状と課題

仏像などの盗難事件の報告が全国的に頻繁にある中で、幸いにして本市内では被害は発生していない。防犯センサーの設置は、国指定文化財を所有している寺院や一部の市指定文化財を所有している寺院で設置が行われている。以下の課題がある。

- ・防犯センサー未設置の物件についての検討が必要である。
- ・防犯に対する所有者意識の醸成が必要である。

(2) 歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する方針と事業

①防災・消防・防犯に関する方針

今後の歴史文化遺産の防災措置、活動に関しては、文化庁が示す『伝統的建造物群の耐震対策の手引』や、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』、防災・消防・防犯に関する通知などを踏まえる。そして、方針は以下のとおりとする。

- ・方針a 指定文化財は従来どおり防災・消防設備の定期点検を継続する。
- ・方針b 史跡観心寺境内、史跡烏帽子形城跡の史跡保存活用計画の作成を推進する。
- ・方針c 未指定文化財への防災・消防・防犯設備設置の検討を行う。
- ・方針d 防災訓練・消防訓練を継続的に実施する。
- ・方針e 文化財建造物の耐震補強を実施する。
- ・方針f 資料の分散保管を進める。
- ・方針g 防犯センサー未設置の物件について設置を検討する。
- ・方針h 防犯に対する所有者意識の醸成する。

②歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する事業

歴史文化遺産の防災・消防・防犯に関する事業として、本市においては多くの歴史文化遺産が集中する史跡を対象とした保存活用計画の作成を推進し、以下の措置を行う。



第57図 防災設備の定期点検

実施	事業名／事業内容			事業主体	
継続	(防1) 防災・消防・防犯設備保守点検事業（再掲） 防災・消防・防犯設備の点検や日常的な管理を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針a	
継続	(防2) 保存活用計画作成事業（再掲） 未作成の史跡観心寺境内・史跡烏帽子形城跡は作成を推進する。作成済みの史跡金剛寺境内は、計画変更の検討及び計画期間終了に伴う更新を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	指導
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針b	
継続	(防3) 未指定文化財防災・消防・防犯対策の検討 未指定文化財について防災・消防・防犯対策の検討を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針c・g	
継続	(防4) 防災・消防訓練の実施 防災・消防訓練を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	支援
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針d	
新規	(防5) 耐震補強の実施 文化財建築物の修理に合わせて耐震補強を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針e	
継続	(防6) 収蔵施設の整備等事業（再掲） 有形文化財（建造物・美術工芸品）を収蔵する施設の確保・整備環境について、施設の整備改修を含めた検討を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針f	
継続	(防7) 防災・消防・防犯に対する所有者意識の醸成 防災・消防・防犯に対する所有者意識の醸成を行う。			所有者	主体
				有識者・研究機関	-
				地域型住民団体	-
				テーマ型住民団体	-
				行政（歴史文化遺産所管課）	支援
				行政（その他所管課）	-
前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	方針	
				方針h	

（３）歴史文化遺産の防災・消防・防犯の推進体制と体制整備

歴史文化遺産をめぐる防災・消防・防犯対策を推進していくため、平時より大阪南消防組合や自主防災組織、一般社団法人 大阪府建築士会と連携することで防災に備え、災害発生時の体制構築に向けた取組みの整備を行う。また、有事の際は、大阪府を通じて独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センターへ要請を行う。

第8章 関連遺産群

1 関連遺産群の目的と設定の考え方

(1) 関連遺産群の設定の考え方

関連遺産群とは、第3章で示した歴史文化の特徴に基づくテーマもしくはストーリーから、地域の多種多様な歴史文化遺産を一定のまとまりとして捉えたものである。市域の歴史文化遺産は、単体で存在しているのではなく、共通の歴史的背景から生み出され、他の歴史文化遺産や自然環境とも有機的な関連を持ちつつ存在している。単体では積極的な活用が難しいものでも、歴史文化遺産をまとまりとして扱うことにより、テーマやストーリーの一部として価値と魅力を見出すことができる。このような価値や魅力を踏まえた総合的な活用を行うことで、地域の歴史や風致に根差し、より理解されやすい形で活用を行うことが可能になる。これらの価値が共有されることにより、保存の意識の涵養にもつなげていくことを目的とする。

第3章で整理したように、本市は河川系ごとに特色のあるテーマ、ストーリーによって歴史文化遺産が展開しているため、河川系を踏まえることで歴史文化遺産のまとまりがとらえやすくなる。

なお、本計画では、文化庁が「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」で示す「関連文化財群」を、「関連遺産群」と呼ぶ。

(2) 関連遺産群の設定基準

第3章及び前項の考え方を踏まえて、次のような基準で関連遺産群を設定する。

- ・歴史的に形成された市域の歴史文化の特徴を踏まえ、その魅力を一般にもわかりやすい形で伝えることができるもの。
- ・公開・活用をはかることが可能なもの。
- ・住民の地域に対する関心と愛着心を喚起、醸成し、地域貢献できる人材の育成につながるもの。
- ・来訪者に魅力を発信できて、市内観光において周遊が可能で、一定の滞在時間の確保が可能なもの。
- ・地域住民の活動と接点を持ち、地域づくりのための住民活動に資する内容・構成であること。

(3) 歴史文化の特徴との関係

前項の基準により、以下の6つの関連遺産群を設定した。各関連遺産群は本市に5つある河川系と関係を持っており、独自の景観的特徴を持っている。また、各地には地域を支える住民活動が展開している。

観心寺の寺辺領、石見川水系の歴史文化

- ・・・関連遺産群1 観心寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

高野参詣道となった天見川水系の歴史文化

- ・・・関連遺産群2 高野参詣に関連する歴史文化遺産
- ・・・関連遺産群3 旧石清水八幡宮領甲斐庄に関連する歴史文化遺産

葛城修験の霊場、加賀田川水系の歴史文化

- ・・・関連遺産群4 葛城修験の霊場に関連する歴史文化遺産

中世荘園高向庄の景観がのこる石川水系の歴史文化

- ・・・関連遺産群5 高向庄に関連する歴史文化遺産

天野山金剛寺の寺領領、天野川水系の歴史文化

- ・・・関連遺産群6 金剛寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

2 関連遺産群の内容と、その課題・方針・事業

ここでは、6つの関連遺産群の概要を記載するとともに、それぞれの課題・方針・事業を明示する。

関連遺産群1 観心寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要				
観心寺は、中世を通じて広大な境内に多くの子院が建ち並ぶ寺院であり、周囲の寺領を支配していた。これらの状況を伝える多くの歴史文化遺産が現代に伝わっている。				
関連遺産群のストーリー				
天長4年(827)に実恵が檜尾山観心寺をこの地に開創し、真紹が境内を整備すると、承和3年(836)に官符により錦部郡の現在地に寺地として15町余りが寄進された。これにより観心寺による寺辺領の支配が始まった。元慶7年(883)の「観心寺縁起資財帳」には、当時寺内には、如法堂、講堂、護摩堂、鐘堂、僧房、宝蔵、食堂、神殿、厨舎等の建造物や如意輪観音坐像をはじめとする仏教彫刻が存在したことが記録されている。観心寺ではその後、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、現在につながる堂や坊舎が整備され、全盛期には50前後の子院が境内に建ち並ぶ一山寺院として寺観を整えた。この様子は、戦国時代のものとされる境内図や、近世の境内図に見ることができる。南北朝の内乱期には南朝の勢力圏となり、楠木正成活躍の舞台となった。正平12年・延文2年(1357)から正平15年・延文5年(1360)には南朝の後村上天皇が行幸し、子院である惣持院は行在所となった。また、境内に残る金堂、建掛塔、鎮守社はこの頃に建築されたものである。また、少なくとも南北朝期から、門前の寺元に加えて観心寺七郷(石見川、小深、太井、鳩原、鬼住(現在の神ガ丘)、下岩瀬、上岩瀬)と呼ばれる寺辺領の村が成立した。各郷の惣田数は、文亀元年(1501)の算用状によれば14町6反余りであったことが知られている。寺元、鳩原、太井、小深、上岩瀬にある集落遺跡は発掘調査が行われており、住居跡や炭焼窯、墓などが見つかっており、鳩原では鎮守と村堂がのこる。この他、上岩瀬に宝蔵院、下岩瀬に薬師堂という観心寺に縁のある諸堂が置かれた。地区内にある千早口駅南遺跡の発掘調査において、寺院の跡と考えられる遺構が見つまっている。また、同地には南北朝の内乱期に観心寺が関所を設置する計画があった。なお薬師堂は、明応年間の戦乱で毀されたことが観心寺文書に記録されている。 近世に入ると、羽柴秀吉(豊臣秀吉)は天正14年(1586)に観心寺七郷山林を検地免除にして請米300石の年貢地とすることを決定し、秀吉の母大政所の祈願所として観心寺に30石を寄進した。しかし、文禄3年(1594)には山林はすべて検地され、あらためて観心寺には25石が寄進された。寄進地は、中世の寺辺領に比べて大幅に少ないものであり、かつての寺辺領の多くは他の領主の領地となった。慶長年間には豊臣秀頼の命で片桐且元を奉行とする金堂その他の修復が行われ、現在にのこる子院である楨本院の整備も行われた。また、観光の名所として栄え、延宝7年(1679)の『河内鑑名所記』や享和元年(1801)の『河内名所図会』、あるいは嘉永6年(1853)の『西国三十三所名所図会』の観光指南書には、本寺が挿絵付きで紹介されており、参詣者で賑わう様子が描かれている。				
構成歴史文化遺産の概要(N0.は、別表1に対応)				
N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
1	観心寺 金堂	有形文化財(建造物)	国指定	
39	絹本著色 大随求像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	国指定	
136	如意輪観音坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
214	金銅 蓮華花瓶	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国指定	
290	観心寺縁起資財帳	有形文化財(美術工芸品・古文書)	国指定	
294	中尊寺経 金銀字経百六十六巻、金字経五十巻	有形文化財 (美術工芸品・書跡・典籍)	国指定	
295	道標四角柱	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
332	観心寺 境内	記念物(遺跡)	国史跡	
351	夕照もみじ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

課題	
課題1	観心寺は、多くの研究機関によって研究が進められているが、研究機関によって行われる調査、研究動向の把握が十分でない。
課題2	観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査が十分でない。
課題3	観心寺境内や旧寺辺領の歴史文化遺産に関して保存措置をとる必要のあるものが存在する。
課題4	観心寺境内の歴史文化遺産は保存継承活動が進んでいるものの、旧寺辺領の歴史文化遺産については十分でない。
課題5	国宝や重要文化財が集中する観心寺境内での歴史文化遺産の活用を今後も持続させる必要がある。
方針	
方針1	観心寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
方針2	観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
方針3	把握調査を踏まえて、重要なものは市指定などの保存措置を行う。
方針4	旧寺辺領の関連遺産群を周知し、川上小学校区地域まちづくり協議会と協働で保存継承活動を推進する。
方針5	観心寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。また、所有者、かわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で歴史文化遺産の公開を積極的に進め、継続的に全国へ向かって魅力発信を行い、交流人口の拡大をはかる。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	調査研究事業	継続	所有者	連携
	観心寺や旧寺辺領に関して全国的な研究動向を把握する。		有識者・研究機関	指導・連携
			地域型住民団体	－
			テーマ型住民団体	－
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	－
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
			方針 1	
2	文化財調査事業	継続	所有者	連携
	把握調査を行い、重要なものは個別調査を行う。		有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	－
			テーマ型住民団体	－
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	－
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
			方針 2	
3	文化財指定事業	継続	所有者	連携
	把握調査に基づき、重要なものは個別調査を行い市の指定措置を行う。		有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	－
			テーマ型住民団体	－
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	－
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
			方針 3	

4	保存継承活動推進事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		—	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		連携	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 4
5	郷土歴史学習事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		—	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 5
6	講演会・シンポジウム・展示事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		連携	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		—	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 5
7	観光促進事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		—	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 5
8	関連遺産群をテーマとした歴史文化遺産特別公開事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		—	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		—	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 5

関連遺産群2 高野参詣に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要

中世以降、本市を經由した高野参詣が続き、多くの人々が往来し、参詣道が整備され、現在でも往時を忍ばせる古道の景観が伝わる。

関連遺産群のストーリー

弘仁7年(816)に空海が高野山を開創すると、その後、京の皇族、公家が参詣をはじめた。本市を經由する高野参詣は、鳥羽上皇によるものが初例とされ、以後、それまでの大和路に代わって河内路が盛んに使われ、その沿道にあった市域の重要性が高まった。参詣の様子は藤原忠親の『山槐記』に詳細が記載され、そのルートを知ることができる。市域にあった藤原摂関家の荘園である長野庄は高野参詣道の通過地点となり、長野庄の中核地である小屋堂は高野参詣での中継地、あるいは木材を扱う町場として栄えた。この中心に鎮座したのが、木屋堂の宮(現在の長野神社)であり、周囲には町場の存在を伝える小字がのこる。平安時代末期に、ここを拠点とした在地領主源貞弘が周辺を開発し、長野庄の荘官となった。鎌倉時代以降も、木屋堂は高野参詣の中継地として利用され、後宇多上皇の高野参詣の道中記である『後宇多院御幸記』には、食事と休憩の場として「木屋堂御所」が登場する。後宇多上皇の行幸列は「凡そ供奉雑人幾千萬」とあり、多数の供が加わっていたことが知られ、参詣の沿道にも大きな経済効果をもたらした。戦国時代には、軍事上の要衝を抑えるために参詣道に沿って、烏帽子形城や石仏城の城郭が築城された。この中で烏帽子形城は応仁の乱以降の多くの記録に登場する。織豊期には、3人の領主によって統治され、うち名前のわかっている伊地知文大夫はキリシタンであり、領民には300人のキリシタンがいたとされる。

江戸時代に入ると高野参詣は民衆へも浸透し、高野街道が脇往還として整備され、里程石、道標、常夜灯などが置かれた。また、中高野街道と西高野街道、西高野街道と東高野街道の合流地点も市域にでき、宿駅である三日月市宿も置かれ多くの旅籠で賑わい、沿道には多くの寺院も存在した。これによって高野街道に沿った人の流れやものの動きがさらに活発となった。このような経緯から近世以来、観光のまちとなり、市域各所が『河内名所図会』や近代の鳥瞰図などに紹介されてきた。また、近代に入ると高野鉄道が長野駅を開設し、長野遊園も整備され、また周辺は温泉街としても賑わいをみせた。

構成歴史文化遺産の概要(N0.は、別表2に対応)

N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
8	長野神社 本殿	有形文化財(建造物)	国指定	
36	木造 不動明王坐像 及二童子立像	有形文化財(彫刻)	府指定	
138	木製三日月市宿高札	有形文化財(美術工芸品・古文書)	市指定	
151	市町火除地蔵堂	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
245	長野神社の松明立	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市指定	
278	長野神社のかやのき	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

課題	
課題1	歴史文化遺産を活用していく上でコンテンツの収集が十分でなく、研究ができていない。
課題2	石造物や古文書などで重要なものの指定などが進んでいない。
課題3	当該関連遺産群を構成する歴史文化遺産は継続的な保存継承活動が必要である。
課題4	高野街道のフィールドワークなど学校教育の場での学習機会を引き続き設ける必要がある。
課題5	地域に残る歴史文化遺産の価値の共有が十分ではない。
方針	
方針1	コンテンツ収集のため、高野参詣や三日市宿に関する研究を今後も推進する必要がある。
方針2	石造物や古文書などで重要なものの市指定措置などを推進する。
方針3	史跡烏帽子形城跡をはじめとする高野街道沿いの関連遺産群の地域での保存継承活動を三日市小学校区まちづくり協議会と協働で推進する
方針4	高野街道のフィールドワークなど学校教育の場での学習機会を充実させる。
方針5	展示・講座などを通じて歴史資料の価値を共有していく。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	調査研究事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		－	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 1
2	文化財指定事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		－	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 2
3	保存継承活動推進事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		連携	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 3

4	<u>郷土歴史学習</u>	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		—	
	テーマ型住民団体		—	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）
			方針4	
5	<u>講演会・シンポジウム・展示事業</u>	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		連携	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		—	
	前期（R8～R11）		中期（R12～R14）	後期（R15～R17）
			方針5	

関連遺産群3 旧石清水八幡宮領甲斐庄に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要

石清水八幡宮の荘園である甲斐庄があった地には、かつての歴史を伝える古文書や工芸品がのこっており、現在でもこれを伝える里山景観が広がっている。

関連遺産群のストーリー

天見川の支流である流谷川の流域に形成された谷部には、かつて石清水八幡神社の荘園であった甲斐庄山郷が置かれた。現在でも八幡神社を中心とし、民家、棚田、小堂、小路、石造物などで構成される里山集落が広がっている。流谷八幡宮誌によれば、この地は、康保3年(966)に宇多天皇皇子の式部卿敦實親王が石清水八幡宮に寄進した。また、地区内の八幡神社は、石清水八幡宮の別宮(本宮に付属する宮)として長暦3年(1039)に勧請されたと伝えられている。甲斐庄は、延久の荘園整理令後も保全されており、延久4年(1072)に、甲斐庄148町5段余・布志見庄5町2段余が石清水八幡宮領として認可された。石清水八幡宮別当光清が建てた石清水観音堂に付属する荘園であった。永享4年(1432)の観心寺宛の甲斐庄盛正寄進状には甲斐庄本郷の森林を寄進しており、また流谷八幡宮所蔵の平基重寄進状には「山郷流谷別宮八幡菩薩」とあり、また、同神社所蔵の大阪府指定文化財の鉄製湯釜に「河内国錦部郡甲斐口庄山郡流谷八幡宮」の銘があり、中世では甲斐庄は本郷と山郷に分かれていた。

正平6年(1351年)の「流谷八幡宮神人等作手職宛行状」には、神主、神人が八幡神社の領地に関する処分を行った記録があり、また長暦3年(1039)から安政4年(1857)まで社僧18名が交代で奉仕したことが神社に伝えられている。石清水八幡宮と関係の深い祀官団が存在し、この集団によって社務や在地での荘務が執行されていた。

近世に甲斐庄山郷は流谷村と天見村に分村するが、文禄検地では天見村と流谷村は一村として扱われていた。また、中世から継続してかつての甲斐庄山郷の範囲の住民により、勧請縄掛け神事などの八幡神社の祭祀が継続した。また、八幡神社の領地として一体のものという意識が残り、※吉村案待ち 宝永6年(1709)の「流谷村天見村下天見村三ヶ村争論之和書之帳」によれば流谷村・下天見村の2カ村は、天和2(1682)年以前には下流谷村・上流谷村と称していたとされ、上下両村ともに八幡神社の領地を総じて流谷村と称していたことが、寄進状に書かれているとされている。また、元禄元(1688)年の諸覚には、中世の寄進状(源政康寄進状)が引用され、流谷と下天見村がもとは一つの村であったこと、江戸時代に領主によって分けられ、村名を変えられたことが記載されている。

構成歴史文化遺産の概要(N0.は、別表3に対応)

N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
1	八幡神社 本殿	有形文化財(建造物)	未指定	
70	流谷村絵図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	市立図書館
71	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
83	鉄製 湯釜	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	府指定	
86	流谷村文書	有形文化財(美術工芸品・古文書)	未指定	市立図書館
87	棟札	有形文化財(美術工芸品・歴史資料)	未指定	
113	一言主神社	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
154	勧請縄かけ	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市指定	
167	流谷地区の棚田	文化的景観	未指定	
169	八幡神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
200	八幡神社のいちよう	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

課題	
課題1	市域外部に所在するものも含めて甲斐庄に関連する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を進めていく必要がある。
課題2	古文書などで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。
課題3	里山景観とあわせて、地域の景観保全の普及啓発を学校教育や社会教育の場で行う必要がある。
方針	
方針1	コンテンツ収集のため、甲斐庄に関する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を推進する。
方針2	古文書などで重要なものの市指定措置を推進する。
方針3	里山景観の保全を普及啓発し、学校教育や社会教育の場での保全継承活動を天見地域まちづくり協議会と協働で推進し、支援を行う。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	史料の把握	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		－	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 1
2	文化財指定事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		－	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 2
3	地域の景観保全推進事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 3
4	関連遺産群をテーマとした郷土歴史学習	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		－	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		支援	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 3

関連遺産群4 葛城修験の霊場に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要

修験道の行場として古くに開かれた葛城山には、関連する寺院や行場が伝わり、現在でも修験者による巡拝が続いている。

関連遺産群のストーリー

市域南部に広がる葛城山脈は古来、葛城山と呼ばれ、古くから開かれた修験道の行場がある。この山地の一角を占める岩湧山（標高897.1m）は、大峯山よりも早く開かれたことから元山上と呼ばれた。岩湧山にある涌出山岩湧寺は、寺伝によれば大宝年間（701～704 年頃）に文武天皇の勅願によって修験道の開祖である役小角が開いた。また同じ山地にある光滝寺は、欽明天皇の勅願で行満上人が創建し、役小角が、葛城修験の行場としたとされる。また、葛城の峰々を仏法世界に見立て、法華経八巻二十八品のそれぞれを経筒に入れ、埋納したと伝え、以来、葛城山は修験道の行場となった。その後、これらの伝説を基に、修行者によって山中各所に経塚がつくられ、葛城二十八宿と呼ばれる道場となった。二十八宿の内、五宿が本地区に位置し、祠堂が現存し、信仰の対象となっている。

江戸時代に、岩湧寺、光滝寺はともに天台宗寺門派宗総本山園城寺を頂点とする本山派修験において、修験を統括した聖護院の筆頭院家である若王寺の末寺となった。天台宗系の修験道の大寺院であった横尾山施福寺の影響によるものと考えられる。両寺院とも現在では融通念仏宗に改宗しているが、修験者の巡拝が続いている。

構成歴史文化遺産の概要（N0.は、別表4に対応）

N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
1	岩湧寺本堂	有形文化財（建造物）	市指定	
11	河州錦部郡滝畑村絵図写	有形文化財（絵画）	未指定	市立図書館
18	地蔵菩薩坐像	有形文化財（彫刻）	未指定	
65	岩湧寺古文書	有形文化財（古文書）	未指定	
85	遣水不動	民俗文化財 （有形の民俗文化財）	未指定	
94	岩湧寺 境内	記念物（遺跡）	府指定	
104	臥龍洞	記念物 （動物・植物・地質鉱物）	未指定	

課題

- 課題1 葛城修験に関連する歴史文化遺産が分布する他市とも連携し、調査研究を行う必要がある。
 課題2 美術工芸品などで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。
 課題3 葛城修験について普及啓発が十分ではない。
 課題4 他市町村とも連携して葛城修験の魅力の発信を継続する必要がある。

方針

- 方針1 葛城修験に関する調査研究を他市とも連携し推進する。
 方針2 美術工芸品などで重要なものの市指定措置を推進する。
 方針3 地域内で葛城修験に関する普及啓発を地域の公民館と協働で行う。
 方針4 他市町村とも連携して葛城修験の魅力を発信する。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	<u>関連遺産群調査研究事業</u> 他市とも連携を行い葛城修験に関する資料を把握し、活用や保存のための研究を行う。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 1
2	<u>保全措置の推進</u> 個別調査の成果を踏まえて、重要なものについては市指定などの保存措置を検討する。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 2
3	<u>普及啓発事業</u> 「葛城修験」のストーリーの普及と構成文化財の活用として、小中学校や公民館などで葛城修験に関する授業や講座を行う。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	連携
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 3
4	<u>観光促進事業</u> 葛城修験日本遺産活用推進協議会の活動を通じて、他市とも連携しながら、広く市外へも葛城修験の魅力やこれに関するイベント情報を発信する。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	連携
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（その他所管課）	主体
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針 4

関連遺産群5 高向庄に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要

高向地区には、かつて皇族の荘園、高向庄が広がっており、古い絵図に描かれた寺社や水路・古道が現在へ伝わっている。

関連遺産群のストーリー

石川水系にある河岸段丘は、幅広く発達しており、中位段丘上には、高向遺跡など古代から中世にかけて集落遺跡が形成された。この地には高向庄とよばれる荘園があり、康治2年(1143)の太政官牒によると、高向庄は鳥羽上皇の安楽寿院領荘園となった。この文書は、峰口河(石川)、和泉横道、櫛谷(高向と上原町の堺にあった谷)に囲まれた範囲を庄域とし、国役(税の一部)が免除されている。その後、鳥羽天皇皇女八条院の荘園となり、皇室領荘園として代々伝領され、鎌倉時代には亀山上皇に伝えられ、大覚寺統の経済基盤となった。平安時代に河内長野に勢力をはった源貞弘の子孫がここを本拠地とし、金剛寺とたびたび争いを起こした。このような人物が中心となって土地開発が進められた。地区にのこる中世の「高向庄絵図」は、市内最古の地図である。その中に書き込まれた文字には、水田の耕作者の名前、「八福寺」、「三井寺」、「大日寺」、「宮坊」、「ヤ九シトウ」、「総持寺」などの寺社の名、あるいは上窪など現在ものこる地名や水路・古道などがみえる。地区内には、高向神社の木造神像、池阪阿弥陀堂の阿弥陀如来坐像、高向地蔵講の絹本著色涅槃図などの高向庄が存在した中世の歴史文化遺産ものこっている。

鎌倉時代以降、荘園の支配や経営は中央の貴族から在地の武士へと移り、この傾向は室町時代にさらに進んだ。そして、羽柴(豊臣)秀吉が天下を統一すると、全国の荘園を廃止した。高向庄もこの時に廃止されたと考えられる。近世の高向地区は、旗本甲斐庄氏と三好氏の相給となっており、宝暦14年(1764)段階で954石が甲斐庄氏の所領、65石が三好氏の所領となっていた。人口も明らかになっており、人口は796人、家数は172軒であった。なお、この頃を描いた「紙本著色 河州錦部郡加賀田領並びに隣接領境界図」もこの地域を描いたものとして、現代に伝わっている。

構成歴史文化遺産の概要(N0.は、別表5に対応)

N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
1	高向神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定	
22	紙本著色 十界図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	市立図書館
56	神像(牛頭天王像)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
122	湯釜	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
174	惣持寺遺跡出土鎮壇具	有形文化財(美術工芸品・考古資料)	市指定	市立ふるさと歴史学習館
175	地蔵堂	民俗文化 (有形の民俗文化財)	未指定	
249	日野地区獅子舞	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市指定	
250	高向神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	

課題

課題1 関連遺産群を構成する歴史文化遺産のなかで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。
課題2 地域住民とも価値を共有し協働して関連遺産群を構成する歴史文化遺産の地域での保存継承活動を充実させる必要がある。

方針

方針1 個別調査結果に応じて関連遺産群構成歴史文化遺産の市指定措置を推進する。
方針2 関連遺産群を普及啓発し、地域での保全継承活動を高向小学校区ひと・まち・ゆめづくり会と協働で推進する。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	文化財指定事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		指導	
	地域型住民団体		－	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		－	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針1
2	関連遺産群をテーマとした郷土歴史学習」	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		－	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針2
3	歴史文化遺産特別公開事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		－	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		－	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針2

関連遺産群6 金剛寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

関連遺産群の概要

金剛寺は、境内都市とも言われ、広大な境内に多くの建造物が建ち並ぶ。そして、周囲の寺領を支配していたこと示す多くの古文書が現在に伝わる。

関連遺産群のストーリー

金剛寺は、行基の草創と伝え、承安2年(1172)に、阿観が再興し、金堂・多宝塔・御影堂を中心とする中心伽藍を整備した。治承4年(1180)に在地の有力領主である源(三善)貞弘が天野谷の所領を寄進し、金剛寺の寺辺領である天野谷庄が成立した。この経緯は、金剛寺文書で詳細に知ることができ、天野谷は中世を通じて金剛寺の所領であった。その後、鎌倉時代から南北朝時代の金剛寺は、内乱の重要局面で戦乱の舞台となり、南北朝時代の正平9年(1354)から同14年(1359)まで南朝の後村上天皇の行在所となった。その後、室町時代から戦国時代に、全盛期を迎え、100前後の子院が中心伽藍の周辺に連なり、境内都市として隆盛した。周辺の豊富な森林資源を利用して天野柚、檜皮、白炭を生産し、僧坊酒天野酒の特産化が進んだ。金剛寺には、この頃を描いたとされる境内図が伝わり、『河内名所図会』や近世に作成された境内図では、子院の減少や境内地の縮小がみられるものの全盛期の姿を残している。

近世の寺辺領は、羽柴(豊臣)秀吉の天正検地で村切りされ、北半部が下里村、南半部が天野山村となった。なお、天野山村は、金剛寺領と膳所藩領に分割され、下里村は膳所藩領となった。金剛寺に安堵された寺領は307石にのぼり、近世にあつては異例である。現在に残る子院である摩尼院はこのころ整備されている。境内の建造物の修理もこの時代に行われ、慶長10年(1605)に豊臣秀頼によって、元禄13年(1700)に幕府により岸和田藩主岡部美濃守長泰を奉行として、金堂をはじめとする諸堂の修理が行われている。また、現存する子院建築物の多くは近世に建築されたものである。

構成歴史文化遺産の概要(N0.は、別表6に対応)

N0.	代表事例の名称	類型	指定等の状況	備考
1	金剛寺 金堂	有形文化財(建造物)	国指定	
50	紙本著色 日月四季山水図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	国指定	
161	大日如来坐像 附 木造天蓋、不動明王坐像、降三神明王坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
229	剣 無銘 附 黒漆宝剣拵	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国指定	京都国立博物館
350	紙本墨書 宝篋印陀羅尼經	有形文化財(美術工芸品・書跡・典籍)	国指定	
355	紙本墨書 楠氏文書	有形文化財(美術工芸品・古文書)	国指定	
361	下里老人クラブ常設集会所裏地蔵堂	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
382	天野山金剛寺の正御影供百味飲食	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	市指定	
386	金剛寺 境内	記念物(遺跡)	国指定	

課題

- 課題1 金剛寺に関する調査、研究動向の把握が十分でない。
 課題2 金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査が十分でない。
 課題3 金剛寺境内や旧寺辺領の歴史文化遺産に関して保存措置をとる必要のあるものが存在する。
 課題4 金剛寺境内の歴史文化遺産については保全継承活動が進んでいるものの、旧寺辺領の歴史文化遺産については十分でない。
 課題5 金剛寺での小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する必要がある。
 課題6 国宝や重要文化財が集中する金剛寺境内での歴史文化遺産の活用を今後も持続させる必要がある。

方針

- 方針1 金剛寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
 方針2 金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
 方針3 把握調査を踏まえて、重要なものは市指定などの保存措置を行う。
 方針4 旧寺辺領の関連遺産を周知し、公民館と協働で地域での保全継承活動を推進する。
 方針5 金剛寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。
 方針6 金剛寺や旧寺辺領の歴史文化遺産の価値をかわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で全国的に魅力発信し、交流人口の拡大をはかる。

事業				
番号	事業名／事業内容	実施	事業主体	
1	<u>調査研究事業</u> 金剛寺や旧寺辺領に関して全国的な研究動向を把握する。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針1
2	<u>把握調査事業</u> 近世文書の把握調査を進める。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針2
3	<u>文化財指定事業</u> 把握調査をもとに、重要なものについては指定などの措置を検討する。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	指導
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針3
4	<u>保存継承活動推進事業</u> 地域住民や学校と協働して、関連遺産群の地域での保全継承活動を行う。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	—
			地域型住民団体	連携
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	—
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針4
5	<u>郷土歴史学習事業</u> 境内での子ども文化財解説、探究学習支援を継続的に行う。	継続	所有者	連携
			有識者・研究機関	—
			地域型住民団体	—
			テーマ型住民団体	—
			行政（歴史文化遺産所管課）	主体
			行政（他所管課）	主体
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針5

6	講演会・シンポジウム・展示事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		連携	
	テーマ型住民団体		—	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		—	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針6
7	観光促進事業	継続	所有者	連携
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		—	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		支援	
	行政（その他所管課）		主体	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針6
8	関連遺産群をテーマとした文化財特別公開事業	継続	所有者	主体
	有識者・研究機関		—	
	地域型住民団体		—	
	テーマ型住民団体		連携	
	行政（歴史文化遺産所管課）		主体	
	行政（その他所管課）		支援	
	前期（R8～R11）	中期（R12～R14）	後期（R15～R17）	関連する方針
				方針6

第9章 歴史的遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の推進体制

1 歴史的遺産所管課の体制

(1) 歴史的遺産所管課の現状

本市教育委員会内に歴史的遺産所管課があり、歴史的遺産の調査・研究、保存、活用などを所管している。また、市長部局に観光所管課があり、日本遺産など歴史的遺産の観光分野での活用の一部を所管している。さらに、教育委員会の附属機関として、歴史的遺産の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議を行うため、河内長野市文化財保護審議会を設置している。

(2) 歴史的遺産所管課職員の配置状況

歴史的遺産所管課は、令和7（2025）年4月現在は社会教育第2課として、本庁および庁外施設に職員が配置されている。

①本庁

- ・主な業務：歴史的遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する業務
- ・職員数：専門職 学芸員など3名（うち2名は会計年度任用職員）
：事務職 7名（うち4名は会計年度任用職員）

②庁外施設

a) 市立ふるさと歴史学習館

- ・主な業務：歴史的遺産の展示、講座、体験学習など
- ・職員数：専門職 学芸員など10名（うち9名は会計年度任用職員）
：事務職 1名

b) 市立滝畑ふるさと文化財の森センター

- ・主な業務：植物性屋根材の普及啓発・研修、民俗文化財の普及啓発など
- ・職員数：専門職 学芸員など5名（会計年度任用職員）
：事務職 2名

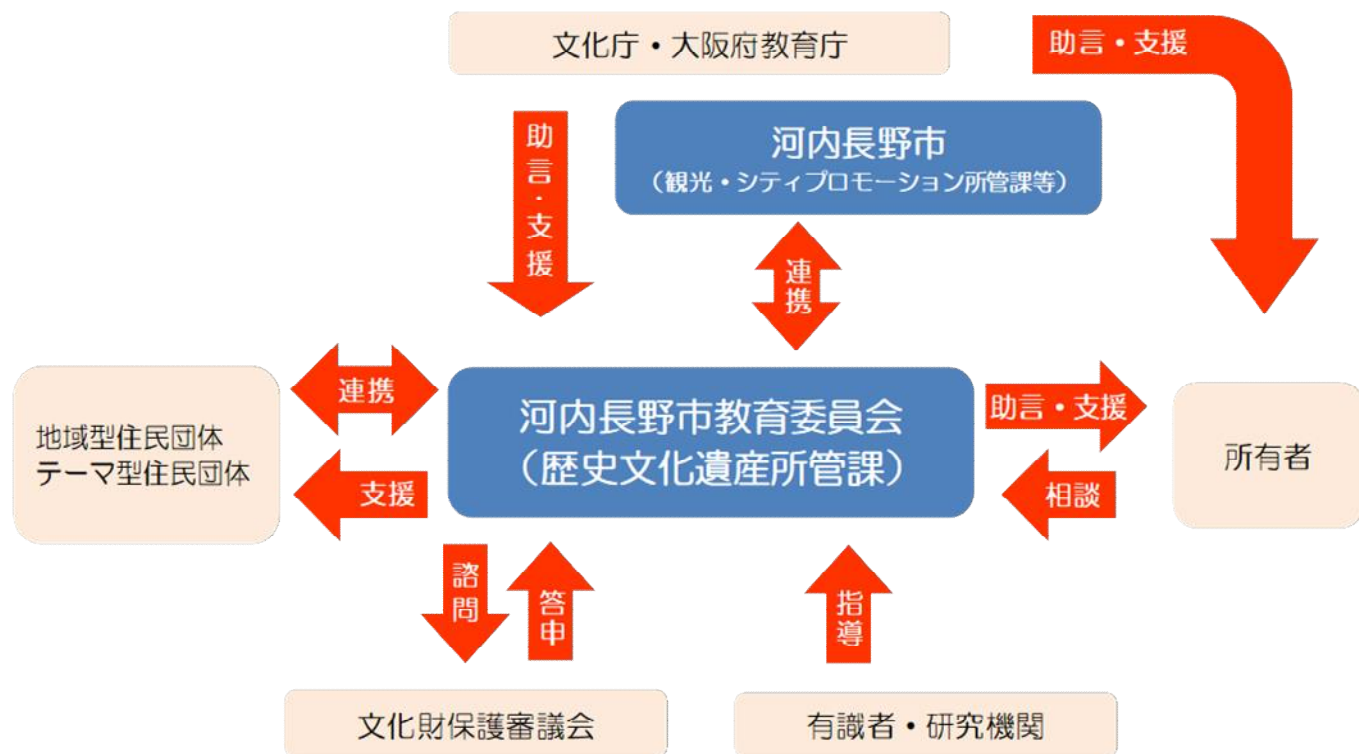
c) 市立図書館

- ・主な業務：郷土資料の整理・保存、郷土資料を活用した講座・展示など
- ・職員数：専門職 郷土資料担当1名（会計年度任用職員）
：専門職 司書など34名（うち28名は会計年度任用職員）
：事務職 4名（うち1名は会計年度任用職員）

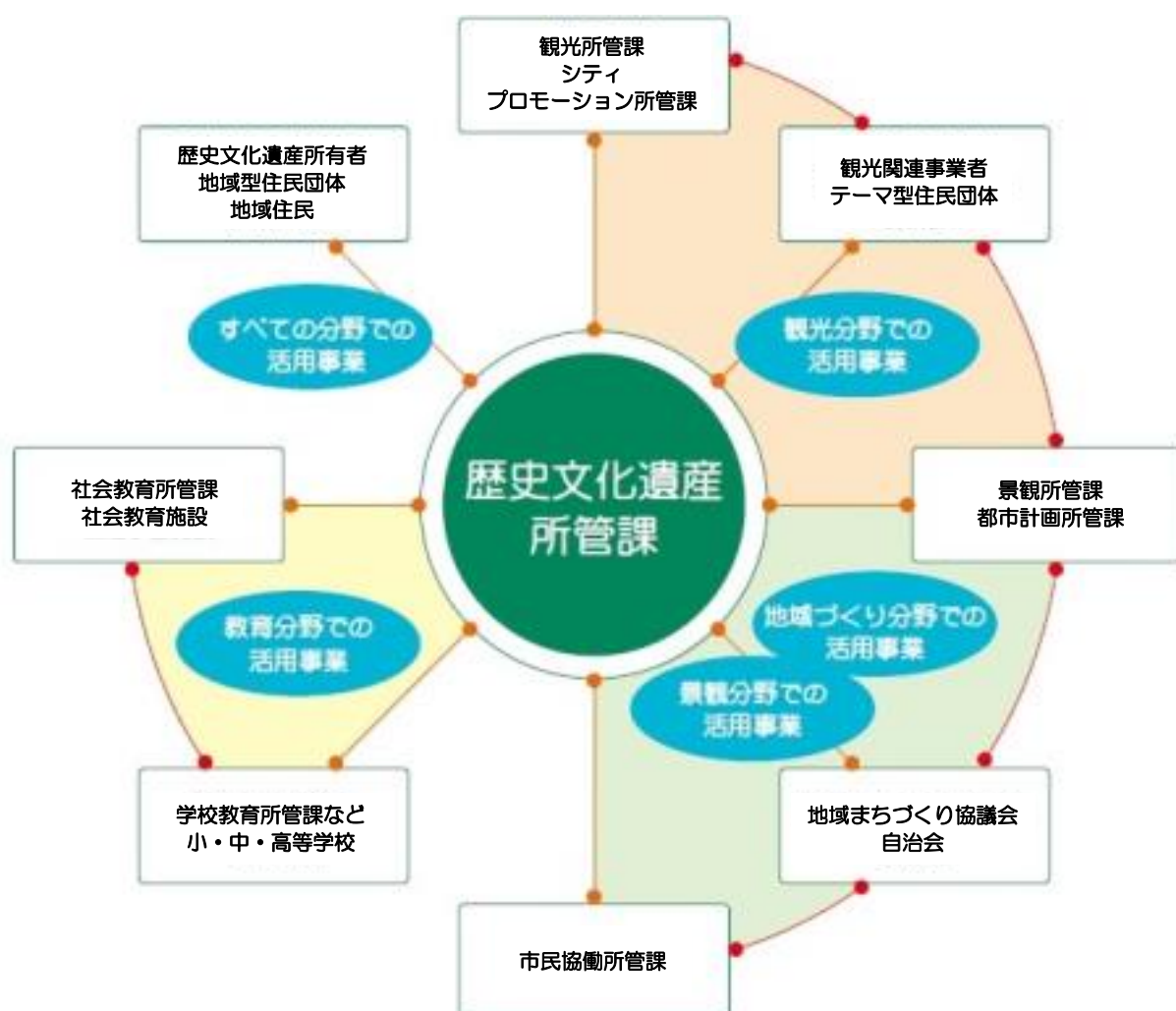
(3) 河内長野市文化財保護審議会の体制

令和7（2025）年4月現在の体制は、以下のとおりである。

	氏名	専門	所属等
会長	中村 浩	考古学	大阪大谷大学 名誉教授
	北川 央	歴史（近世）	九度山・真田ミュージアム 名誉館長
	中井 均	中世城郭史	滋賀県立大学 名誉教授
	山田 智子	建築（民家等）	京都文教短期大学 教授
	小谷 利明	歴史（中世）	八尾市専門委員
副会長	吉原 忠雄	美術工芸	元 大阪大谷大学 教授
	井上 剛一	文化財の活用	元 河内長野市教育委員会生涯学習部 理事
	富島 義幸	建築（社寺等）	京都大学大学院 教授
	横川 昌史	天然記念物	大阪市立自然史博物館 学芸員
	市川 秀之	民俗	滋賀県立大学 教授



第58図 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の実施体制



第59図 歴史文化遺産の活用に関する連携体制

(4) 庁内連携などの体制

本市の歴史文化遺産の保存と活用は、学校教育、社会教育、観光、市民協働、各種開発や防災を所管する部署と適切な役割分担のもとに、調整と連携を行いつつ、業務を行う。

【関係課】

- ・学校教育所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、学校教育課）
教育分野での活用を行う際に、市内各小中学校との連絡調整を担当する。
- ・社会教育所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、社会教育第 1 課）
社会教育分野での活用を行う際に、市立市民交流センターや市立公民館との調整を担当する。
- ・観光所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、産業観光課）
観光分野での活用を担当する。
- ・市民協働所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、まちづくり推進課）
地域づくり分野での活用を行う際に、地域まちづくり協議会などの住民団体との調整を担当する。
- ・都市計画所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、都市企画課）
開発と歴史文化遺産保護との調整、文化的景観保全について調整と連携を行う。
- ・防災所管課（令和 7（2025）年 4 月現在は、危機管理課）
災害時の対応について、調整と連携を行う。

(5) 歴史文化遺産所有者・住民団体との連携

本市における歴史文化遺産の大部分は、宗教法人など民間団体によって所有されており、保存と活用にあたっては、情報共有と連携を行い、適切な助言と支援を行う。本市は住民活動が活発であり、地域型住民団体やテーマ型住民団体と歴史文化遺産の保存と活用を行っていく上で、協働を行っていく。また、広域で活動を行っている組織・機関もあり、これらの団体とも適切に連携を行っていく。

【連携団体】

①歴史文化遺産所有者

②地域型住民団体

- ・地域まちづくり協議会
- ・自治会

③テーマ型住民団体

- ・河内長野市観光協会
- ・河内長野市日本遺産推進協議会
- ・かわちながの観光ボランティア倶楽部
- ・烏帽子里山保全クラブ
- ・NPO法人森林ボランティアトモロス
- ・河内長野市青少年健全育成協議会
- ・河内長野市青少年指導員連絡協議会

④広域活動組織

- ・女人高野日本遺産協議会
- ・葛城修験日本遺産活用推進協議会
- ・全国国宝重要文化財所有者連盟
- ・大阪府登録文化財所有者の会
- ・公益社団法人 大阪府建築士会

(6) 専門機関との連携

本市の歴史文化遺産の詳細調査や研究、あるいは保存に関する事業を行っていくにあたっては、国立博物館や大学などの研究機関、公益財団法人 文化財建造物保存技術協会などの専門機関と連携し、専門的・技術的支援を受ける。

(7) 推進体制の構築

本計画を確実に推進していくために、関係諸機関、関係団体と適切に連携体制をとり、事業を進めていく。

2 事業推進の進行管理など

(1) PDCAサイクルによる進行管理

地域計画に基づく事業については、河内長野市文化財保護審議会において、目的、手法、効果の観点から評価を行い、課題点を整理し、翌年度以降の事業実施に反映させる1年をサイクルとしたPDCAによる進行管理を行う。この過程においては、単純な事業の実施の有無ではなく、効果的であったかどうかについても評価をしていく。

そして、評価の内容は、本計画期間以降の次期計画作成の際に基礎資料とする。

(2) 協働・連携による事業の推進

事業の実施にあたって河内長野市文化財保護審議会をはじめとする有識者、国、府の指導を受け、歴史文化遺産所有者、地域住民、関連団体との積極的な協働、連携による事業の推進を図る。

(3) 柔軟な計画の見直し

めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくためには、計画期間中であっても柔軟な見直しを行うこととする。



第60図 PDCAサイクル

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画
令和7年■月

編集・発行 河内長野市教育委員会
大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

別表1 関連遺産群1 観心寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	観心寺 金堂	有形文化財(建造物)	国指定	
2	観心寺 訶梨帝母天堂	有形文化財(建造物)	国指定	
3	観心寺 書院	有形文化財(建造物)	国指定	
4	観心寺 建掛塔	有形文化財(建造物)	国指定	
5	観心寺 恩賜講堂	有形文化財(建造物)	国指定	
6	観心寺 大門	有形文化財(建造物)	府指定	
7	観心寺 鎮守社拝殿 附 棟札一枚	有形文化財(建造物)	府指定	
8	観心寺 御影堂(大師堂)	有形文化財(建造物)	府指定	
9	観心寺 本願堂(開山堂)	有形文化財(建造物)	府指定	
10	観心寺 禪本院中門	有形文化財(建造物)	府指定	
11	観心寺 禪本院持仏堂	有形文化財(建造物)	府指定	
12	観心寺 弁天堂	有形文化財(建造物)	未指定	
13	観心寺 阿弥陀堂	有形文化財(建造物)	未指定	
14	観心寺 行者堂	有形文化財(建造物)	未指定	
15	観心寺 牛瀧堂	有形文化財(建造物)	未指定	
16	観心寺 鐘楼	有形文化財(建造物)	未指定	
17	観心寺 禪本院庫裡	有形文化財(建造物)	未指定	
18	弥勒堂(鳩原東端集会所)	有形文化財(建造物)	未指定	
19	大日寺	有形文化財(建造物)	未指定	
20	延命寺 山門	有形文化財(建造物)	未指定	
21	古民家	有形文化財(建造物)	府指定	
22	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
23	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
24	古民家	有形文化財(建造物)	国指定	
25	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
26	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
27	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
28	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
29	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
30	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
31	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
32	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
33	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
34	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
35	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
36	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
37	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
38	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
39	絹本着色 大随求像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	国指定	
40	両界曼荼羅壁画、四天王像および菩薩像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
41	絹本着色如来荒神像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
42	東洋図・世界図屏風	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	
43	紙本着色胎蔵界三昧耶曼陀羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
44	紙本着色金剛界三昧耶曼陀羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
45	紙本着色種子星曼陀羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
46	紙本淡彩神方丘地区所有鬼住村絵図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	
47	絹本着色仏眼曼陀羅	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
48	絹本着色五髻文殊菩薩画像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
49	絹本着色紅顔梨色阿弥陀如来像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
50	紙本着色高野四社明神画像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
51	絹本着色弘法大師画像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
52	絹本着色宇賀神画像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
53	絹本着色三神像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
54	絹本着色普賢菩薩画像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
55	絹本着色当麻曼陀羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
56	絹本着色 兜率天曼陀羅図(釈迦堂安置)	有形文化財(美術工芸品・絵画)	国指定	
57	絹本着色 伝地蔵曼陀羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	
58	紙本着色 河州錦部郡鬼住村絵図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	
59	紙本着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	

60	紙本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
61	紙本着色 不動明王立像図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
62	絹本着色 十一尊天得如来図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
63	絹本着色 良忍上人倚像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
64	絹本着色 法明上人倚像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
65	紙本着色 光明真言曼荼羅図[箱付]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
66	紙本着色 迦樓羅絵像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
67	紙本墨書 「三社神号」	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
68	紙本木版 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
69	紙本着色 弘法大師座像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
70	紙本墨書 六齋念佛講名帳	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
71	西国三十三所本尊御影図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
72	四国八十八ヶ所本尊御影図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
73	絵図[鬼棲神社境内図]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
74	紙本着色 雨宝童子像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
75	絹本着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
76	絹本着色 光明真言曼荼羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
77	絹本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
78	紙本墨書 「三寶」	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
79	絹本着色 地藏十王図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
80	絹本着色 弘法大師像図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
81	絹本着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
82	絹本着色 弘法大師像図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
83	紙本着色 大威徳明王図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
84	版刷軸物装 [観心寺牛滝堂]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
85	紙本着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
86	紙本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
87	紙本着色 阿弥陀三尊八供養来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
88	紙本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
89	紙本着色 阿弥陀三尊八供養来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
90	紙本着色 仏涅槃図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
91	紙本着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
92	絹本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
93	紙本着色 方便法身尊像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
94	絹本着色 十三仏図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
95	北條彦之丞殿領分[河州錦部郡小深村]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
96	河内國第壹大區六小區錦部郡小深邨[彩色地籍図]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
97	紙本墨書「天照皇大神宮 豊受大神宮」伊勢大々神樂奏行紀念	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
98	弘法大師像 付箱	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
99	楠木正成画	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
100	紙本着色 毘沙門天図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
101	西国三十三所観音霊場本尊三十三体図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
102	絹本金地着色 阿弥陀三尊来迎図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
103	阿弥陀三尊来迎図 絹本着色	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
104	紙本着色 十三仏	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
105	青面金剛図[紙本着色]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
106	庚申図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
107	毘沙門天図カ	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
108	軸残片二箱[写真のみ]	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
109	十三佛尊像 太井村	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
110	毘沙門天	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
111	阿弥陀如来	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
112	紙本着色 阿弥陀三尊来迎図 付箱	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
113	絹本金地[裏金]着色 毘沙門天図 付箱	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
114	紙本着色 十三仏図 付箱	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
115	版本淡彩 仏涅槃図 付箱	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
116	紙本着色 青面金剛像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	

117	紙本淡彩雨宝童子像	有形文化財(美術工芸品・絵画)	未指定	
118	絹本着色 伝地藏曼荼羅図	有形文化財(美術工芸品・絵画)	市指定	
119	千手観音及不動明王、毘沙門天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
120	持国天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
121	多聞天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
122	阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
123	薬師如来立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定 (重要美術品)	
124	蔵王権現立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定 (重要美術品)	
125	大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
126	厨子入 地藏菩薩半跏像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
127	厨子入 千手観音坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
128	厨子入 白衣観音坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
129	阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
130	地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
131	木造 大黒天	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
132	木造 如来形坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
133	木造 大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
134	大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
135	大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
136	如意輪観音坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
137	観世音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
138	釈迦如来半跏像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
139	聖観音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
140	聖観音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
141	聖観音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
142	聖観音立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
143	十一面観音立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
144	地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
145	如意輪観音坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
146	宝生如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
147	弥勒菩薩坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
148	釋迦如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
149	薬師如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
150	愛染明王坐像(後村上天皇御念持仏)	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
151	持国天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
152	多聞天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
153	広目天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
154	愛染明王坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
155	不動明王坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
156	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
157	木造 大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
158	木造 不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
159	釈迦如来立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	
160	薬師如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
161	木造 勝三世明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
162	厨子入 木造 大随求尊坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
163	厨子入 木造 大威徳明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
164	厨子入 木造 佛眼佛母尊坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
165	厨子入 木造 降三世明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
166	厨子入 木造 釈迦如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
167	厨子入 木造 毘沙門天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
168	木造 十二神将立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
169	木造 日光菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
170	木造 月光菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
171	木造 蔵王権現立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
172	木造 大元帥明王像頭部	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
173	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
174	木造 孔雀明王坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
175	金銅仏	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	

176	蔵王権現立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
177	日光菩薩	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
178	月光菩薩	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
179	十二神将	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
180	大元師明王面部像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
181	地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
182	十一面観音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
183	阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
184	勝三世明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
185	釈迦如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
186	不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
187	毘沙門天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
188	仏眼仏母尊坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
189	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
190	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
191	木造不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
192	木造地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
193	厨子入 木造 不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
194	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
195	木造 毘沙門天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
196	木造 不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
197	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
198	木造 毘沙門天立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
199	木造地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
200	木造大日如来坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
201	木造不動明王立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
202	狛犬	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
203	狛犬[ア]	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
204	狛犬[ウン]	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
205	狛犬	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
206	狛犬	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
207	木造 大日如来座像〔観心寺宝物館〕光背、台座のみ	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	未指定	
208	木造 厨子入 聖僧坐像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	東京国立博物館
209	金銅 如意輪観音半跏像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	大阪市立美術館
210	金銅 観世音菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	国指定	奈良国立博物館
211	石造 地藏菩薩立像	有形文化財(美術工芸品・彫刻)	市指定	
212	腹巻	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国指定	
213	鉄造 灯籠	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国指定	
214	金銅 蓮華花瓶	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	国指定	
215	種字十三佛板碑	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
216	梵鐘	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
217	鰐口	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
218	鰐口	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
219	石造物墓碑	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
220	梵鐘	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
221	扁額山号額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
222	扁額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
223	扁額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
224	扁額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
225	扁額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
226	扁額厨子入り勅額	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
227	仏具三鈷杵	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
228	仏具九鈷杵	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
229	版木普賢延命菩薩像	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
230	塔泥塔	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
231	仏具九鈷鈴	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
232	中央厨子	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
233	鋳物孔雀文磬	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
234	鋳物磬架	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
235	鰐口	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
236	鰐口	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
237	鐘	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
238	宝塔	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
239	版木	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
240	版木大日堂(牛玉宝印)	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	

241	楽器鼓 木製皮張	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
242	銅製 鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
243	銅製 鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
244	木箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
245	木箱「御奉書 鳩原邑 弥勒堂」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
246	木箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
247	太鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
248	厨子	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
249	木製黒箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
250	線香台	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
251	御膳用具 [食器]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
252	護符版木「牛玉宝印 大日堂」 [箱付]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
253	護符版木「牛玉宝印 弥勒堂」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
254	仏具一式	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
255	箱 [軸物4本入]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
256	銅製鑿子	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
257	鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
258	銅製 鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
259	銅製 鑿子	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
260	護符版木「戎像」 [葛野戎社]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
261	護符版木「牛玉宝印夷三郎殿」 [葛野戎社]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
262	木製 提灯立 [戎社祭礼用]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
263	密教法具	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
264	鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
265	銅製 鉦鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
266	太鼓と撥[まっか]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
267	木製	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
268	護符版木「河合寺牛玉宝印」 朱印[木製]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
269	墨書「檜尾山」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
270	遍額「発祥山 大日寺」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
271	木箱 軸② 有	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
272	箱 仏具一式	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
273	木箱 仏具一式	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
274	太鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
275	太鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
276	太鼓	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
277	壇	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
278	高座	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
279	金銅製 華鬘	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
280	金 釣灯籠[左、右一対]	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
281	銅製鑿子	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
282	唐金燭台壺対 付箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
283	版木 5枚 付紙箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
284	箱残板片「天来山地蔵寺什物」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
285	箱書「河南太井邨什物」	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
286	木箱	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
287	紅糸威喉輪	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
288	紙本四社明神画像	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	未指定	
289	東洋図・世界図屏風	有形文化財(美術工芸品・工芸品)	市指定	
290	観心寺縁起資財帳	有形文化財(美術工芸品・古文書)	国宝	
291	観心寺縁起	有形文化財(美術工芸品・古文書)	国指定	
292	観心寺文書(六百八十八通)	有形文化財(美術工芸品・古文書)	国指定	
293	伊達政宗自筆書状	有形文化財(美術工芸品・古文書)	市指定	
294	中尊寺経 金銀字経百六十六 卷、金字経五十卷	有形文化財(美術工芸品・書籍・典 籍)	国指定	
295	道標四角柱	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
296	道標自然石	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
297	舟形光背地観音薩立像型	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
298	経塚	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
299	石見川三嶽神社小社	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	
300	石見川地藏堂	民俗文化財 (有形の民俗文化財)	未指定	

301	石見川地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
302	石見川薬師堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
303	石見川荒日九大明神	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
304	小深薬師堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
305	小深神社	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
306	小堂(舟形光背地観音薩立像型)	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
307	太井地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
308	鳩原東端自治会集会所	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
309	塩神	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
310	高倉大明神	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
311	葛野戎社殿	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
312	地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
313	地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
314	地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
315	かじや坂地藏堂	民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	
316	しめ縄づくり	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	
317	勧請縄かけ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	
318	勧請縄かけ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	
319	河合寺墓地	記念物（遺跡）	未指定	
320	河合寺霊園	記念物（遺跡）	未指定	
321	河南東山墓地	記念物（遺跡）	未指定	
322	観心寺墓地	記念物（遺跡）	未指定	
323	大日寺墓地	記念物（遺跡）	未指定	
324	鳩原西端墓地	記念物（遺跡）	未指定	
325	鳩原東端墓地(詣り墓)	記念物（遺跡）	未指定	
326	鳩原東端墓地(埋め墓)	記念物（遺跡）	未指定	
327	太井墓地	記念物（遺跡）	未指定	
328	小深墓地・上小深墓地	記念物（遺跡）	未指定	
329	石見川墓地(詣り墓)	記念物（遺跡）	未指定	
330	石見川墓地(埋め墓)	記念物（遺跡）	未指定	
331	河合寺 境内	記念物（遺跡）	未指定	
332	観心寺 境内	記念物（遺跡）	国史跡	
333	極楽寺跡	記念物（遺跡）	未指定	
334	放光寺跡	記念物（遺跡）	未指定	
335	川上神社 境内	記念物（遺跡）	未指定	
336	八幡神社 境内	記念物（遺跡）	未指定	
337	三嶽神社 境内	記念物（遺跡）	未指定	
338	延命寺 境内	記念物（遺跡）	未指定	
339	小深公民館(旧天狗堂)・産土神社跡	記念物（遺跡）	未指定	
340	寺元遺跡	記念物（遺跡）	未指定	
341	鳩原遺跡	記念物（遺跡）	未指定	
342	太井遺跡	記念物（遺跡）	未指定	
343	延命寺遺跡	記念物（遺跡）	未指定	
344	僧浄蔵の墓	記念物（遺跡）	市指定	
345	薬師寺跡	記念物（遺跡）	未指定	
346	西端地藏寺跡	記念物（遺跡）	未指定	
347	中世塚	記念物（遺跡）	未指定	陵墓参考地
348	天神社跡	記念物（遺跡）	未指定	
349	代官屋敷跡	記念物（遺跡）	未指定	
350	臨川寺跡	記念物（遺跡）	未指定	
351	夕照もみじ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

別表2 関連遺産群2 高野参詣に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	松林寺 本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
2	松林寺 庫裏	有形文化財(建造物)	未指定	
3	松林寺 書院	有形文化財(建造物)	未指定	
4	極楽寺 本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
5	極楽寺 山門	有形文化財(建造物)	未指定	
6	盛松寺 本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
7	西代神社 本殿	有形文化財(建造物)	未指定	
8	長野神社 本殿	有形文化財(建造物)	国指定	
9	烏帽子形八幡神社本殿	有形文化財(建造物)	国指定	
10	増福寺本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
11	上田金毘羅宮	有形文化財(建造物)	未指定	
12	諸瀬大師堂	有形文化財(建造物)	未指定	
13	旧三日市交番	有形文化財(建造物)	市指定	
14	地藏寺 本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
15	安明寺本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
16	岩瀬薬師寺本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
17	牛頭天王社	有形文化財(建造物)	未指定	
18	粽大師松明屋	有形文化財(建造物)	未指定	
19	南天苑	有形文化財(建造物)	国登録	
20	蟹井神社	有形文化財(建造物)	未指定	
21	西條合資会社旧店舗・土蔵	有形文化財(建造物)	国登録	
22	旧三日市交番	有形文化財(建造物)	市指定	
23	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
24	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
25	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
26	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
27	古民家	有形文化財(建造物)	国登録	
28	古民家・土蔵	有形文化財(建造物)	国登録	
29	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
30	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
31	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
32	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
33	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
34	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
35	紙本著色 種字両界曼荼羅図	有形文化財(絵画)	市指定	
36	木造 不動明王坐像 及二童子立像	有形文化財(彫刻)	府指定	
37	銅造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
38	銅造 薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
39	銅造 釈迦如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
40	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
41	厨子入 木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
42	厨子入 木造 弁財天坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
43	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
44	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
45	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
46	木造 観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
47	木造 勢至菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
48	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
49	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
50	木造 観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
51	木造 勢至菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
52	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
53	木造 毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
54	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
55	木造 地藏菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
56	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
57	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
58	木造 聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
59	瓦造 如来形坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
60	木造 愛染明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	

61	厨子入 木造 菩薩形立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
62	厨子入 木造 菩薩形立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
63	厨子入 木造 竜王像	有形文化財(彫刻)	未指定	
64	厨子入 木造 雨宝童子像	有形文化財(彫刻)	未指定	
65	木造 不動明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
66	厨子入 木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
67	木造 十一面観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
68	厨子入 木造 地蔵菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
69	厨子入 金銅 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
70	厨子入 木造 地蔵菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
71	木造 薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
72	木造 如意輪観音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
73	木造 如意輪観音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
74	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
75	木造 十一面観音立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
76	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
77	木造 地蔵菩薩像	有形文化財(彫刻)	未指定	
78	木造 不動明王像	有形文化財(彫刻)	未指定	
79	木造 薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
80	木造 薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	府指定文化財	
81	厨子入 木造 大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
82	木造 降三世明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
83	厨子入 木造 愛染明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
84	木造 弁財天坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
85	木造 広目天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
86	木造 多聞天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
87	木造 持国天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
88	木造 増長天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
89	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
90	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
91	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
92	木造 大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
93	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
94	厨子入 木造 雨宝童子立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
95	厨子入 木造 孔雀明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
96	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
97	木心乾漆鐘馗神王像	有形文化財(彫刻)	未指定	
98	木造 大黒天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
99	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
100	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
101	木造 地蔵菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
102	木造 持国天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
103	木造 増長天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
104	木造 広目天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
105	木造 多聞天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
106	木造 厨子入 愛染明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
107	木造 胎蔵界大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
108	木造 吉祥天坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
109	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
110	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
111	厨子入り阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
112	阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
113	如来形坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
114	如来形坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
115	大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	市指定	
116	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
117	薬師如来立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
118	釈迦如来立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
119	毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
120	木造 十二神将立像 招杜羅神将(子神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
121	木造 十二神将立像 毘羯羅神将(丑神)	有形文化財(彫刻)	未指定	

122	木造 十二神将立像 宮毘羅神将(寅神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
123	木造 十二神将立像 伐折羅神将(卯神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
124	木造 十二神将立像 迷企羅神将(辰神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
125	木造 十二神将立像 頗彌羅神将(巳神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
126	木造 十二神将立像 安底羅神将(午神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
127	木造 十二神将立像 珊底羅神将(羊神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
128	木造 十二神将立像 因達羅神将(申神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
129	木造 十二神将立像 波夷羅神将(酉神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
130	木造 十二神将立像 摩睺羅神将(戌神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
131	木造 十二神将立像 真達羅神将(亥神)	有形文化財(彫刻)	未指定	
132	岩瀬薬師寺 五輪塔	有形文化財(彫刻)	府指定	
133	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
134	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
135	不動明王脇侍	有形文化財(彫刻)	未指定	
136	不動明王脇侍	有形文化財(彫刻)	未指定	
137	長野神社 長刀 無銘	有形文化財(美術工芸品)	府指定	
138	木製 三日月宿高札	有形文化財(古文書)	市指定	
139	古文書	有形文化財(古文書)	未指定	
140	須田安兵衛池史碑	有形文化財(歴史資料)	未指定	
141	碑建立の詞、明細帳の碑	有形文化財(歴史資料)	未指定	
142	膳所藩陣屋跡標石	有形文化財(歴史資料)	未指定	
143	霞亭碑	有形文化財(歴史資料)	未指定	
144	吉年正済翁歌碑	有形文化財(歴史資料)	未指定	
145	田中徳之助先生之碑	有形文化財(歴史資料)	未指定	
146	太神宮燈籠 明和八年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
147	石仏型道標「左まきのを道 元 文二」(孝子地藏)	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
148	原町の旧阿弥陀寺石造物群	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定文化財	
149	葛城修験 第十八経塚 岩瀬 経塚山	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
150	キリシタン石造物・牛神森	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
151	市町火除地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
152	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
153	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
154	三日月八字王講社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
155	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
156	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
157	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
158	弁財天堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
159	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
160	太神宮燈籠 天保二年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
161	角柱型道標「右上神谷妙見山二十七 丁 右長野よつかいど 大正二年」、 太神宮灯籠安永五年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
162	石仏型道標「右かうや道 たき 谷ふどう」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
163	石仏型道標「右かうやミち 左 市村新田」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
164	太神宮燈籠 明和三年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
165	角柱型道標「四国八十八ヶ所遍 拜道 これより壱町 天保八」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	

166	石仏型道標「右ハ平野道 左ハ堺大坂道」 道標「右平野是より四里 左さかい大坂 天保七」 太神宮燈籠 明和三年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
167	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
168	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
169	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
170	さくら池地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
171	清明塚	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
172	太神宮燈籠 明和四年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
173	道標「右かうや 左ふじい寺 天保六」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
174	古野阿弥陀堂跡	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
175	夜鳴神	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
176	古野行者堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
177	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
178	太神宮燈籠 明和六年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
179	太神宮燈籠 明治六年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
180	福寿地蔵	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
181	金龍大神	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
182	元西念寺地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
183	割坂地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
184	太神宮燈籠 寛政十年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
185	太神宮燈籠 安永三年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
186	自然石型道標「右まきの 左かうや 嘉永七年」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
187	石仏型道標「右あまのミち 左かうやミち 宝永三年」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
188	大師地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
189	首無し地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
190	辻林家地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
191	栄町地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
192	西代観音堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
193	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
194	上原地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
195	蛭池地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
196	野作上薬師堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
197	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
198	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
199	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
200	野作薬師寺	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
201	伝仲哀天皇陵地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
202	地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
203	上原牛頭天王社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
204	やまんど地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
205	白蛇社・稲荷社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
206	太神宮燈籠 明和五年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
207	西代神社 御旅所鳥居	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
208	地主大神塚	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
209	竹子姫水神碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
210	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
211	黄金塚	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
212	慈悲智恵地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
213	大願地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
214	楠姫大明神・白玉大明神社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
215	地堂大神	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
216	地蔵ノ辻地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
217	喜多大目寺地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
218	道標「右さかい/大坂/道」「いづみ」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
219	自然石型道標「右かうや」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
220	堂ノ辻地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
221	胸切地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
222	月輪寺地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	

223	子安地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
224	太神宮燈籠 明和七年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
225	角柱型道標「南無大師遍照金剛 是ヨリ高野山女人道江八里 安政 四年 三日市宿」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
226	片屋ノ辻地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
227	上の地藏さん	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
228	下の地藏さん	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
229	小塩阿弥陀寺跡	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
230	小塩八幡宮	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
231	役行者堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
232	片添観音堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
233	菅原之宮	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
234	稲荷社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
235	清水井戸	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
236	御所ノ辻地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
237	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
238	不動堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
239	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
240	石造物群	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
241	石仏型道標「右かうやくまのミち 元文六辛酉年 三月廿四日立 之」(御所之辻)	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
242	正法大師堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
243	太神宮灯籠 寛政二年銘	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
244	角柱型道標「高野山女人堂江 七里」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
245	長野神社の松明立	無形の民俗文化財	市指定	
246	西代神楽	無形の民俗文化財	市指定	
247	烏帽子形八幡神社 秋季例祭	無形の民俗文化財	未指定	
248	観音講	無形の民俗文化財	未指定	
249	蓮光寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
250	極楽寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
251	明忍寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
252	本現寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
253	盛松寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
254	松林寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
255	長野神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
256	三島神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
257	西代神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
258	千代田神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
259	春日神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
260	鳴尾神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
261	山上講山古墳跡	記念物(遺跡)	未指定	
262	旧高野街道	記念物(遺跡)	未指定	
263	旧巡礼街道	記念物(遺跡)	未指定	
264	烏帽子形城跡	記念物(遺跡)	国指定	
265	大日寺遺跡	記念物(遺跡)	未指定	
266	三日市北遺跡	記念物(遺跡)	未指定	
267	三日市宿跡	記念物(遺跡)	未指定	
268	高野街道	記念物(遺跡)	未指定	
269	千早口駅南遺跡	記念物(遺跡)	未指定	
270	高野街道合流地点	記念物(遺跡)	未指定	
271	月輪寺境内	記念物(遺跡)	未指定	
272	真教寺境内	記念物(遺跡)	未指定	
273	本現寺境内	記念物(遺跡)	未指定	
274	地藏寺 境内	記念物(遺跡)	大阪府指定	
275	烏帽子形八幡神社境内	記念物(遺跡)	国指定	
276	行者岩	記念物(名勝)	未指定	
277	吉年邸のくすのき	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定	
278	長野神社のかやのき	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

別表3 関連遺産群3 旧石清水八幡宮領甲斐庄に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	八幡神社 本殿	有形文化財(建造物)	未指定	
2	朝陽山 薬師寺本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
3	蟹井神社 本殿	有形文化財(建造物)	未指定	
4	安明寺 本堂	有形文化財(建造物)	未指定	
5	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
6	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
7	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
8	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
9	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
10	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
11	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
12	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
13	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
14	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
15	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
16	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
17	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
18	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
19	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
20	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
21	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
22	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
23	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
24	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
25	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
26	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
27	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
28	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
29	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
30	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
31	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
32	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
33	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
34	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
35	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
36	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
37	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
38	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
39	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
40	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
41	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
42	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
43	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
44	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
45	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
46	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
47	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
48	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
49	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
50	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
51	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
52	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
53	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
54	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
55	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
56	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
57	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
58	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
59	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
60	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
61	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	

62	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
63	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
64	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
65	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
66	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
67	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
68	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
69	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
70	流谷村絵図	有形文化財(絵画)	未指定	
71	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
72	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
73	不動明王脇侍	有形文化財(彫刻)	未指定	
74	不動明王脇侍	有形文化財(彫刻)	未指定	
75	木造 童子像	有形文化財(彫刻)	未指定	
76	木造 恵果阿闍梨像	有形文化財(彫刻)	未指定	
77	木造 不空三蔵像	有形文化財(彫刻)	未指定	
78	木造 善無畏三蔵像	有形文化財(彫刻)	未指定	
79	木造 龍猛菩薩像	有形文化財(彫刻)	未指定	
80	木造 金剛智三蔵像	有形文化財(彫刻)	未指定	
81	木造 龍智菩薩像	有形文化財(彫刻)	未指定	
82	石造 十三仏	有形文化財(彫刻)	市指定	
83	鉄製 湯釜	有形文化財(工芸品)	府指定	
84	陶製 狛犬	有形文化財(工芸品)	未指定	
85	湯釜	有形文化財(工芸品)	未指定	
86	流谷村文書	有形文化財(古文書)	未指定	
87	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
88	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
89	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
90	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
91	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
92	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
93	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
94	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
95	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
96	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
97	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
98	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
99	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
100	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
101	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
102	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
103	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
104	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
105	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
106	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
107	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
108	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
109	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
110	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
111	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
112	棟札	有形文化財(歴史資料)	未指定	
113	一言主神社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
114	鹵瘡大権現社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
115	出合辻地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
116	井谷地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
117	元月輪寺地蔵堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
118	下の不動堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
119	上の不動堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
120	流谷不動堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
121	観音堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
122	十六泉谷不動	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
123	正法大師堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
124	辻観音堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	

125	行谷の地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
126	行者堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
127	葛城修験第十七経塚 天見不動	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
128	小野塚	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
129	葛城修験第十六経塚 流谷金剛童子	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
130	鳥居	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
131	狛犬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
132	石段	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
133	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
134	記念碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
135	花立	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
136	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
137	標石	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
138	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
139	手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
140	百度石	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
141	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
142	手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
143	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
144	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
145	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
146	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
147	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
148	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
149	紙本または絹本著色大般若十六善神像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
150	紙本著色釋迦如来涅槃図	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
151	道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
152	道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
153	道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
154	勧請縄かけ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定	
155	湯立神事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
156	八幡神社 秋季例祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
157	鑑水不動祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
158	歳旦祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
159	節分会	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
160	大餅まき	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
161	神武祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
162	夏祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
163	提灯祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
164	提灯祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
165	神輿祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
166	本秋祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
167	棚田	文化的景観	未指定	
168	棚田	文化的景観	未指定	
169	八幡神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
170	蟹井神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
171	安明寺 境内	記念物(遺跡)	未指定	
172	安明寺墓地	記念物(遺跡)	未指定	
173	地藏寺清水共同墓地	記念物(遺跡)	未指定	
174	地藏寺墓地	記念物(遺跡)	未指定	
175	門林家地藏堂	記念物(遺跡)	未指定	
176	アジガサワ墓地	記念物(遺跡)	未指定	
177	上岩瀬墓地	記念物(遺跡)	未指定	
178	マガリ墓地	記念物(遺跡)	未指定	
179	天見公民館西側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
180	オノ神大橋西側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
181	一里山墓地	記念物(遺跡)	未指定	

182	オノ塚北崖	記念物(遺跡)	未指定	
183	十六泉谷尾根先端墓地	記念物(遺跡)	未指定	
184	ボ谷口墓地	記念物(遺跡)	未指定	
185	ウエヤマ墓地	記念物(遺跡)	未指定	
186	葦谷橋西側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
187	元月輪寺墓地	記念物(遺跡)	未指定	
188	流谷川橋北側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
189	流谷川橋南側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
190	徳備美雄家北側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
191	観音堂横墓地	記念物(遺跡)	未指定	
192	茶屋出・見坂共同墓地	記念物(遺跡)	未指定	
193	島の谷墓地	記念物(遺跡)	未指定	
194	辻観音堂墓地	記念物(遺跡)	未指定	
195	オノ神大橋東側墓地	記念物(遺跡)	未指定	
196	瀬古家旧墓地	記念物(遺跡)	未指定	
197	金気	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
198	鳥地獄	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
199	南天	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
200	八幡神社のいちょう	記念物(動物・植物・地質鉱物)	府指定	

別表4 関連遺産群4 葛城修験の霊場に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	岩湧寺本堂	有形文化財(建造物)	市指定	
2	岩湧寺多宝塔	有形文化財(建造物)	国指定	
3	岩湧寺庫裏	有形文化財(建造物)	未指定	
4	岩湧寺行者堂	有形文化財(建造物)	未指定	
5	岩湧寺地藏堂	有形文化財(建造物)	未指定	
6	岩湧寺鐘楼	有形文化財(建造物)	未指定	
7	光滝寺炭焼不動堂	有形文化財(建造物)	未指定	
8	天神社拝殿	有形文化財(建造物)	未指定	
9	天神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定	
10	加賀田神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定	
11	河州錦部郡滝畑村絵図写	有形文化財(絵画)	未指定	
12	流谷村古図	有形文化財(絵画)	未指定	
13	紙本著色 河州錦部郡加賀田郷八幡宮境内図	有形文化財(絵画)	市指定	
14	加賀田領並びに隣接領境界図写	有形文化財(絵画)	市指定	
15	毘沙門天像	有形文化財(絵画)	未指定	
16	扉絵天部像	有形文化財(絵画)	未指定	
17	屏風	有形文化財(絵画)	未指定	
18	地藏菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
19	毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
20	兜跋毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
21	役行者椅像	有形文化財(彫刻)	未指定	
22	前鬼、後鬼像	有形文化財(彫刻)	未指定	
23	地藏菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
24	阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
25	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
26	衿迦羅童子像	有形文化財(彫刻)	未指定	
27	制多迦童子像	有形文化財(彫刻)	未指定	
28	金剛界大日如来像	有形文化財(彫刻)	未指定	
29	如来形坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
30	阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
31	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
32	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
33	千手観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
34	厨子入如意輪観音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
35	脇仏1	有形文化財(彫刻)	未指定	
36	脇仏2	有形文化財(彫刻)	未指定	
37	本尊	有形文化財(彫刻)	未指定	
38	薬師如来像懸仏	有形文化財(彫刻)	未指定	
39	蔵王権現像カ	有形文化財(彫刻)	未指定	
40	四天王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
41	厨子入 木造 十一面観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
42	木造 役行者椅像	有形文化財(彫刻)	未指定	
43	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
44	木造 持国天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
45	木造 多聞天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
46	厨子入 木造 十一面観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
47	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
48	木造 智恵金剛大師坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
49	木造 大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	国指定	
50	役行者像	有形文化財(彫刻)	未指定	
51	役行者倚像	有形文化財(彫刻)	未指定	
52	前鬼	有形文化財(彫刻)	未指定	
53	後鬼	有形文化財(彫刻)	未指定	
54	役行者像	有形文化財(彫刻)	未指定	
55	持国天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
56	多聞天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
57	如来形坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	

58	愛染明王坐像	有形文化財(彫刻)	市指定	
59	魔王大権現	有形文化財(彫刻)	未指定	
60	如意輪観音坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
61	地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
62	阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
63	炭焼不動尊(木造 不動明王立像)	有形文化財(彫刻)	市指定	
64	光滝寺覚書	有形文化財(古文書)	未指定	
65	岩湧寺古文書	有形文化財(古文書)	未指定	
66	耶蘇宗門御改帳	有形文化財(古文書)	未指定	
67	流谷村寺社書上控	有形文化財(古文書)	未指定	
68	鉄製 湯釜	有形文化財(工芸品)	未指定	
69	燈籠	有形文化財(工芸品)	未指定	
70	両部鳥居	有形文化財(工芸品)	未指定	
71	鏡仏	有形文化財(工芸品)	未指定	
72	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
73	薬師如来像懸仏台座	有形文化財(工芸品)	未指定	
74	鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
75	蓮華座	有形文化財(工芸品)	未指定	
76	札盤[礼盤裏墨書]	有形文化財(工芸品)	未指定	
77	仏具入木箱蓋裏	有形文化財(工芸品)	未指定	
78	鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
79	鑿子	有形文化財(工芸品)	未指定	
80	鑿子	有形文化財(工芸品)	未指定	
81	鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
82	扁額	有形文化財(工芸品)	未指定	
83	種字額	有形文化財(工芸品)	未指定	
84	木造 智証大師坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
85	遣水不動	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
86	岩不動	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
87	大門地藏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
88	縁結び地藏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
89	横谷神社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
90	宿山金剛童子七大龍王社	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
91	加賀田神社のオコナイ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定	
92	伝大江時親邸跡	記念物(遺跡)	府指定	
93	天神社 境内	記念物(遺跡)	市指定	
94	岩湧寺 境内	記念物(遺跡)	府指定	
95	光滝寺 境内	記念物(遺跡)	市史跡	
96	葛城修験 第十八経塚 岩瀬経塚山	記念物(遺跡)	未指定	
97	葛城修験 第十七経塚	記念物(遺跡)	未指定	
98	葛城修験 第十六経塚	記念物(遺跡)	未指定	
99	葛城修験 第十五経塚	記念物(遺跡)	未指定	
100	葛城修験 第十四経塚	記念物(遺跡)	未指定	
101	葛城修験 第十三経塚	記念物(遺跡)	未指定	
102	葛城修験 第十二経塚	記念物(遺跡)	未指定	
103	鏡の宿	記念物(遺跡)	未指定	
104	臥龍洞	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
105	岩湧寺のかやのき	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定	
106	毘沙門岩	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
107	権現滝	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
108	光滝	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
109	尼滝	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	
110	光滝	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定	

別表5 関連遺産群5 高向庄に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	高向神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定	
2	薬師堂(旧三井寺)	有形文化財(建造物)	未指定	
3	高向上町会集会所(旧地福寺)	有形文化財(建造物)	未指定	
4	地藏寺(旧八福寺)	有形文化財(建造物)	未指定	
5	次の山観音堂	有形文化財(建造物)	未指定	
6	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
7	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
8	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
9	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
10	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
11	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
12	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
13	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
14	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
15	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
16	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
17	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
18	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
19	智光所蔵如来掌中示現曼陀羅木版図	有形文化財(絵画)	未指定	
20	紙本または絹本著色南無阿弥陀仏…處聖魂追福急掛軸物	有形文化財(絵画)	未指定	
21	紙本または絹本著色法明上人御画像掛軸物	有形文化財(絵画)	未指定	
22	紙本著色 十界図	有形文化財(絵画)	市指定	
23	絹本著色 涅槃図	有形文化財(絵画)	市指定	
24	絹本着色 光明真言曼陀羅図〔箱入〕	有形文化財(絵画)	未指定	
25	木版刷着色 青面金剛像〔箱入〕	有形文化財(絵画)	未指定	
26	紙本木版、着色雨宝童子像	有形文化財(絵画)	未指定	
27	紙本墨書「天照皇太神宮 從三位、荒木田神主謹書」	有形文化財(絵画)	未指定	
28	紙本木版着色大威徳明王図〔箱入〕	有形文化財(絵画)	未指定	
29	紙本墨書 念佛講中霊名 版画彩色	有形文化財(絵画)	未指定	
30	絹本着色 十三仏図	有形文化財(絵画)	未指定	
31	絹本着色 十三仏図	有形文化財(絵画)	未指定	
32	絹本着色 阿弥陀如来図	有形文化財(絵画)	未指定	
33	紙本墨書 念佛講中霊名	有形文化財(絵画)	未指定	
34	新聞紙包む 軸物三本あり	有形文化財(絵画)	未指定	
35	紙本墨書 念佛講中霊名	有形文化財(絵画)	未指定	
36	紙本着色 阿弥陀三尊来迎図像	有形文化財(絵画)	未指定	
37	絹本着色 釈迦三尊像	有形文化財(絵画)	未指定	
38	木箱 軸物1、軸物は箱銘と別物	有形文化財(絵画)	未指定	
39	軸物	有形文化財(絵画)	未指定	
40	紙本着色 釈迦十六善神図 木箱入り	有形文化財(絵画)	未指定	
41	絹本着色 観音菩薩画像	有形文化財(絵画)	未指定	
42	軸物入れ木箱 残片	有形文化財(絵画)	未指定	
43	紙本木版 観経十六観変相図	有形文化財(絵画)	未指定	
44	紙本墨書 融通念仏戒名帳	有形文化財(絵画)	未指定	
45	紙本木版 錦部別時講由来	有形文化財(絵画)	未指定	
46	上原村絵図	有形文化財(絵画)	未指定	
47	高向庄図	有形文化財(絵画)	未指定	
48	木造 釈迦如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
49	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
50	厨子入 木造 阿弥陀・薬師・釈迦・如来坐及び西国三十三所観音来迎像	有形文化財(彫刻)	未指定	
51	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
52	木造 釈迦如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	

53	木造 阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
54	厨子入 木造 阿弥陀・薬師・釈迦・如来坐及び西国三十三所観音来迎像	有形文化財(彫刻)	未指定	
55	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
56	神像(牛頭天王像)	有形文化財(彫刻)	市指定	
57	神像(女神坐像)	有形文化財(彫刻)	市指定	
58	神像(男神坐像)	有形文化財(彫刻)	市指定	
59	木造 薬師十二神将 亥神 宮毘羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
60	木造 日光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
61	木造 薬師如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
62	木造 月光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
63	厨子入 木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
64	木造 観音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
65	聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
66	四天王寺立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
67	四天王寺立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
68	地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
69	大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
70	木造 薬師十二神将 子神 毘羯羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
71	木造 薬師十二神将 丑神 招杜羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
72	木造 薬師十二神将 寅神 真達羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
73	木造 薬師十二神将 卯神 摩虎羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
74	木造 薬師十二神将 辰神 波夷羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
75	木造 薬師十二神将 巳神 因達羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
76	木造 薬師十二神将 午神 珊底羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
77	木造 薬師十二神将 未神 額彌羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
78	木造 薬師十二神将 申神 安底羅大	有形文化財(彫刻)	未指定	
79	木造 薬師十二神将 酉神 迷企羅大	有形文化財(彫刻)	未指定	
80	木造 薬師十二神将 戌神 伐折羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
81	木造 薬師十二神将 亥神 宮毘羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
82	木造 日光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
83	木造 薬師如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
84	木造 月光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
85	厨子入 木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
86	木造 薬師十二神将 子神 毘羯羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
87	木造 薬師十二神将 丑神 招杜羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
88	木造 薬師十二神将 寅神 真達羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
89	造 薬師十二神将 卯神 摩虎羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	
90	木造 薬師十二神将 辰神 波夷羅大将	有形文化財(彫刻)	未指定	

91	木造 藥師十二神將 巳神 因達羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
92	木造 藥師十二神將 午神 珊底羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
93	木造 藥師十二神將 未神 額彌羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
94	木造 藥師十二神將 申神 安底羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
95	木造 藥師十二神將 酉神 迷企羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
96	木造 藥師十二神將 戌神 伐折羅大將	有形文化財(彫刻)	未指定	
97	木造 觀音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
98	木造 難陀龍王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
99	木造 雨寶童子立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
100	木造 阿彌陀如來立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
101	木造 大黑天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
102	厨子入 木造 大日如來坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
103	木造 阿彌陀如來坐像	有形文化財(彫刻)	市指定	
104	木造 弘法大師坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
105	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
106	厨子入 木造 十一面觀音立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
107	厨子入 木造 聖觀音立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
108	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
109	木造 十一面觀音立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
110	木造 難陀龍王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
111	木造 雨寶童子立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
112	木造 阿彌陀如來立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
113	木造 地藏菩薩半跏像	有形文化財(彫刻)	未指定	
114	木造 大日如來坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
115	木造 阿彌陀如來立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
116	木造 十一面觀音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
117	木造 雨寶童子像	有形文化財(彫刻)	未指定	
118	木造 龍王像	有形文化財(彫刻)	未指定	
119	木造 聖觀音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
120	木造 十一面觀音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
121	木造 地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
122	湯釜	有形文化財(工芸品)	未指定	
123	釣燈籠	有形文化財(工芸品)	未指定	
124	猿田彦面	有形文化財(工芸品)	未指定	
125	獅子頭	有形文化財(工芸品)	未指定	
126	太鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
127	鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
128	逆修講掛軸物入木箱墨書	有形文化財(工芸品)	未指定	
129	三十三觀世音菩薩厨子扉墨書表裏 二面	有形文化財(工芸品)	未指定	
130	箱書	有形文化財(工芸品)	未指定	
131	箱書	有形文化財(工芸品)	未指定	

132	兩部鳥居	有形文化財(工芸品)	未指定	
133	獅子狛犬	有形文化財(工芸品)	未指定	
134	厨子[阿弥陀如来来迎図]	有形文化財(工芸品)	未指定	
135	鉦	有形文化財(工芸品)	未指定	
136	鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
137	銅製 伏鉦	有形文化財(工芸品)	未指定	
138	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
139	陶製 布袋像	有形文化財(工芸品)	未指定	
140	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
141	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
142	春日厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
143	仏具 銅製香炉	有形文化財(工芸品)	未指定	
144	銅製 鉦鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
145	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
146	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
147	銅製 鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
148	銅製 花鬘	有形文化財(工芸品)	未指定	
149	銅製 西国巡礼三十三度行者[葉室組]順正 満願供養札	有形文化財(工芸品)	未指定	
150	金銅製 密教法具	有形文化財(工芸品)	未指定	
151	鼓 革張部残片	有形文化財(工芸品)	未指定	
152	木製 御膳一式	有形文化財(工芸品)	未指定	
153	金銅製 密教法具	有形文化財(工芸品)	未指定	
154	木製 御膳一式	有形文化財(工芸品)	未指定	
155	木製 香炉	有形文化財(工芸品)	未指定	
156	銅製 鰐口	有形文化財(工芸品)	未指定	
157	木製 箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
158	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
159	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
160	木製 厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
161	銅製 鑿子	有形文化財(工芸品)	未指定	
162	銅製 鉦鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
163	木箱[黒塗り]	有形文化財(工芸品)	未指定	
164	厨子 内に引出	有形文化財(工芸品)	未指定	
165	銅製 花瓶	有形文化財(工芸品)	未指定	

166	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
167	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
168	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
169	弘法大師坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
170	狛犬	有形文化財(工芸品)	未指定	
171	木造 弘法大師坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
172	弘法大師坐像台座	有形文化財(工芸品)	未指定	
173	木造 弘法大師坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
174	惣持寺遺跡出土鎮壇具	有形文化財(考古資料)	市指定	
175	地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
176	東向き地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
177	次の山地蔵堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
178	中高向地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
179	土井の池脇地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
180	地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
181	野間里南向き地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
182	野間里北向き地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
183	地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
184	小井関稲荷神社	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
185	小井関地藏堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
186	池坂墓地釈迦堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
187	池坂墓地阿弥陀堂	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
188	金比羅宮	民俗文化(有形の民俗文化財)	未指定	
189	高向神社祭礼図絵馬	民俗文化(有形の民俗文化財)	市指定	
190	塞ノ神	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
191	塞ノ神	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
192	鳥居	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
193	鳥居	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
194	獅子狛犬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
195	獅子狛犬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
196	獅子狛犬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
197	手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
198	手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
199	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
200	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	

201	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
202	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
203	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
204	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
205	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
206	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
207	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
208	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
209	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
210	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
211	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
212	十三重石塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
213	石祠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
214	賽の神[丸石]	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
215	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
216	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
217	燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
218	供養碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
219	板碑[西 定治郎君紀功碑]	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
220	石造 手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
221	石燈籠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
222	手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
223	層塔 基礎、四層	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
224	供養月牌	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
225	別材組合せ燈籠型に	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
226	六字名号板碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
227	石造 板碑 西国巡礼三十三度満願供養碑カ	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
228	基壇	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
229	木製 四十九院供養塔婆の一部	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
230	自然石 六字名号碑 夏念佛供養塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
231	自然石 六字名号碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
232	石塔部材	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
233	自然石 手水鉢	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
234	石造 弘法大師坐像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
235	石仏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
236	石造 地藏菩薩立像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
237	石造 地藏菩薩立像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
238	石仏 自然石陰刻像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
239	石仏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
240	石仏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	

241	石造光背舟型 地蔵菩薩立像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
242	石造光背舟型 菩薩坐像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
243	石造 如来坐像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
244	台石 上部に地蔵カ	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
245	宝篋印塔 宝篋印陀羅尼塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
246	宝篋印塔 法界塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
247	宝篋印塔台石	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
248	宝篋印塔	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
249	日野地区獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定	
250	高向神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
251	高向王の墓	記念物(遺跡)	未指定	
252	惣持寺跡	記念物(遺跡)	未指定	
253	浄泉寺跡	記念物(遺跡)	未指定	
254	旧上窪地蔵寺 旧阿弥陀寺	記念物(遺跡)	未指定	
255	高向神社お旅所	記念物(遺跡)	未指定	
256	白山神社	記念物(遺跡)	未指定	
257	高向遺跡	記念物(遺跡)	未指定	
258	池坂墓地	記念物(遺跡)	未指定	

別表6 関連遺産群6 金剛寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産 構成歴史文化遺産一覧

N0.	名称	類型	指定などの状況	備考
1	金剛寺 金堂	有形文化財(建造物)	国指定	
2	金剛寺 多宝塔	有形文化財(建造物)	国指定	
3	金剛寺 御影堂	有形文化財(建造物)	国指定	
4	金剛寺 鐘楼	有形文化財(建造物)	国指定	
5	金剛寺 楼門	有形文化財(建造物)	国指定	
6	金剛寺 食堂	有形文化財(建造物)	国指定	
7	摩尼院 書院	有形文化財(建造物)	国指定	
8	摩尼院 表門	有形文化財(建造物)	国指定	
9	摩尼院 築地塀	有形文化財(建造物)	国指定	
10	金剛寺 本坊 持仏堂	有形文化財(建造物)	国登録	
11	金剛寺 本坊 客殿	有形文化財(建造物)	国登録	
12	金剛寺 本坊 大玄関	有形文化財(建造物)	国登録	
13	金剛寺 本坊 奥殿	有形文化財(建造物)	国登録	
14	金剛寺 本坊 渡廊下	有形文化財(建造物)	国登録	
15	金剛寺 本坊 茶室	有形文化財(建造物)	国登録	
16	金剛寺 本坊 表門	有形文化財(建造物)	国登録	
17	金剛寺 無量寿院・籠堂	有形文化財(建造物)	国登録	
18	金剛寺天野川東岸旧子院築地塀	有形文化財(建造物)	国登録	
19	金剛寺 旧理趣院表門	有形文化財(建造物)	国指定	
20	金剛寺 旧真福院表門	有形文化財(建造物)	国指定	
21	金剛寺 大講堂	有形文化財(建造物)	国登録	
22	金剛寺 大講堂食堂	有形文化財(建造物)	国登録	
23	金剛寺 鎮守橋	有形文化財(建造物)	国登録	
24	金剛寺 南大門(日野口門)	有形文化財(建造物)	国指定	
25	金剛寺 総門(仁王門)	有形文化財(建造物)	国指定	
26	金剛寺 築地塀	有形文化財(建造物)	国指定	
27	金剛寺 求聞持堂	有形文化財(建造物)	国指定	
28	金剛寺 薬師堂	有形文化財(建造物)	国指定	
29	金剛寺 五仏堂	有形文化財(建造物)	国指定	
30	金剛寺 五仏堂渡廊	有形文化財(建造物)	府指定	
31	金剛寺 御影堂渡廊	有形文化財(建造物)	府指定	
32	金剛寺 閼伽井屋	有形文化財(建造物)	国指定	
33	金剛寺 法具蔵	有形文化財(建造物)	国指定	
34	金剛寺 護摩堂	有形文化財(建造物)	国指定	
35	金剛寺開山堂附：石造三重塔	有形文化財(建造物)	国指定	
36	金剛寺 宝蔵	有形文化財(建造物)	国指定	
37	金剛寺 経蔵	有形文化財(建造物)	国指定	
38	金剛寺 弁財天社	有形文化財(建造物)	国指定	
39	金剛寺 八大龍王・善女龍王社	有形文化財(建造物)	国指定	
40	金剛寺 天照皇大神社	有形文化財(建造物)	国指定	
41	金剛寺 鎮守丹生・高野明神社	有形文化財(建造物)	国指定	
42	金剛寺 鎮守水分明神社	有形文化財(建造物)	国指定	
43	金剛寺 鎮守社 鐘楼 拜殿	有形文化財(建造物)	国指定	
44	金剛寺 吉祥院	有形文化財(建造物)	国登録	
45	金剛寺 旧観蔵院客殿(奥殿)	有形文化財(建造物)	国登録	
46	青賀原神社 本殿・境内	有形文化財(建造物)	未指定	
47	下里観音堂	有形文化財(建造物)	未指定	
48	下里観音堂地藏堂	有形文化財(建造物)	未指定	
49	古民家	有形文化財(建造物)	未指定	
50	紙本著色 日月四季山水図	有形文化財(絵画)	国指定	
51	図像下絵	有形文化財(絵画)	未指定	
52	紙本墨書松に鶴図像	有形文化財(絵画)	未指定	
53	絹本著色金剛界曼荼羅	有形文化財(絵画)	未指定	
54	絹本著色胎蔵界曼荼羅	有形文化財(絵画)	未指定	
55	絹本著色十二天像	有形文化財(絵画)	未指定	
56	紙本著色種子両界曼荼羅図	有形文化財(絵画)	未指定	
57	種子曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
58	多宝塔十二天像壁画	有形文化財(絵画)	未指定	
59	絹本著色 尊勝曼陀羅図(寺伝金剛三尊像)	有形文化財(絵画)	国指定	
60	三宝荒神像	有形文化財(絵画)	未指定	
61	絹本著色普賢菩薩十羅刹女画像	有形文化財(絵画)	未指定	
62	紙本著色十六善神画像	有形文化財(絵画)	未指定	
63	絹本著色初夜仏名会本尊像	有形文化財(絵画)	未指定	

64	絹本著色中夜仏名会本尊像	有形文化財(絵画)	未指定	
65	絹本著色後夜仏名会本尊像	有形文化財(絵画)	未指定	
66	紙本著色愛染明王画像	有形文化財(絵画)	未指定	
67	絹本著色不動三尊像	有形文化財(絵画)	未指定	
68	紙本著色阿弥陀如来像	有形文化財(絵画)	未指定	
69	紙本著色高野四社明神像	有形文化財(絵画)	未指定	
70	絹本著色五大明王画像	有形文化財(絵画)	未指定	
71	絹本著色聖徳太子及四天王像	有形文化財(絵画)	未指定	
72	絹本著色仏涅槃図	有形文化財(絵画)	未指定	
73	絹本著色不動明王及二童子立像	有形文化財(絵画)	未指定	
74	紙本著色楼閣山水図像[六曲一双]	有形文化財(絵画)	未指定	
75	紙本著色金剛寺絵図	有形文化財(絵画)	未指定	
76	絹本著色理趣会曼陀羅図	有形文化財(絵画)	未指定	
77	絹本著色理趣会種子曼陀羅図	有形文化財(絵画)	未指定	
78	絹本著色北斗曼陀羅図	有形文化財(絵画)	未指定	
79	絹本著色六観音画像	有形文化財(絵画)	未指定	
80	絹本著色両界種子曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
81	絹本著色 五秘密曼陀羅図	有形文化財(絵画)	国指定	
82	絹本著色南無円覚菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
83	板絵著色 三十六歌仙図	有形文化財(絵画)	市指定	
84	絹本著色 虚空蔵菩薩像	有形文化財(絵画)	国指定	
85	四天王立像	有形文化財(絵画)	未指定	
86	絹本著色両界曼荼羅	有形文化財(絵画)	未指定	
87	紙本著色両界種子曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
88	紙本著色金剛界三昧耶曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
89	紙本著色胎藏界三昧耶曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
90	紙本著色両界三昧耶曼陀羅	有形文化財(絵画)	未指定	
91	紙本著色蓮華像	有形文化財(絵画)	未指定	
92	紙本著色蓮華像	有形文化財(絵画)	未指定	
93	紙本著色真言八祖弘法大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
94	紙本著色真言八祖智三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
95	紙本著色真言八祖不空三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
96	紙本著色真言八祖龍智菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
97	紙本著色真言八祖龍猛菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
98	紙本著色真言八祖恵果阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
99	紙本著色真言八祖一行阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
100	紙本著色真言八祖善無畏三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
101	絹本著色真言八祖智三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
102	絹本著色真言八祖不空三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
103	絹本著色真言八祖一行阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
104	絹本著色真言八祖恵果阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
105	絹本著色真言八祖龍猛菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
106	絹本著色真言八祖龍智菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
107	絹本著色真言八祖弘法大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
108	絹本著色真言八祖善無畏三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
109	紙本著色真言八祖不空三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
110	紙本著色真言八祖智三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
111	紙本著色真言八祖龍智菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
112	紙本著色真言八祖龍猛菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
113	紙本著色真言八祖覚心上人像	有形文化財(絵画)	未指定	
114	紙本著色真言八祖阿観上人像	有形文化財(絵画)	未指定	
115	紙本著色真言八祖恵果阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
116	紙本著色真言八祖弘法大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
117	紙本著色真言八祖一行阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
118	紙本著色真言八祖善無畏三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
119	紙本著色真言八祖弘法大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
120	紙本著色真言八祖龍智菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
121	紙本著色真言八祖智三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
122	紙本著色真言八祖龍猛菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
123	紙本著色真言八祖阿観上人像	有形文化財(絵画)	未指定	
124	紙本著色真言八祖一行阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
125	紙本著色真言八祖善無畏三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
126	紙本著色真言八祖恵果阿闍梨像	有形文化財(絵画)	未指定	
127	紙本著色真言八祖不空三蔵像	有形文化財(絵画)	未指定	
128	紙本著色真言八祖覚心上人像	有形文化財(絵画)	未指定	
129	紙本著色高祖十弟子實恵	有形文化財(絵画)	未指定	

130	紙本著色高祖十弟子真清	有形文化財(絵画)	未指定	
131	紙本著色高祖十弟子圓明	有形文化財(絵画)	未指定	
132	紙本著色高祖十弟子果隣	有形文化財(絵画)	未指定	
133	紙本著色高祖十弟子知泉	有形文化財(絵画)	未指定	
134	紙本著色高祖十弟子真雅	有形文化財(絵画)	未指定	
135	紙本著色高祖十弟子道雄	有形文化財(絵画)	未指定	
136	紙本著色高祖十弟子真如	有形文化財(絵画)	未指定	
137	紙本著色高祖十弟子泰範	有形文化財(絵画)	未指定	
138	紙本著色高祖十弟子忠延	有形文化財(絵画)	未指定	
139	紙本墨色十六羅漢下絵	有形文化財(絵画)	未指定	
140	絹本著色十六羅漢	有形文化財(絵画)	未指定	
141	絹本著色阿観上人画像	有形文化財(絵画)	未指定	
142	絹本著色覚心上人画像	有形文化財(絵画)	未指定	
143	絹本著色弘法大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
144	紙本著色真言八祖像	有形文化財(絵画)	未指定	
145	絹本著色本覚大師像	有形文化財(絵画)	未指定	
146	紙本著色浄覚禅尼御房尊影	有形文化財(絵画)	未指定	
147	絹本著色御先師像	有形文化財(絵画)	未指定	
148	絹本著色上人像	有形文化財(絵画)	未指定	
149	紙本著色龍智像	有形文化財(絵画)	未指定	
150	絹本著色後喜多院御室 師範工尊影	有形文化財(絵画)	未指定	
151	紙本著色一品太王不壊身院尊像	有形文化財(絵画)	未指定	
152	紙本著色行基菩薩像	有形文化財(絵画)	未指定	
153	紙本著色菩提院信遍大僧正像	有形文化財(絵画)	未指定	
154	紙本著色弘法大師四社明神像	有形文化財(絵画)	未指定	
155	絹本著色大師明神尊影像	有形文化財(絵画)	未指定	
156	絹本著色 弘法大師像	有形文化財(絵画)	国指定	
157	両頭愛染明王像	有形文化財(絵画)	未指定	
158	金剛寺境内図	有形文化財(絵画)	未指定	
159	紙本著色 河州錦部郡下里村・泉州大鳥郡上神谷十一ヵ村国境争論絵	有形文化財(絵画)	市指定	
160	紙本著色 河州錦部郡下里村・泉州大鳥郡上神谷11ヵ村国境争論絵図	有形文化財(絵画)	市指定	
161	大日如来坐像 附 木造天蓋、不動明王坐像、降三世明王坐像	有形文化財(彫刻)	国指定	
162	二天王立像	有形文化財(彫刻)	国指定	
163	大日如来坐像	有形文化財(彫刻)	国指定	
164	五智如来坐像	有形文化財(彫刻)	国指定	
165	木造 薬師如来立像	有形文化財(彫刻)	府指定	
166	千手観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
167	地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
168	天部形立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
169	大黒天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
170	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
171	厨子入 千手観音菩薩	有形文化財(彫刻)	未指定	
172	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
173	不動明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
174	不動明王坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
175	不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
176	月光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
177	日光菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
178	十二神将像	有形文化財(彫刻)	未指定	
179	弁財天坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
180	蔵王権現立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
181	千手観音立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
182	蔵王権現立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
183	地藏菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
184	多聞天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
185	天部形立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
186	兜跋毘沙門天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
187	虚空蔵菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
188	蔵王権現立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
189	木造 阿弥陀如来坐像 カ	有形文化財(彫刻)	未指定	
190	木造 不動明王立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
191	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
192	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	

193	木造 十一面観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
194	木造 鬼神形立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
195	木造 聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
196	木造 弁財天立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
197	木造 阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
198	厨子入 木造 毘沙門天像	有形文化財(彫刻)	未指定	
199	木造 聖観音像	有形文化財(彫刻)	未指定	
200	木造 十一面観音像	有形文化財(彫刻)	未指定	
201	木造 阿弥陀如来像	有形文化財(彫刻)	未指定	
202	厨子入 木造 阿弥陀如来像	有形文化財(彫刻)	未指定	
203	厨子入 木造 不動明王像	有形文化財(彫刻)	未指定	
204	阿観上人坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
205	阿鑑上人坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
206	狛犬	有形文化財(彫刻)	未指定	
207	僧形坐像[または僧形八幡神像]	有形文化財(彫刻)	未指定	
208	弘法大師	有形文化財(彫刻)	未指定	
209	女神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
210	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
211	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
212	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
213	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
214	僧形八幡神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
215	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
216	武将坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
217	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
218	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
219	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
220	女神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
221	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
222	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
223	男神坐像	有形文化財(彫刻)	未指定	
224	楠木正成立像	有形文化財(彫刻)	未指定	
225	狛犬[阿形]	有形文化財(彫刻)	未指定	
226	狛犬[吽形]	有形文化財(彫刻)	未指定	
227	銅造 観世音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	国指定	
228	木造 十一面観音立像	有形文化財(彫刻)	市指定	
229	剣 無銘 附 黒漆宝剣拵	有形文化財(工芸品)	国指定	
230	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
231	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
232	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
233	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
234	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
235	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
236	鉄製燈明台	有形文化財(工芸品)	未指定	
237	鉄製燈明台	有形文化財(工芸品)	未指定	
238	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
239	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
240	賽銭箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
241	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
242	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
243	梵鐘	有形文化財(工芸品)	未指定	
244	国境争論絵図木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
245	扁額	有形文化財(工芸品)	未指定	
246	扁額	有形文化財(工芸品)	未指定	
247	扁額	有形文化財(工芸品)	未指定	
248	扁額	有形文化財(工芸品)	未指定	
249	木造 阿弥陀如来立像台	有形文化財(工芸品)	未指定	
250	木造 阿弥陀如来立像厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
251	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
252	鏡仏カ	有形文化財(工芸品)	未指定	
253	蓮華座	有形文化財(工芸品)	未指定	
254	両界種子曼陀羅入木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
255	覚心上人画像入り木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
256	四槩[胎藏槩]	有形文化財(工芸品)	未指定	
257	五鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
258	宝珠杵	有形文化財(工芸品)	未指定	

259	五鈷鈴	有形文化財(工芸品)	未指定	
260	宝珠鈴	有形文化財(工芸品)	未指定	
261	五鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
262	独鈷杵[鬼面]	有形文化財(工芸品)	未指定	
263	独鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
264	金剛寺境内	有形文化財(工芸品)	未指定	
265	不動明王	有形文化財(工芸品)	未指定	
266	羽黒山宝	有形文化財(工芸品)	未指定	
267	牛王・不動寺・寶印	有形文化財(工芸品)	未指定	
268	牛王・阿弥陀寺・寶印	有形文化財(工芸品)	未指定	
269	牛王・毘沙門寺・寶印	有形文化財(工芸品)	未指定	
270	牛王・観音寺・寶印	有形文化財(工芸品)	未指定	
271	琵琶	有形文化財(工芸品)	未指定	
272	琵琶修理銘写	有形文化財(工芸品)	未指定	
273	笙[銘嵐丸]	有形文化財(工芸品)	未指定	
274	太鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
275	鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
276	鞆鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
277	五輪塔	有形文化財(工芸品)	未指定	
278	高坏[大]	有形文化財(工芸品)	未指定	
279	高坏[小]	有形文化財(工芸品)	未指定	
280	筒	有形文化財(工芸品)	未指定	
281	蓮唐草螺鈿蝶形三足卓	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和34年6月27日
282	銅製錢弘俣塔	有形文化財(工芸品)	府指定	昭和49年3月29日
283	木製 密教法具	有形文化財(工芸品)	市指定	平成16年12月2日
284	蓮花蒔絵経筥	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和25年8月29日
285	腹巻及膝鎧	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和25年8月29日
286	白銅鏡 花鳥文様	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和30年2月2日
287	野辺雀蒔絵手箱	有形文化財(工芸品)	国指定	
288	金銅 柄香炉 附;金銅牡丹文透蓋	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和34年6月27日
289	金銅装 戒体箱	有形文化財(工芸品)	国指定	昭和34年6月27日
290	銅製 飛雁文鏡	有形文化財(工芸品)	未指定	昭和12年3月9日重要美術品指定
291	銅製 瑞花双鴛文八稜鏡	有形文化財(工芸品)	未指定	昭和12年12月9日重要美術品指定
292	青銅製梵鐘	有形文化財(工芸品)	未指定	
293	木製 厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
294	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
295	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
296	厨子	有形文化財(工芸品)	未指定	
297	木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
298	ハ.木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
299	狛犬木台	有形文化財(工芸品)	未指定	
300	阿観上人坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
301	阿観上人坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
302	狛犬	有形文化財(工芸品)	未指定	
303	僧形坐像[または僧形八幡神像]	有形文化財(工芸品)	未指定	
304	弘法大師	有形文化財(工芸品)	未指定	
305	女神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
306	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
307	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
308	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
309	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
310	僧形八幡神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
311	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
312	武将坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
313	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
314	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
315	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
316	女神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
317	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
318	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
319	男神坐像	有形文化財(工芸品)	未指定	
320	楠木正成立像	有形文化財(工芸品)	未指定	
321	狛犬[阿形]	有形文化財(工芸品)	未指定	
322	狛犬[吽形]	有形文化財(工芸品)	未指定	

323	板光背	有形文化財(工芸品)	未指定	
324	軸物物木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
325	軸物物木箱	有形文化財(工芸品)	未指定	
326	擬宝珠	有形文化財(工芸品)	未指定	
327	雪洞木骨組み	有形文化財(工芸品)	未指定	
328	白銅鏡	有形文化財(工芸品)	未指定	
329	太鼓	有形文化財(工芸品)	未指定	
330	湯釜	有形文化財(工芸品)	未指定	
331	聖徳太子騎馬像	有形文化財(工芸品)	未指定	
332	多宝塔鎮壇具[砥石転用梵字墨書受台、 須恵器壺、白磁小壺、金銅製宝塔など]	有形文化財(工芸品)	未指定	
333	独鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
334	鬼面独鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
335	五鈷杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
336	宝珠杵	有形文化財(工芸品)	未指定	
337	五鈷鈴	有形文化財(工芸品)	未指定	
338	宝珠鈴	有形文化財(工芸品)	未指定	
339	四蔵	有形文化財(工芸品)	未指定	
340	鎖胴丸	有形文化財(工芸品)	未指定	
341	菱鉄鎖繫ぎ佩楯	有形文化財(工芸品)	未指定	
342	白韋綴伊予佩楯	有形文化財(工芸品)	未指定	
343	板鞠阿古陀形十二間筋冑	有形文化財(工芸品)	未指定	
344	割鞠頭形冑	有形文化財(工芸品)	未指定	
345	頭形冑鉢	有形文化財(工芸品)	未指定	
346	四本篠籠手	有形文化財(工芸品)	未指定	
347	喉輪	有形文化財(工芸品)	未指定	
348	金銅三鍬形	有形文化財(工芸品)	未指定	
349	木造 登高座	有形文化財(工芸品)	未指定	
350	紙本墨書 宝篋印陀羅尼經	有形文化財(書籍・典籍)	国指定	
351	紙本墨書 梵漢普賢行願贊	有形文化財(書籍・典籍)	国指定	
352	紺紙金泥 法華經	有形文化財(書籍・典籍)	国指定	
353	紙本金泥 宝篋印陀羅尼經	有形文化財(書籍・典籍)	国指定	
354	紙本墨書 大般涅槃經	有形文化財(書籍・典籍)	国指定	
355	紙本墨書 楠氏文書	有形文化財(古文書)	国指定	
356	遊仙窟残卷 元亨元年加点奥書	有形文化財(古文書)	国指定	
357	延喜式神名帳	有形文化財(古文書)	国指定	
358	延喜式	有形文化財(古文書)	国指定	
359	金剛寺文書	有形文化財(古文書)	未指定	
360	紙本墨書 清水寺仮名縁起	有形文化財(古文書)	未指定	
361	下里老人クラブ常設集会所裏地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
362	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
363	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
364	下里・中尾さかいの地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
365	天野老人クラブ常設集会所前地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
366	たわたに地藏堂 舟形光背地藏立像道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
367	たわたに地藏堂 舟形光背地藏	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
368	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
369	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
370	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
371	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
372	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
373	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
374	金毘羅大権現	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
375	地藏堂	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
376	板絵著色 三十六歌仙図	民俗文化財(有形の民俗文化財)	市指定	
377	道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
378	小谷徳平君記念碑	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
379	門柱石	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
380	道標「子安阿彌陀へ二里」	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
381	道標	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定	
382	天野山金剛寺の正御影供百味飲食	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定	
383	観音講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定	
384	天野街道	記念物(遺跡)	未指定	
385	巡礼路	記念物(遺跡)	未指定	

386	金剛寺 境内	記念物(遺跡)	国指定	
387	青賀原神社 境内	記念物(遺跡)	未指定	
388	金剛寺 境内林	記念物(遺跡)	国指定・市指定	
389	下里町墓地	記念物(遺跡)	未指定	
390	天野墓地	記念物(遺跡)	未指定	
391	天野山金剛寺墓所	記念物(遺跡)	未指定	
392	天野山金剛寺霊園	記念物(遺跡)	未指定	
393	南大阪霊園	記念物(遺跡)	未指定	
394	新滝畑天神社	記念物(遺跡)	未指定	
395	金剛寺のすぎ	記念物(天然記念物)	市指定	

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 措置表(全体版)

将来像	方向性	課題	方針	事業	事業内容	主体など※	実施スケジュール		
							前期 R8～R11	中期 R12～R14	後期 R15～R17
多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を学び、伝え、活かすまち	調査研究の推進 （調査研究の方向性1）	把握調査に不十分な分野がある	未実施分野の歴史文化遺産把握調査の実施	(1)①歴史文化遺産の把握調査事業	未調査分野の歴史文化遺産の把握調査を実施する。	所／有・研／地図／テ 国／行(文)／行(他)			
		保存のための歴史文化遺産詳細調査が不十分	保存のための歴史文化遺産詳細調査の推進	(1)②歴史文化遺産の詳細調査事業	未指定文化財の指定・登録を推進するとともに、指定に必要な詳細調査を実施する。	所／有・研／行(文)			
		相互の関連性の解明が不十分	歴史文化遺産の相互の関連性の調査研究の推進	(1)③歴史文化遺産の相互関連性の調査研究事業	歴史文化遺産を相互に結び付ける事象あるいは相互の関連性に関して調査研究を行う。	所／有・研／行(文)			
		埋蔵文化財調査の継続実施が必要	埋蔵文化財の記録保存の実施	(1)④埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査事業	市域での開発行為等に先行し、埋蔵文化財の発掘調査・試掘調査・確認調査を実施する。	有・研／行(文)／行 (他)			
		滅失する恐れのある歴史文化遺産の記録保存が不十分	滅失するおそれのある歴史文化遺産の記録保存の実施	(1)⑤歴史文化遺産保存継承のための記録保存事業	市内の特徴的な祭礼、年中行事などの記録保存調査を行う。	所／有・研／行(文)			
		調査研究に対して有識者の指導助言が必要	文化財保護審議会の定期的な開催・運営	(1)⑥文化財保護審議会運営事業	毎年度2回程度文化財保護審議会を開催し、事業評価や指定文化財候補の審議などを行う。	所／有・研／行(文)			
	確実な保存・整備・継承の実施 （保存・整備・継承の方向性2）	所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の継続実施が必要	所有者や様々な専門機関や有識者と連携した適切な維持管理、保存修理の推進	(2)①指定・登録文化財修理・整備事業	自然劣化や災害等の被害を受けた指定・登録文化財の適切な保存修理・整備を実施する。	所／有・研／行(文)			
				(2)②指定・登録文化財管理事業 (史跡・有形文化財(建造物)維持管理、防災設備保守点検)	有形文化財(建造物)や史跡・名勝・天然記念物の日常の維持管理を行うとともに、管理上の相談、協議を行う。	所／テ国／行(文)			
				(2)③未指定文化財保存事業	未指定文化財についてデジタル化なども含めて保存する措置を講じる。	所／有・研／行(文)／ 行(他)			
		史跡保存活用計画書の作成が不十分	史跡保存活用計画作成の推進	(2)④保存活用計画作成事業	未策定の史跡の保存活用計画を作成する。作成済みの史跡では計画更新などを行う。	所／有・研／行(文)			
		展示・収蔵施設の老朽化と分散保管	必要に応じた展示・収蔵施設の改修・整備の推進	(2)⑤収蔵施設の整備等事業	有形文化財を展示収蔵する施設の確保・修理・整備について施設の整備・改修を含めた検討を行う。	所／有・研／行(文)			
				(2)⑥歴史文化遺産保存・公開施設検討事業	新しい歴史文化遺産の収蔵・公開施設について、調査研究機能も含めてその在り方を検討する。	所／有・研／行(文)			
		史跡の整備が不十分	史跡整備の推進	(2)⑦史跡整備事業	史跡観心寺境内・史跡金剛寺境内・史跡烏帽子形城跡の整備を行う。	所／有・研／行(文)			
		民俗文化財(有形の民俗文化財)の収集と保管が不十分	民俗文化財(有形の民俗文化財)の収集と保管の実施	(2)⑧民俗文化財(有形の民俗文化財)収集・保管事業	民俗文化財(有形の民俗文化財)の収集と保管を実施する。	所／有・研／行(文)			
		民俗文化財(無形の民俗文化財)の継承支援が必要	民俗文化財(無形の民俗文化財)の継承支援の実施	(2)⑨民俗文化財(無形の民俗文化財)保存継承事業	技術伝承の支援や祭礼用具の修理といった、無形の民俗文化財の保存継承事業に対する補助を行う。 未指定文化財についても、祭礼用具の修理や祭礼自体を円滑に進めることができるよう調整や必要な情報提供を行う。	所／有・研／行(文)			
		文化財修復資材の確保が必要	文化財修復資材の確保のための地産・地消と普及啓発の推進	(2)⑩選定保存地域保全・活用事業	有形文化財(建造物)修復に用いる植物性資材が生育する選定保存地域について、資材及び人材の育成補助、研修の場を提供する。	所／有・研／地図／テ 国／行(文)／行(他)			
		防犯・防災設備の整備新設や修理や更新が不十分	設備の整備等の適切な実施による防災・防犯対策の充実	(2)⑪防災・防犯設備整備事業	指定等文化財の既存設備の小修理及び防災防犯設備の整備・改修を行う。	所／行(文)			
		将来にわたり歴史文化遺産の保存継承に参画する人材の不足	人材確保・育成を目的とした仕組みづくりの支援	(2)⑫歴史文化遺産保存継承者育成事業	次世代の人材を育成することを目的として、地域住民に対する講座やワークショップなどの啓発活動を行い、次世代を担う人材育成に関する活動の支援を行う。	所／有・研／地図／行 (文)			
	歴史文化遺産を活用した人づくり （教育分野での活用） 方向性3	学校との連携が今後も必要	学校と連携した歴史文化遺産の学校教育分野における活用の充実	(3)①-a)郷土歴史学習(小・中学校)の推進事業	授業の支援として、郷土歴史学習への講師派遣、子ども文化財解説の実施支援、校外学習の実施支援、ふるさと歴史学習館における学習の受け入れなどを行う。	所／行(文)／行(他)			
				(3)①-b)総合的な探究活動(小・中学校)の支援事業	探究活動の支援として、学校との十分な事前打ち合わせに基づき、校区の歴史文化遺産の保存・活用における現状を学び、学習の手法や目標を個別の案件ごとに協議して、講師を派遣して学習活動を行う。	所／行(文)／行(他)			
				(3)①-c)総合的な探究活動(高等学校)の支援事業	探究活動の支援として、学校との十分な事前打ち合わせに基づき、市域の歴史文化遺産の保存・活用における現状を学び、学習の手法や目標を個別の案件ごとに協議して、講師を派遣して学習活動を行う。	所／行(文)／行(他)			
		社会教育施設との連携の促進が必要	社会教育施設と相互に連携した歴史文化遺産の社会教育における活用の充実	(3)②-a)公民館・図書館等講座事業	郷土の歴史文化遺産の理解を深めることができるような講座を実施する。	有・研／行(文)／行 (他)			
				(3)②-b)歴史文化遺産の展示事業	本市の歴史文化遺産の理解を深めることができるような展示を実施する。	有・研／行(文)			
				(3)②-c)歴史体験事業	本市の歴史文化遺産に関連した歴史体験(綿くり、紺屋型紙のしおりづくり、苫葺体験等)を実施し、郷土の歴史文化にふれるきっかけづくりを行う。	行(文)			
				(3)②-d)河内長野版歳時記活用事業	市内の無形の民俗文化財に関する映像記録や紹介冊子などを郷土歴史学習や公民館講座などで活用する。	有・研／行(文)／行 (他)			
				(3)②-e)市が管理する施設の維持管理・運営事業	ふるさと歴史学習館、滝畑ふるさと文化財の森センター、市指定文化財旧三日市交番の維持管理と運営を行うとともに、その将来的なあり方について検討する。	有・研／行(文)			
	活用した地域文化遺産を 活用し、活かすまち 方向性4	交流人口を受け入れるための人材育成が必要 市独自の歴史文化遺産の魅力発信が必要 他市との連携が必要	他市との連携	(4)①-a)観光ボランティア活動の支援事業	観光ボランティアの育成と支援を行う。	所／テ国／行(文)／ 行(他)			
				(4)①-b)日本遺産活用事業「中世に出逢えるまち」	「中世に出逢えるまち」のストーリーを活用し、大都市部での講演会、現地の見学会などを実施する。	所／有・研／テ国／行 (文)／行(他)			
				(4)①-c)日本遺産活用事業「女人高野」	「女人高野」のストーリー活用し、大都市部での講演会、現地の見学会、広域周遊イベントなどを実施する。	所／有・研／テ国／行 (文)／行(他)			
				(4)①-d)日本遺産活用事業「葛城修験」	「葛城修験」のストーリーを活用し、情報発信や広域周遊イベントなどを実施する。	所／有・研／テ国／行 (文)／行(他)			
	地域づくり活動連動分野を 活用した活用 方向性5	住民団体との協働の促進が必要	幅広い住民団体と連携した歴史文化遺産の活動の推進	(5)①-a)地域型住民団体の活動支援事業	団体が主催する事業への人材派遣、運営・資金確保に関する情報提供、広報活動について支援を行う。また公民館を活動拠点とした自主グループにも、同様の活動支援を行う。	地図／行(文)／行 (他)			
				(5)①-b)テーマ型住民団体の支援・連携事業	団体活動への支援として、構成員の人材確保、活動の場の提供、運営・資金確保に関する情報提供、広報活動について支援を行う。	テ国／行(文)／行 (他)			
				(5)①-c)地域の伝統文化の継承支援事業	団体活動への支援として、専門的見地からの助言、財源確保に関する助言協力を行う。	地図／行(文)			
		住民団体と連携した地域景観の保全が不十分	住民団体と連携した地域景観保全の推進	(5)②-a)環境・景観維持保全事業	烏帽子里山保全クラブと連携し、史跡烏帽子形城跡の維持管理を行う。	地図／テ国／行(文) ／行(他)			
		幅広い目的を持った活用事業の推進が必要	住民団体と連携した幅広い目的を持った活用事業の推進	(5)②-b)健康推進支援事業	健康推進所管課と連携し、地域住民の健康増進のため、ウォーキングといった史跡、文化的景観などを会場としたイベントを開催、支援する。	所／行(文)／行(他)			

※所有者＝所、有識者・研究機関＝有・研、地域型住民団体＝地図、テーマ型住民団体＝テ国、行政(文化財所管課)＝行(文)、行政(その他所管課)＝行(他)

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 措置表(防災・消防・防犯版)

将来像	防災・消防・防犯	課題	方針	事業	事業内容	主体など※	実施スケジュール		
							前期 R8～R11	中期 R12～R14	後期 R15～R17
歴史文化遺産を学ぶ、伝え、活かすまち	防災・消防	指定文化財は従来どおり防災設備・消防整備の定期点検を継続していく必要がある。	・指定文化財は従来どおり防災・消防設備の定期点検を継続する。	(防1)防災・消防・防犯設備保守点検事業(再掲)	防災・消防・防犯設備の点検や日常的な管理を行う。	所／行(文))	➡➡➡➡	➡➡➡	➡➡➡
		史跡や史跡外部に所在する歴史文化遺産に関する保存活用計画が未作成のものがある。	・史跡観心寺境内、史跡烏帽子形城跡の史跡保存活用計画の作成を推進する。	(防2)保存活用計画作成事業(再掲)	未作成の史跡観心寺境内・史跡烏帽子形城跡は作成を推進する。作成済みの史跡金剛寺境内は、計画変更の検討及び計画期間終了に伴う更新を行う。	所／有・研／行(文))			
		未指定文化財については特段の取組みが行われておらず、これらに対して、どのように、どこまでの防災対策・消防を促していくのか検討ができている。	・未指定文化財への防災・消防・防犯設備設置の検討を行う。	(防3)未指定文化財防災・消防・防犯対策の検討	未指定文化財について防災・消防・防犯対策の検討を行う。	所／行(文))			
		防災・消防訓練を引き続き実施していく必要がある。	・防災訓練・消防訓練を継続的に実施する。	(防4)防災・消防訓練の実施	防災・消防訓練を行う。	所／行(文))／ 行(他)			
		文化財建造物の耐震補強を実施する必要がある。	・文化財建造物の耐震補強を実施する。	(防5)耐震補強の実施	文化財建造物の修理に合わせて耐震補強を行う。	所／行(文))			
		歴史文化遺産関係資料は性質上、火災に対して脆弱である。	・資料の分散保管を進める。	(防6)収蔵施設の整備等事業(再掲)	有形文化財(建造物・美術工芸品)を収蔵する施設の確保・整備環境について、施設の整備改修を含めた検討を行う。	所／有・研／行(文))			
	防犯	・防犯センサー未設置の物件についての検討が必要である。	・防犯センサー未設置の物件について設置を検討する。	(防3)未指定文化財防災・消防・防犯対策の検討(再掲)	未指定文化財について防災・消防・防犯対策の検討を行う。	所／行(文))			
		・防犯に対する所有者意識の醸成が必要である。	・防犯に対する所有者意識の醸成する。	(防7)防災・消防・防犯に対する所有者意識の醸成	防災・消防・防犯に対する所有者意識の醸成を行う。	所／行(文))			

※所有者＝所、有識者・研究機関＝有・研、地域型住民団体＝地団、テーマ型住民団体＝テ団、行政(文化財所管課)＝行(文)、行政(他所管課)＝行(他)

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 措置表(関連遺産群版)

将来像	関連遺産群	課題	方針	事業	事業内容	主体など※	実施スケジュール		
							前期 R8～R11	中期 R12～R14	後期 R15～R17
多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を学び、伝え、活かすまち	観心寺と旧寺辺領に 関連する 歴史文化遺産	観心寺は、多くの研究機関によって研究が進められているが、研究機関によって行われる調査、研究動向の把握が十分でない。	観心寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。	調査研究事業	観心寺や旧寺辺領に関して全国的な研究動向を把握する。	所／有・研／行(文))			
		観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査が十分でない。	観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。	文化財調査事業	把握調査を行い、重要なものは個別調査を行う。	所／有・研／行(文))			
		観心寺境内や旧寺辺領の歴史文化遺産に関して保存措置をとる必要のあるものが存在する。	把握調査を踏まえて、重要なものは市指定などの保存措置を行う。	文化財指定事業	把握調査に基づき、重要なものは個別調査を行い、市の指定措置を行う。	所／有・研／行(文))			
		観心寺境内の歴史文化遺産は保存継承活動が進んでいるものの、旧寺辺領の歴史文化遺産については十分でない。	旧寺辺領の関連遺産群を周知し、川上小学校区地域まちづくり協議会と協働で保存継承活動を推進する。	保存継承活動推進事業	地域住民や学校と協働して、寺辺領の関連遺産を周知し、地域での保存継承活動を推進する。	所／地図／行(文)) ／行(他)			
		国宝や重要文化財が集中する観心寺境内での歴史文化遺産の活用を今後も持続させる必要がある。	観心寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。また、所有者、かわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で歴史文化遺産の公開を積極的に進め、継続的に全国へ向かって魅力発信を行い、交流人口の拡大をはかる。	郷土歴史学習事業	観心寺境内での子ども文化財解説、探究学習支援を継続的に行う。	所／地図／行(文)) ／行(他)			
				講演会・シンポジウム・展示事業	観心寺や旧寺辺領をテーマとした講演会・シンポジウム・展示を開催し、市域の歴史文化の魅力を普及啓発する。	所／有・研／地図／テ 国／行(文))			
				観光促進事業	河内長野市日本遺産推進協議会の活動の中で、市外での講演会、インターネットやポスター・チラシでの情報発信を通じて、広く市外へも観心寺や旧寺辺領の魅力やこれに関するイベント情報を発信する。	所／テ国／行(文)) ／行(他)			
				関連遺産群をテーマとした歴史文化遺産特別公開事業	所有者と協働して彫刻や美術工芸品など普段は公開されていない歴史文化遺産について期間を設けて特別公開を行う。	所／テ国／行(文)) ／			
	高野参詣に 関連する 歴史文化遺産	歴史文化遺産を活用していく上でコンテンツの収集が十分でなく、研究ができていない。	コンテンツ収集のため、高野参詣や三日市宿に関する研究を今後も推進する必要がある。	調査研究事業	高野参詣に関して全国的な研究動向を把握し、三日市宿跡に残る古文書などの個別調査成果を活用し、総合的な研究を行う。	所／有・研／行(文)) ／			
		石造物や古文書などで重要なものの指定などが進んでいない。	石造物や古文書などで重要なものの市指定措置などを推進する。	文化財指定事業	個別調査の成果を踏まえて、重要なものについては市指定などの保存措置を検討する。	所／有・研／行(文)) ／			
		当該関連遺産群を構成する歴史文化遺産は継続的な保存継承活動が必要である。	史跡烏帽子形城跡をはじめとする高野街道沿いの関連遺産群の地域での保存継承活動を三日市小学校区まちづくり協議会と協働で推進する。	保存継承活動推進事業	住民団体や学校と協働して、史跡烏帽子形城跡をはじめとする高野街道沿いの関連遺産群の保全継承活動を行う。	所／有・研／地図／テ 国／行(文)) ／			
		高野街道のフィールドワークなど学校教育の場での学習機会を引き続き設ける必要がある。	高野街道のフィールドワークなど学校教育の場での学習機会を充実させる。	郷土歴史学習	旧三日市宿をテーマとする郷土歴史学習や高野街道のフィールドワークを行い、学校教育の場での活用を継続的にいき、価値を共有する。	所／行(文)) ／行(他)			
		地域に残る歴史文化遺産の価値の共有が十分ではない。	展示・講座などを通じて歴史資料の価値を共有していく。	講演会・シンポジウム・展示事業	高野参詣や三日市宿に関する講演会・シンポジウム・展示を開催し、市域の歴史文化の魅力を普及啓発し、価値を共有する。	所／有・研／地図／テ 国／行(文)) ／			
		市域外部に所在するものも含めて甲斐庄に関連する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を進めていく必要がある。	コンテンツ収集のため、甲斐庄に関する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を推進する。	史料の把握	甲斐庄に関する史料を把握し、活用や保存のための研究を行う。	所／有・研／行(文)) ／			
	に旧関石連清水八幡宮文領甲遺斐産庄 関連する 歴史文化遺産	古文書などで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。	古文書などで重要なものの市指定措置を推進する。	文化財指定事業	個別調査の成果を受けて、重要なものについては指定などの保存措置を検討する。	所／有・研／行(文)) ／			
		里山景観とあわせて、地域の景観保全の普及啓発を学校教育や社会教育の場で行う必要がある。	里山景観の保全を普及啓発し、学校教育や社会教育の場での保全継承活動を天見地域まちづくり協議会と協働で推進し、支援を行う。	地域の景観保全推進事業	地域景観を普及啓発し、保全の方法を検討する。	所／有・研／地図／ 行(文)) ／			
				関連遺産群をテーマとした郷土歴史学習	小中学校において里山景観や地域の歴史に関する授業を行う。	所／地図／行(文)) ／行(他)			

多様な人々が関わり合いながら、歴史文化遺産を学び、伝え、活かすまち

関連葛城修連歴史遺産文霊群化場4遺に産	葛城修験に関連する歴史文化遺産が分布する他市とも連携し、調査研究を行う必要がある。	葛城修験に関する調査研究を他市とも連携し推進する。	関連遺産群調査研究事業	他市とも連携を行い葛城修験に関する資料を把握し、活用や保存のための研究を行う。	所／有・研／行(文))				
	美術工芸品などで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。	美術工芸品などで重要なものの市指定措置を推進する。	保全措置の推進	個別調査の成果を踏まえて、重要なものについては市指定などの保存措置を検討する。	所／有・研／行(文))				
	葛城修験について普及啓発が十分ではない。	地域内で葛城修験に関する普及啓発を地域の公民館と協働で行う。	普及啓発事業	「葛城修験」のストーリーの普及と構成文化財の活用として、小中学校や公民館などで葛城修験に関する授業や講座を行う。	所／有・研／行(文))				
	他市町村とも連携して葛城修験の魅力の発信を継続する必要がある。	他市町村とも連携して葛城修験の魅力を発信する。	観光促進事業	葛城修験日本遺産活用推進協議会の活動を通じて、他市とも連携しながら、広く市外へも葛城修験の魅力やこれに関するイベント情報を発信する。	所／有・研／行(文)) ／行(他)				
高向歴史向関史庄連文に遺化関産遺連群産する5	関連遺産群を構成する歴史文化遺産のなかで重要なものの指定措置が進んでいないものがある。	個別調査結果に応じて関連遺産群構成歴史文化遺産の市指定措置を推進する。	文化財指定事業	個別調査の成果を受けて、重要なものについては指定などの保存措置を検討する。	所／有・研／行(文))				
	地域住民とも価値を共有し協働して関連遺産群を構成する歴史文化遺産の地域での保存継承活動を充実させる必要がある。	関連遺産群を普及啓発し、地域での保全継承活動を高向小学校区ひと・まち・ゆめづくり会と協働で推進する。	関連遺産群をテーマとした郷土歴史学習	小中学校において高向庄に関する授業を行う。	所／地図／行(文)) ／行(他)				
			歴史文化遺産特別公開事業	地域住民とも連携して普段は公開されていない歴史文化遺産を公開することを通じて普及啓発を行い、保存継承の意識を高める。	所／地図／行(文)) ／行(他)				
金剛寺と旧寺辺領に歴史文化遺産を関連する6	金剛寺に関する調査、研究動向の把握が十分でない。	金剛寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。	調査研究事業	金剛寺や旧寺辺領に関して全国的な研究動向を把握する。	所／有・研／行(文)) ／				
	金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査が十分でない。	金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。	把握調査事業	近世文書の把握調査を進める。	所／有・研／行(文)) ／				
	金剛寺境内や旧寺辺領の歴史文化遺産に関して保存措置をとる必要のあるものが存在する。	把握調査を踏まえて、重要なものは市指定などの保存措置を行う。	文化財指定事業	把握調査をもとに、重要なものについては指定などの措置を検討する。	所／有・研／行(文))				
	金剛寺境内の歴史文化遺産については保全継承活動が進んでいるものの、旧寺辺領の歴史文化遺産については十分でない。	旧寺辺領の関連遺産を周知し、公民館と協働で地域での保全継承活動を推進する。	保存継承活動推進事業	地域住民や学校と協働して、関連遺産群の地域での保全継承活動を行う。	所／地図／行(文)) ／				
	金剛寺での小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する必要がある。	金剛寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。	郷土歴史学習事業	境内での子ども文化財解説、探究学習支援を継続的に行う。	所／行(文)) ／行(他)				
	国宝や重要文化財が集中する金剛寺境内での歴史文化遺産の活用を今後も持続させる必要がある。	金剛寺や旧寺辺領の歴史文化遺産の価値をかわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で全国的に魅力発信し、交流人口の拡大をはかる。	講演会・シンポジウム・展示事業	金剛寺や旧寺辺領をテーマとした講演会・シンポジウム・展示を開催し、市域の歴史文化の魅力を普及啓発する。	所／地図／行(文)) ／				
			観光促進事業	女人高野日本遺産協議会・河内長野市日本遺産推進協議会の活動の中で、市外での講演会、インターネットやポスター・チラシでの情報発信を通じて、広く市外へも金剛寺や旧寺辺領の魅力やこれに関するイベント情報を発信する。	所／テ団／行(文)) ／行(他)				
			関連遺産群をテーマとした文化財特別公開事業	所有者と協働して彫刻や美術工芸品など普段は公開されていない歴史文化遺産について期間を設けて特別公開を行う。	所／テ団／行(文)) ／行(他)				

※所有者＝所、有識者・研究機関＝有・研、地域型住民団体＝地団、テーマ型住民団体＝テ団、行政(文化財所管課)＝行(文)、行政(その他所管課)＝行(他)